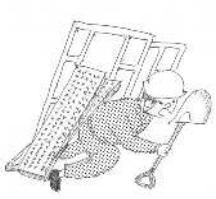
# 令和８年における死亡災害一覧

令和8年9月24日現在

| 番号 | 発生月日<br>発生地 | 年齢<br>性別 | 業　種<br>職　種 | 事故の型<br>起因物 | 災害の概要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1<br>甲府 | 1月30日<br>笛吹市 | 59<br>男 | 建設業<br>重機運転 | 倒壊<br>足場 | 足場の組立を行っていたところ、足場が倒れ、足場の南側約２ｍの位置（地上）で基礎工事（土の埋め戻し）を行っていた被災者が足場の下敷きになった。  |
| 2<br>甲府 | 4月３日<br>甲府市 | 44<br>男 | 農業<br>農業従事者 | 墜落・転落<br>スピードスプレヤー | 葡萄を栽培する段々畑で、スピードスプレヤーと呼ばれる農薬散布用作業車を用いて、単独で農薬散布をしていたところ、端部の石垣が崩れて、高低差約80ｃｍ下段の畑に作業車とともに転落し、身体の胸部から上側を、地面と車両との間に挟まれた。  |
| 3<br>都留 | 7月18日<br>北都留郡<br>小菅村 | 74<br>男 | 建設業<br>土木作業<br>従事者 | 墜落・転落<br>地山、岩石 | 谷止工の施工予定地付近において請負工事の現地見積調査を実施中、被災者は、墜落防止設備がなく、要求性能墜落制止用器具を装着していない状態で、高さ約50mの急斜面(最大勾配約50度)を登っていたところ、斜面下へ転落した。  |
| 4<br>都留 | 8月２日<br>笛吹市 | 25<br>男 | 製造業<br>飲料製造<br>従事者 | 交通事故<br>トラック | 社用車(２トン保冷車)を運転して国道を走行中、進路右側の縁石に乗り上げ、導流島に設置された道路標識の支柱に衝突した。  |
| 5<br>甲府 | 8月９日<br>甲斐市 | 58<br>男 | 小売業<br>店員 | 激突され<br>トラック | ガソリンスタンド内で、ガソリン等が保管されている地下タンクの底に水が溜まっていないか確認するため、マンホールの蓋を外し、地面に膝をついて覗き込むような姿勢でマンホール内部の点検作業を行っていたところ、給油のため入構してきた10トントラックに轢かれた。  |

# 令和8年･7年 1～9月死傷災害（休業4日以上）比較表

R8.9.30時点　山梨労働局

| 業種別＼署別 | 合計 当年 死亡 | 合計 当年 死傷 | 合計 前年 死亡 | 合計 前年 死傷 | 合計 増減数 | 合計 増減%率 | 甲府 当年 死亡 | 甲府 当年 死傷 | 甲府 前年 死亡 | 甲府 前年 死傷 | 甲府 増減数 | 甲府 増減%率 | 都留 当年 死亡 | 都留 当年 死傷 | 都留 前年 死亡 | 都留 前年 死傷 | 都留 増減数 | 都留 増減%率 | 鰍沢 当年 死亡 | 鰍沢 当年 死傷 | 鰍沢 前年 死亡 | 鰍沢 前年 死傷 | 鰍沢 増減数 | 鰍沢 増減%率 | 業種別 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **全産業** | **5** | **619** | **6** | **649** | **-30** | **-4.6** | **3** | **455** | **3** | **454** | **1** | **0.2** | **2** | **135** | **3** | **135** | **0** | **0** | | **29** | | **60** | **-31** | **-51.7** | 全 |
| **1 製造業** | **1** | **158** | **1** | **155** | **3** | **1.9** | | **103** | | **102** | **1** | **1** | **1** | **45** | **1** | **34** | **11** | **32.4** | | **10** | | **19** | **-9** | **-47.4** | |
| 食料品 | 1 | 61 | | 61 | 0 | 0 | | 47 | | 46 | 1 | 2.2 | 1 | 10 | | 9 | 1 | 11.1 | | 4 | | 6 | -2 | -33.3 | |
| 木材・木製品 | | 5 | | | 5 | - | | 2 | | | 2 | - | | | | | | | | 3 | | | 3 | - | |
| 家具・装備品 | | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | | 1 | | | 1 | - | | | 1 | 1 | -1 | -100 | | | | | | | |
| パルプ・紙、印刷 | | 1 | | 4 | -3 | -75 | | | | 4 | -4 | -100 | | 1 | | | 1 | - | | | | | | | |
| 化学 | | 12 | | 14 | -2 | -14.3 | | 5 | | 7 | -2 | -28.6 | | 5 | | 4 | 1 | 25 | | 2 | | 3 | -1 | -33.3 | 1 |
| 窯業・土石製品 | | 3 | | 4 | -1 | -25 | | 2 | | 1 | 1 | 100 | | 1 | | | 1 | - | | | | 3 | -3 | -100 | |
| 鉄鋼、非鉄金属 | | 1 | | 1 | 0 | 0 | | | | 1 | -1 | -100 | | 1 | | | 1 | - | | | | | | | |
| 金属製品 | | 17 | | 11 | 6 | 54.5 | | 13 | | 8 | 5 | 62.5 | | 4 | | 3 | 1 | 33.3 | | | | | | | |
| 一般･電気･輸送用機械 | | 41 | | 32 | 9 | 28.1 | | 23 | | 17 | 6 | 35.3 | | 17 | | 10 | 7 | 70 | | 1 | | 5 | -4 | -80 | |
| 上記以外の製造業 | | 16 | | 27 | -11 | -40.7 | | 10 | | 18 | -8 | -44.4 | | 6 | | 7 | -1 | -14.3 | | | | 2 | -2 | -100 | |
| **2 土石採取業** | | **1** | | **4** | **-3** | **-75** | | **1** | | **2** | **-1** | **-50** | | | | | | | | | | **2** | **-2** | **-100** | 2 |
| **3 建設業** | **2** | **52** | **1** | **56** | **-4** | **-7.1** | **1** | **38** | **1** | **34** | **4** | **11.8** | **1** | **10** | | **10** | **0** | **0** | | **4** | | **12** | **-8** | **-66.7** | |
| 土木工事 | 1 | 19 | 1 | 22 | -3 | -13.6 | | 11 | 1 | 12 | -1 | -8.3 | 1 | 6 | | 5 | 1 | 20 | | 2 | | 5 | -3 | -60 | 3 |
| 建築工事 | 1 | 20 | | 23 | -3 | -13 | 1 | 16 | | 13 | 3 | 23.1 | | 3 | | 5 | -2 | -40 | | 1 | | 5 | -4 | -80 | |
| その他の工事 | | 13 | | 11 | 2 | 18.2 | | 11 | | 9 | 2 | 22.2 | | 1 | | | 1 | - | | 1 | | 2 | -1 | -50 | |
| **4 運輸交通業** | | **53** | | **69** | **-16** | **-23.2** | | **42** | | **58** | **-16** | **-27.6** | | **7** | | **7** | **0** | **0** | | **4** | | **4** | **0** | **0** | |
| 鉄道･軌道･水運･航空業、道路旅客運送業 | | 3 | | 4 | -1 | -25 | | 2 | | 2 | 0 | 0 | | 1 | | 1 | 0 | 0 | | | | 1 | -1 | -100 | 4 |
| 道路貨物運送業(その他の運輸交通業を含む) | | 50 | | 65 | -15 | -23.1 | | 40 | | 56 | -16 | -28.6 | | 6 | | 6 | 0 | 0 | | 4 | | 3 | 1 | 33.3 | |
| **5 貨物取扱業** | | **1** | | | **1** | **-** | | **1** | | | **1** | **-** | | | | | | | | | | | | | 5 |
| **6-2 林業** | | **9** | | **4** | **5** | **125** | | **5** | | **2** | **3** | **150** | | **2** | | **1** | **1** | **100** | | **2** | | **1** | **1** | **100** | 6 |
| **8 商業** | **1** | **100** | **1** | **118** | **-18** | **-15.3** | **1** | **82** | **1** | **91** | **-9** | **-9.9** | | **15** | | **24** | **-9** | **-37.5** | | **3** | | **3** | **0** | **0** | 8 |
| **9 金融・広告** | | **6** | | **5** | **1** | **20** | | **4** | | **5** | **-1** | **-20** | | **2** | | | **2** | **-** | | | | | | | 9 |
| **13 保健衛生業** | | **77** | | **77** | **0** | **0** | | **69** | | **64** | **5** | **7.8** | | **5** | | **9** | **-4** | **-44.4** | | **3** | | **4** | **-1** | **-25** | 13 |
| **14 接客娯楽業** | | **67** | **1** | **67** | **0** | **0** | | **33** | | **34** | **-1** | **-2.9** | | **34** | **1** | **28** | **6** | **21.4** | | | | **5** | **-5** | **-100** | |
| ゴルフ場 | | 19 | | 13 | 6 | 46.2 | | 5 | | 3 | 2 | 66.7 | | 14 | | 8 | 6 | 75 | | | | 2 | -2 | -100 | 14 |
| 上記以外の接客娯楽業 | | 48 | 1 | 54 | -6 | -11.1 | | 28 | | 31 | -3 | -9.7 | | 20 | 1 | 20 | 0 | 0 | | | | 3 | -3 | -100 | |
| **15 清掃業** | | **28** | | **16** | **12** | 75 | | **21** | | **12** | **9** | 75 | | **5** | | **4** | **1** | 25 | | **2** | | | **2** | - | 15 |
| **6-1･7･10･11･12･16･17 上記以外の業種** | **1** | **67** | **2** | **78** | **-11** | **-14.1** | **1** | **56** | **1** | **50** | **6** | **12** | | **10** | **1** | **18** | **-8** | **-44.4** | | **1** | | **10** | **-9** | **-90** | 上記以外 |
| 6-1 農業 | 1 | 9 | | 11 | -2 | -18.2 | 1 | 9 | | 11 | -2 | -18.2 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 畜産･水産業 | | 1 | | 1 | 0 | 0 | | | | 1 | -1 | -100 | | 1 | | | 1 | - | | | | | | | |
| (参考) 第三次産業(8～17号) | 1 | 335 | 4 | 349 | -14 | -4 | 1 | 256 | 2 | 244 | 12 | 4.9 | | 70 | 2 | 83 | -13 | -15.7 | | 9 | | 22 | -13 | -59.1 | |

死亡災害 起因物・事故の型別表

| 事故の型＼起因物 | 建設機械等用機 | 一般機械動力 | 動力ンク等レ | 動力運搬機 | 乗物 | 用具 | 仮設建築物・構築物等 | 危険物等有害物 | その他の設備 | 荷 | 環境等 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 墜落・転落 | | | 1 | | | | | | | | 1 | 2 |
| 転倒 | | | | | | | | | | | | |
| 激突 | | | | | | | | | | | | |
| 飛来・落下 | | | | | | | | | | | | |
| 崩壊・倒壊 | | | | | | | | 1 | | | | 1 |
| 激突され | | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| はさまれ・巻き込まれ | | | | | | | | | | | | |
| 高温・低温の物との接触 | | | | | | | | | | | | |
| 有害物等との接触 | | | | | | | | | | | | |
| 交通事故（道路） | | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| その他 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | 1 | | 2 | | | 1 | | | 1 | 5 |

(注) 本表は労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告」を集計した。ただし、死亡者数は、集計時点において把握したものを計上した。

☆山梨第14次労働災害防止計画の目標(2023年～2027年)

･死亡者数について、
2022年と比較して、2027年までに労働災害による死亡者数を20%以上減少させること。
※2022年　5人死亡　→　2027年　4人以下に！

･死傷者数について、
2022年と比較して、2027年までに労働災害による休業4日以上の死傷者数を減少させること。
※2022年　908人死傷　→　2027年　907人以下に！

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いた死傷者数（全産業）

| 当年 | 前年 | 増減数 | 増減率 |
|---|---|---|---|
| 618 | 632 | -14 | -2.22% |

# はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

## 作業前 8 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年　　月　　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

□はしごの上部・下部の固定状況を確認している

□（はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない

□はしごの上端を、上端床から60㎝以上突出している

□はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている

□はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない

□はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある

□靴は脱げにくく、滑りにくい

□ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう




出典：「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

**移動はしご（安衛則第527条）**

1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　幅は30㎝以上
4　すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R3. 3）

# 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

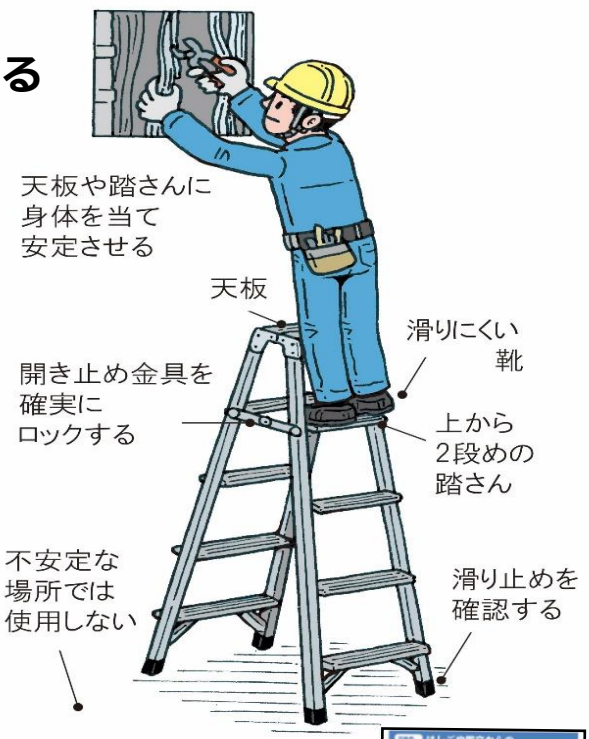
## 作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年　　月　　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

□脚立は安定した場所に設置している
□開き止めに確実にロックをかけた
□ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
□ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
□靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
□身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
□天板上や天板をまたいで作業をしない
□作業は２段目以下の踏みさんを使用する
（３段目以下がよりよい）
□作業は頭の真上でしない
□荷物を持って昇降しない




### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

**脚立（安衛則第528条）**

1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
4　踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

**高さ２m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！**

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R3. 3）

労働者、雇用主の皆さまへ

# はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、 墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

**ポイント1** はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。

▶▶▶ P２参照

**ポイント2** はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。

▶▶▶ P３参照

**ポイント3** はしごや脚立を使用する際は、高さ１ｍ未満の場所での作業であっても**墜落時保護用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。

▶▶▶ P４参照

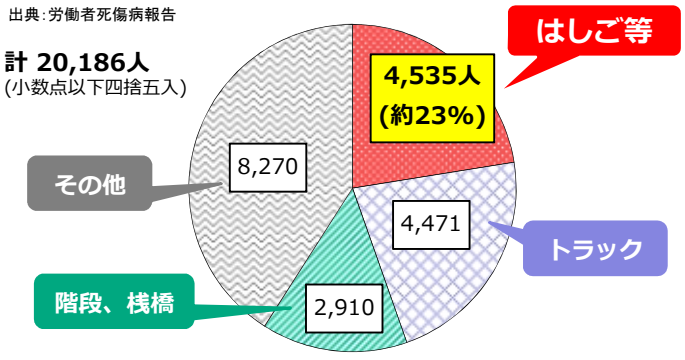
## 統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

### ①「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い（平成23年～27年 ５年平均）

【墜落・転落による休業４日以上の被災労働者数】

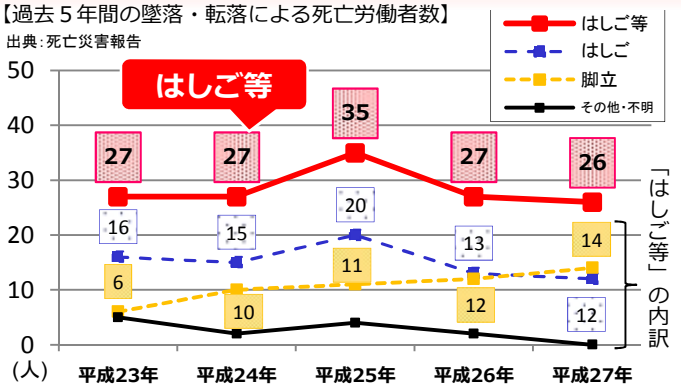
出典：労働者死傷病報告




### ② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの墜落・転落により亡くなっている

【過去５年間の墜落・転落による死亡労働者数】

出典：死亡災害報告

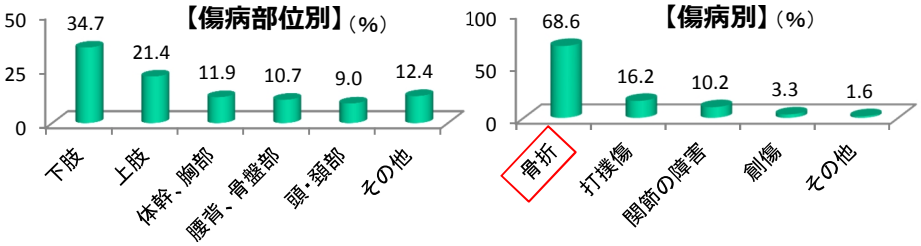



### 参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「菅間敦，大西明宏，脚立に起因する労働災害の分析，労働安全衛生研究，Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所，2015年」

#### 脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。




**グラフからわかること**

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
**骨折が全体の約３分の２**を占め、重篤な災害につながりやすい。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

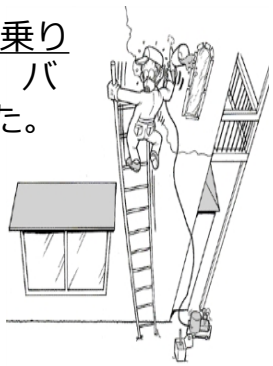
# ポイント１　典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

## はしご

### No.１　はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

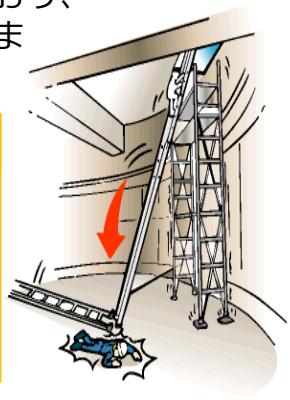


**ワンポイント対策例**

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

### No.２　はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



**ワンポイント対策例**

はしごの上端または下端をしっかり固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

### No.３　はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
（耐滑性の低い靴を使用）



**ワンポイント対策例**

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

## 脚　立

### No.１　脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

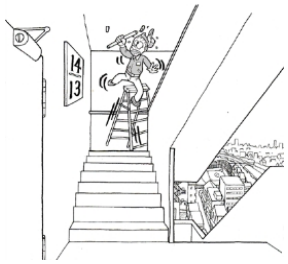


**ワンポイント対策例**

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

### No.２　脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



**ワンポイント対策例**

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、３点支持（※）がとりやすい。

### No.３　荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



**ワンポイント対策例**

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、３点支持を守る。

（※）３点支持とは、通常、両手・両足の４点のうち３点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて３点支持になる。

# ポイント２　はしごや脚立を使う前に、まず検討！

**以下の２点について検討してみましょう**

□ はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**

□ 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車**などに変更できないですか？（※）

(※)足元の高さが２m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



**充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。**

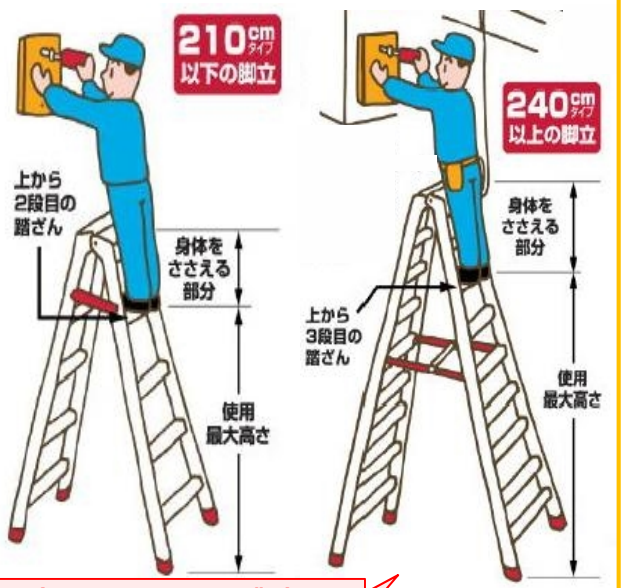
## 移動はしごの安全使用のポイント

- □ はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- □ 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- □ はしごの上端を上端床から60㎝以上突出しているか
- □ はしごの立て掛け角度は75度程度か。




出典：「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

## 脚立の安全使用のポイント

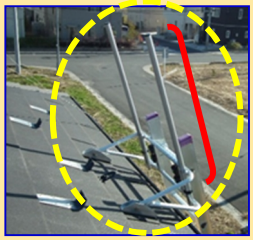



※高さ２m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

## こういった後付けの安全器具もあります

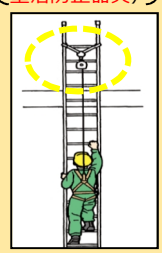
【はしご支持・手摺金具】



【はしご足元安定金具】



安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具）



## 「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

**移動はしご（安衛則第527条）**

1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　幅は30㎝以上
4　すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

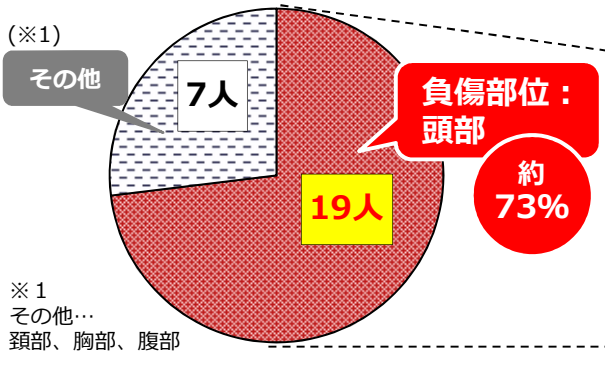
**脚立（安衛則第528条）**

1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
4　踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

# ポイント３　必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

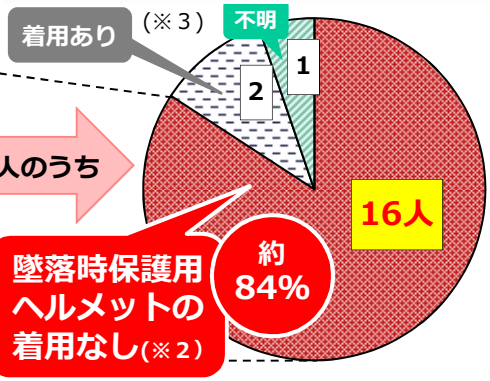
**参考**　**頭部を負傷した死亡災害では、うち８割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）**　出典：災害調査復命書

## ①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】




※１
その他…
頚部、胸部、腹部

## ② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】




※２…①あご紐の着用が不十分で墜落中にヘルメットが外れた場合、②飛来・落下物用のみのヘルメットを着用していた場合を含む。

※３…着用ありのケースでは、墜落高さがいずれも４ｍを超えている。

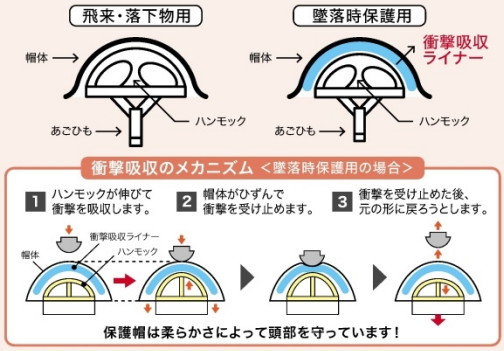
## ヘルメットのすぐれた効果

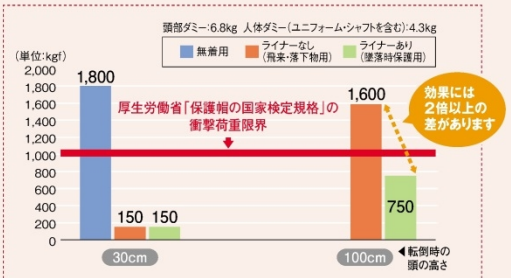
引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」Ｐ12

### 保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の２種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の３種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には２倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。




▲「墜落時保護用」の効果が最も高く、頭部外傷や骨折を防ぐ目安を下回っていました。荷役作業時には墜落時保護用の保護帽を必ず着用しましょう。

■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。

協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会（JHMA）http://japan-helmet.com、株式会社谷沢製作所

## ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」Ｐ３

必ず保護帽を着用！



着用時 5つのポイント

1. 「墜落時保護用」を使用すること
2. 傾けずに被ること
3. あご紐をしっかりと、確実に締めること
4. 破損したものは使わないこと
5. 耐用年数を守ること

**特に1と3を忘れずに！**
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

**1 要チェック！**
ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

**3 参考**
あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。（H29.３）

事業者・労働者の皆さまへ

# 墜落・転落災害を防止しましょう！
## ～死亡災害等の重篤な災害をなくすために～

墜落・転落による労働災害は全国的に多く、特に労働災害によって**死亡者が発生した労働災害の中では墜落・転落災害が最も多く発生している**状況にあります。墜落・転落災害は、一度発生すると重症化してしまうことを念頭に、対策しましょう！

## 労働災害（墜落・転落）の発生状況

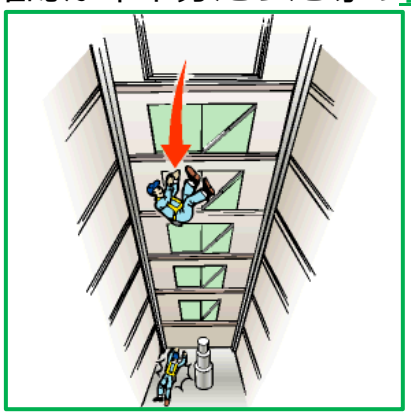
足場の端部や傾斜のある作業場所等の**作業場所**に起因





作業区画や安全確認が不十分だった等の**作業管理**に起因






## なぜ墜落・転落を対策する必要があるのか？

### 1．重症化しやすい災害の中でも圧倒的に多い

転倒災害に次いで多く発生しており、また死亡災害の中では最も多く発生しています。さらに１ｍ未満の場所からの墜落・転落による死亡災害も発生しています。

### 2．作業場所や作業方法による対応策の多様化

建設工事における足場からの墜落だけでなく、移動はしごや脚立からの墜落、荷役作業に伴う墜落、事業所倉庫の２階部分からの墜落も発生しており、多くの業種や様々な作業内容で災害が発生しています。

### 3．管理面の不備や不安全行動の人的要因によっても発生

工期の焦りからの不安全行動、安全設備の摩耗等の点検不足、慣れによる作業手順の省略によっても発生し、１～３の要因が複合的に関与することで発生します。

**厚生労働省　山梨労働局　甲府労働基準監督署**

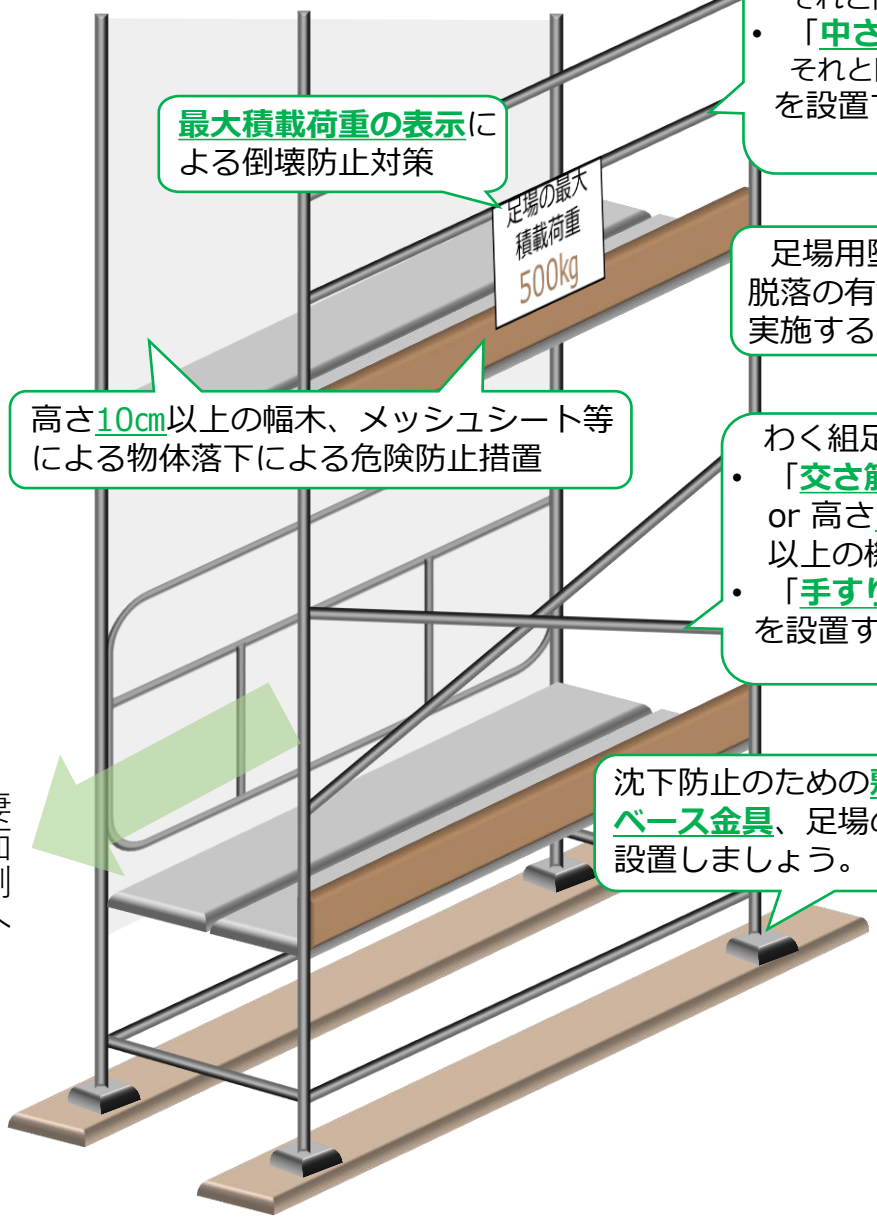
# 墜落・転落防止対策（設備面）

・**足場における災害防止対策**（安衛則§552、562、563、567、570、 654 、655）

足場での墜落・転落災害等を防止するために次のような措置を講じなければいけません。

また、**高さ10m以上の足場**を設置する際、**組立開始の30日前**までに、所轄労働基準監督署まで**届出**をしなければいけません（安衛法§88①、安衛則§85、86）。

**●建設工事の足場例**（一部省略して表示）




**最大積載荷重の表示**による倒壊防止対策

高さ10㎝以上の幅木、メッシュシート等による物体落下による危険防止措置

（わく組足場以外の足場の）
足場用墜落防止設備として
- 「**手すり等**」（高さ85㎝以上の手すり or それと同等以上の機能を有する設備※1）
- 「**中さん等**」（高さ35㎝～50㎝のさん or それと同等以上の機能を有する設備※2）

を設置する必要があります。

※1ネットフレームや金網等
※2ネットフレームや金網、X字型の２本の斜材等

足場用墜落防止設備の取り外し 及び脱落の有無について、**作業開始前点検**を実施する必要があります。

わく組足場用墜落防止設備として
- 「**交さ筋交い**」＋「高さ15～40㎝の**さん** or 高さ15㎝以上の**幅木** or これらと同等以上の機能を有する措置※3」
- 「**手すりわく**」

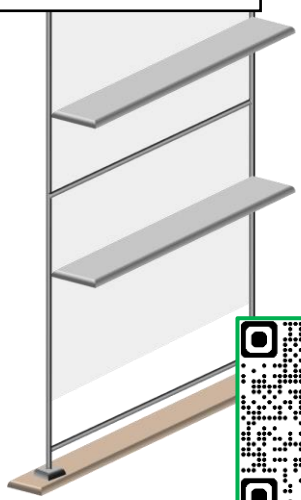
を設置する必要があります。

※3ネットフレームや金網等

沈下防止のための**敷板**、**敷角**、滑動防止のための**ベース金具**、足場の強度を高めるための**根がらみ**を設置しましょう。

妻面側へ

**●一側足場の例**



・**一側足場の使用の制限**（安衛則§561の２）

令和６年４月１日以降、足場を設ける箇所の幅が**１ｍ以上の箇所**では、**一側足場の使用をすることはできません**。

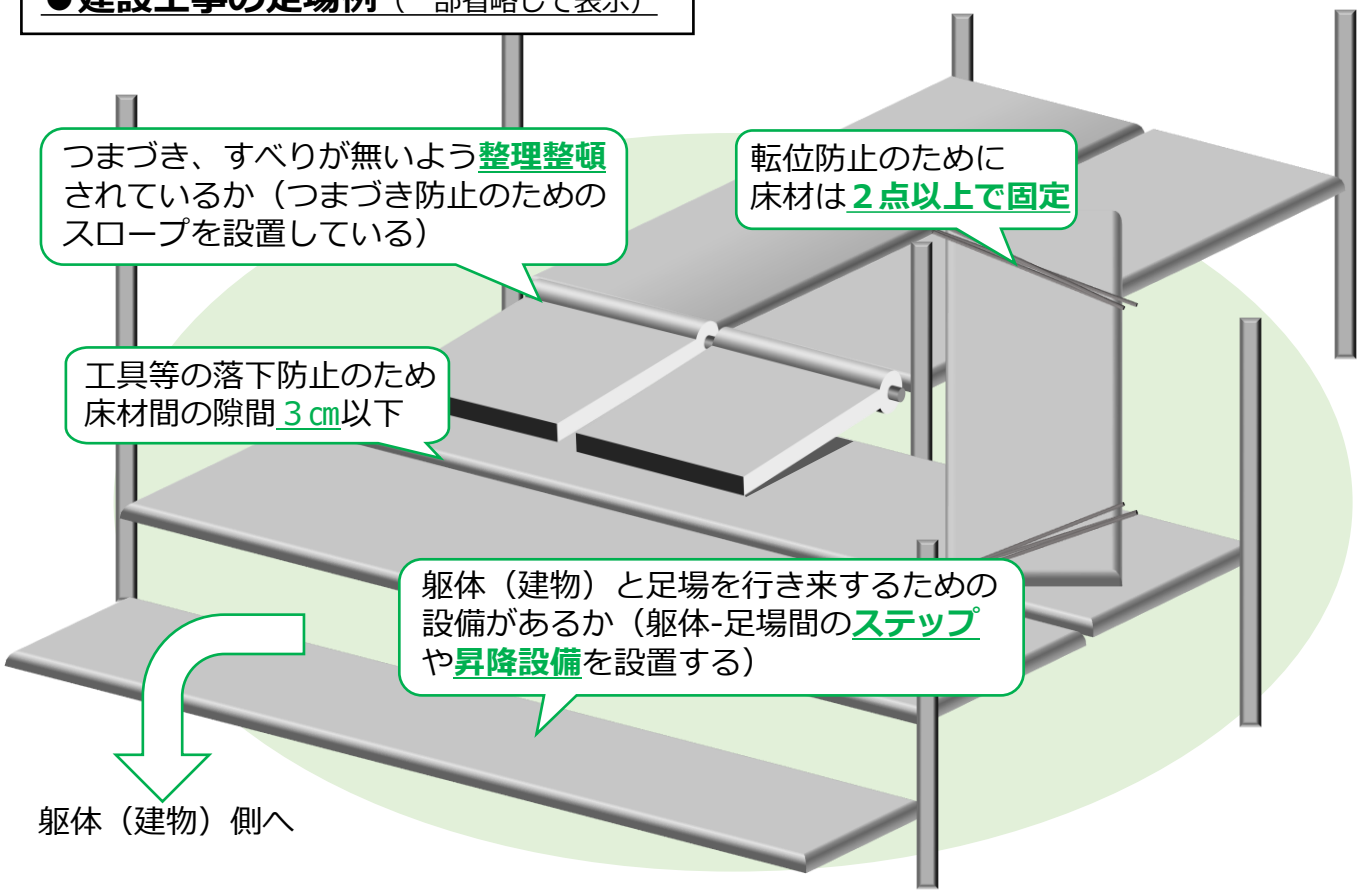
なお、つり足場や、障害物等の事由により本足場を使用することが困難な場合には、本足場の使用をしなくても差し支えありません。

【参考厚生労働省パンフレット】
「足場からの墜落防止措置が強化されます」

# 墜落・転落防止対策（設備面）

## ・足場における災害防止対策（安衛則§526、540、544、563、655）

**●建設工事の足場例**（一部省略して表示）



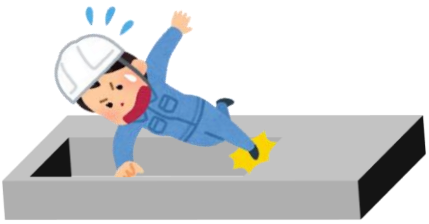

## ・足場以外の作業場所での災害防止対策（安衛則§519、526、530、653）

以下のような屋上や屋根での作業、吹き抜け部分の開口部やエレベーターシャフトからの墜落・転落災害も多く発生しています。

**屋上や屋根**



**吹き抜け部分**

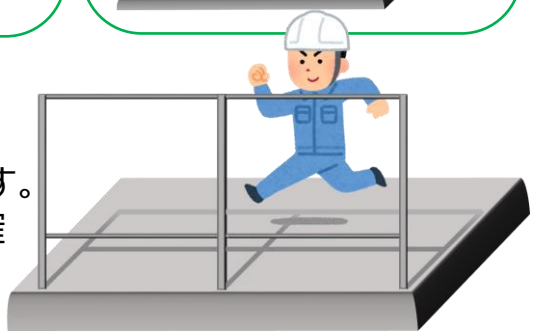


**エレベーターシャフト**



墜落・転落が発生するおそれのある箇所には、**手すりの設置**等の墜落・転落防止対策が必要です。

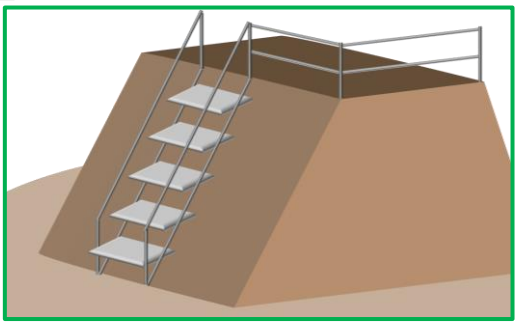
手すり等に**必要な強度**が確保されているかも確認しましょう。



# 墜落・転落防止対策（設備面）

## ・足場以外の作業場所での災害防止対策（安衛則§519、526、530、653）

深さのある箇所においても墜落転落が発生するおそれがあり、**手すりの設置**等の墜落・転落防止対策が必要です。さらに安全に移動できるよう適切な**昇降設備**を設けましょう。






鉄骨組立と内装工事を同時に実施する等、作業員の出入りが激しい場合には、内装工事の作業者が外装工事の区画に立ち入り、墜落・転落しないよう立ち入る**作業者を限定する区画**を設けましょう。

## ・はしご・脚立からの墜落・転落災害防止対策（安衛則§527、528）

移動はしごの転位を要因とする災害や正しく脚立を使用していないことによる墜落災害も多く発生しています。

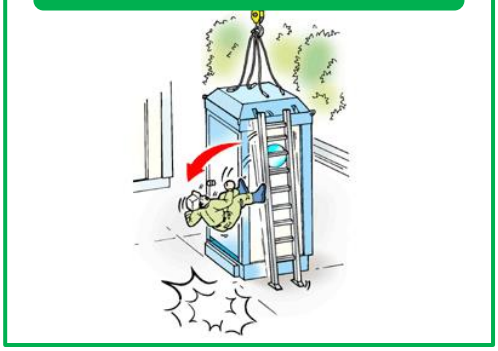
移動はしごを使用する際には、転位防止のために**固定する措置**を講じているか、メーカーの**推奨する方法で脚立を使用**しているかを確認しましょう。

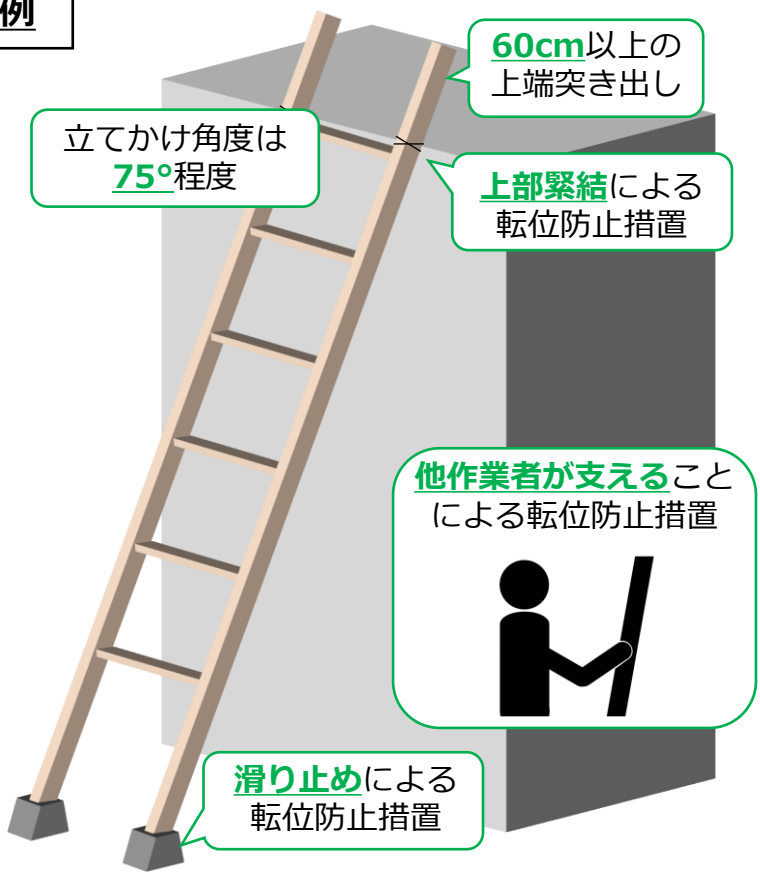
### ●移動はしごの災害事例と対策例

**はしごの転位**



**はしごからの墜落**






滑り止めを設置しても、降雨・降雪等の気象条件により無効化される場合があります。**確実な転位防止、墜落防止措置**を講じましょう。

# 墜落・転落防止対策（設備面）

**●脚立の災害事例と対策例**（一部省略して表示）

**バランスを崩す**



**脚立が開いた**





**開き止め金具**を
確実にかける

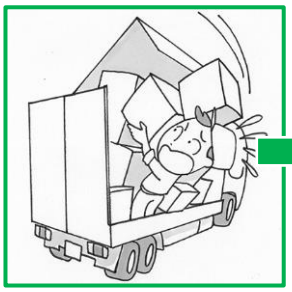
メーカー指定の使用方法を厳守し、
**天板に乗る、跨る等の使用をしない**こと

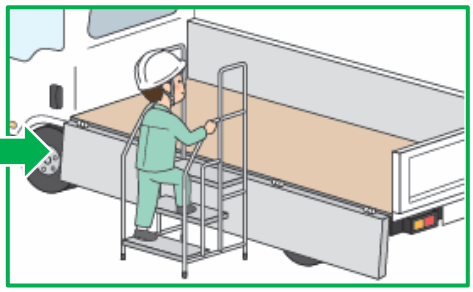
移動はしご・脚立を使用する際には
**保護帽の着用**を徹底させる

## ・荷役作業の墜落・転落災害防止対策（安衛則§151の67、151の74、518）

トラックによる荷の積込み、積み下ろしの作業に伴う墜落災害も多く発生しています。あおりや荷の上での不安定な箇所、不安定な姿勢による作業を防止するために、**適切な作業床の設置**、**荷台への昇降設備**、**保護帽の着用**を徹底させましょう。

【厚生労働省パンフレット】
左：「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」
右：「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」





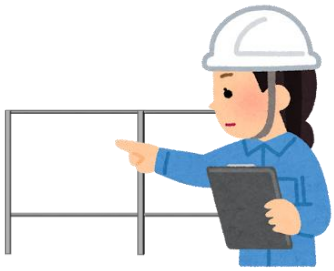
# 墜落・転落防止対策（管理面）

墜落・転落災害防止対策を実施していたとしても、手すりが抜けている、開口部が放置されている、移動はしごが腐食していた等、対策が徹底されておらず、墜落・転落災害が発生しています。**定期的な点検**を実施しましょう。

## ・定期点検による墜落・転落防止対策（安衛則§567）

**作業開始前**、足場の組立・変更・一部解体がある場合には、点検者を指名し、**手すりの設置状況等を点検**をさせましょう。

使用する**墜落制止用器具やはしご等の道具**についても定期的に点検保守を行いましょう。



## 墜落・転落防止対策（管理面）

### ・リスクアセスメントの実施と安全対策（安衛法§28の2）

作業内容、作業場所におけるリスクの見積もり・評価を実施することで、**効率的かつ効果的に安全対策**を実施することができます。墜落・転落災害の発生するおそれのある箇所・作業の洗い出しを行うことから始めましょう。

#### ①作業内容・作業場所におけるリスクの洗い出し

各作業場所がどの程度の高さ・深さか、各作業場所のどこにフックをかけて作業するのか、作業場所を移動する際の導線はどうか等、具体的に想定する。



#### ②リスクの評価

リスクが発生した場合の重篤度、発生可能性から対策の優先度を設定する。（重篤度、発生可能性の例）

| 重篤度 | 内容 |
|---|---|
| 致命傷 | 死亡、失明、手足の切断等の重篤災害 |
| 重症 | 骨折など長期療養が必要な災害 |
| 軽傷 | 短期間の休業災害 |
| 軽微 | 表面的な切り傷や打撲傷 |

| 発生可能性 | 内容 |
|---|---|
| 確実 | かなりの注意をもっても災害が発生 |
| 可能性が高い | 通常の注意力では災害に繋がる |
| 可能性がある | うっかりしていると災害になる |
| ほとんどない | 通常の状態では災害にはならない |

【厚生労働省ホームページ、パンフレット】
左：事例でわかる職場のリスクアセスメント
右：職場の安全サイト（リスクアセスメント）

#### ③リスクに対する効果的な安全対策の検討と実施

優先度を設定したリスクにどのような対策をするのかを検討する。
設備面による対策か教育面による対策をとるのか、評価したリスクに対する対策が適切かを検討する。（重篤度が高いのに教育面による対策で本当に十分かなど）

## 墜落・転落防止対策（教育面）

作業員の省略行動等による墜落・転落災害も多く発生しています。人間の記憶は薄れやすく、意識・無意識問わず不安全行動が発生します。そのため、**定期的な安全教育**や**朝礼・KY活動のマンネリ化防止**等、工夫してみましょう。
また、安全対策の内容だけを説明しても正しく理解されず、記憶に残りません。**なぜこの安全対策を講じたか**も含めて説明してみましょう。




【厚生労働省ホームページ】
左：建設業に従事する外国人労働者向け教材
右：職場の安全サイト動画教材

**危険の見える化**



# 建設工事現場における
# 労働災害防止対策
# 好事例集




亀戸労働基準監督署

令和３年７月作成

# 目次


はじめに 2

## 第１章　墜落・転落災害の防止 3

事例１－１　ピット開口部の墜落防止養生と表示 3
事例１－２　床端部における単管手摺にネット張りを追加 4
事例１－３　足場の改良（建物との隙間からの転落防止） 5
事例１－４　外国語とイラストによる注意喚起表示（安全帯使用） 6
事例１－５　安全帯訓練設備の設置 7
事例１－６　立ち馬使用説明会の開催 8

## 第２章　建設機械等による災害の防止 9

事例２－１　移動式クレーン作業計画書の作成 9
事例２－２　乗入れ構台上のクローラクレーン周りの立ち入り禁止区画の強化 10
事例２－３　レバーブロック体感コーナーの設置 11

## 第３章　健康・体調等の管理 12

事例３－１　ストレッチコーナーの設置 12
事例３－２　ストレッチを促す看板の設置 13
事例３－３　熱中症対策朝ご飯の提供 14
事例３－４　健康チェックコーナーの設置 15

## 第４章　その他全般 16

事例４－１　音声による注意喚起 16
事例４－２　詰所におけるデジタルサイネージの活用 17
事例４－３　朝礼における大型映像機材の導入 18
事例４－４　災害事例掲示板 19

参考資料リンク 20




◀ 亀戸労働基準監督署
安全衛生推進キャラクター
「カメヨシくん」

“指差し呼称”の時には、都合よく指が生えるよ！

# はじめに

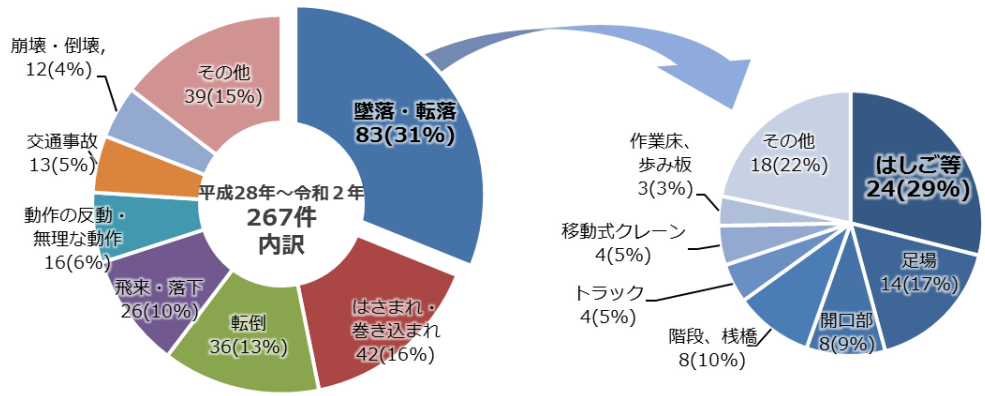
全国の建設業における休業４日以上の労働災害は、近年は減少傾向にあるものの、令和２年は約15,000人の方が被災しています。また、死亡災害の件数は未だ最も多い業種であり、令和２年は258人の方が亡くなっています。江東区内だけでも、この５年間（平成28年～令和２年）で６名の方が亡くなっています。

平成28年から令和２年までの５年間で発生した、休業４日以上の労働災害の内訳を見てみると、**うち30%以上が「墜落・転落」**であることがわかります。さらにこれらを詳しく見ると、**最も多いのははしご・脚立からの墜落、次いで足場からの墜落**となっています。

また、墜落・転落以外では、**「はさまれ・巻き込まれ」**、**「転倒」**※1が多くの件数を占めています。「はさまれ・巻き込まれ」の起因物は多岐にわたりますが、多いのは**建設機械と金属材料（パイプなど）**です。

この好事例集では、上記のような災害の防止効果が望める対策も取り上げています。ご自身の事業場のさらなる改善にあたって、ぜひご参考になさってください。

▼事故の型別労働災害発生状況
（亀戸署管内・平成28年～令和２年）




## 注意！

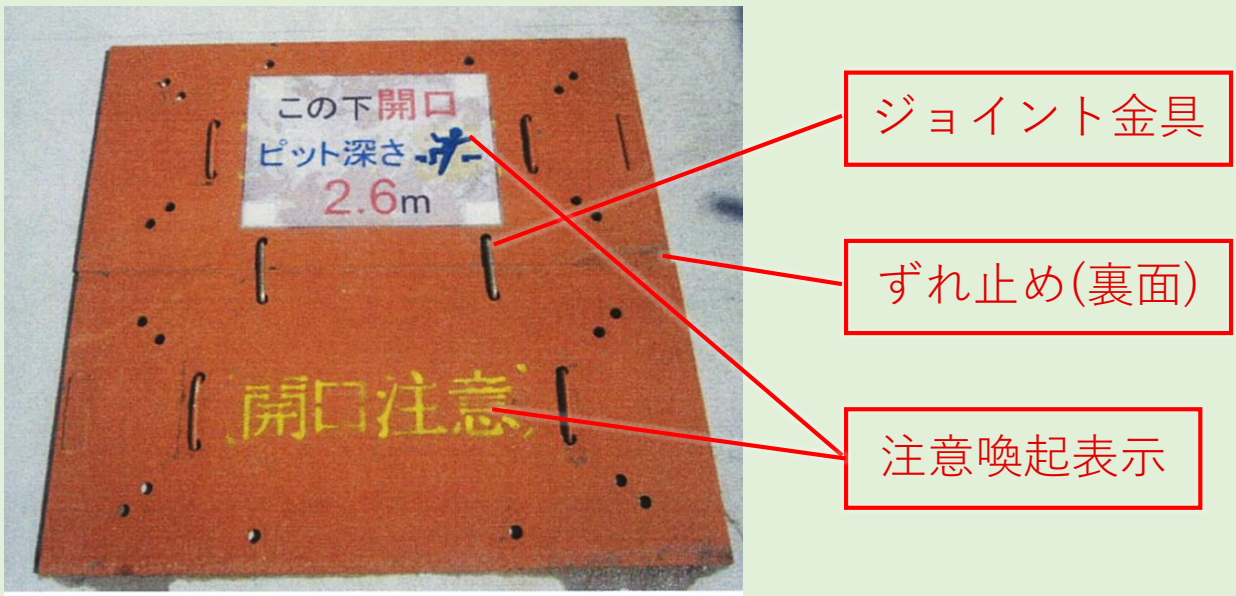
- 各章の中での事例の掲載順は、原則として①危険そのものを除去できる対策、②労働者が危険に晒されないための設備的対策、③マニュアル整備等の管理的対策、④個人用保護具の使用等の順としています。これは労働災害防止対策を講じるうえで考慮すべきとされる優先順位※2に則しています。
- ただし、**この資料はあくまで事例集であり、事業場で行うべき対策を網羅的に示したものではありません。**労働災害防止対策を実施するにあたっては、この資料への掲載の有無にかかわらず、極力根本的な対策を選択してください。

※１　転倒災害が多い傾向は全業種に共通するものであることから、転倒災害防止に係る好事例集を別途作成・公表しておりますので、そちらも併せてご覧ください。
※２　厚生労働省による「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年指針公示第１号）において示された、リスク低減措置の優先順位によっています。

## 【事例1-1】ピット開口部の墜落防止養生と表示

### 取組み内容

開口部を養生により塞いだ。
ズレ止め付きの養生部材を採用し、注意喚起のための表示も付けた。





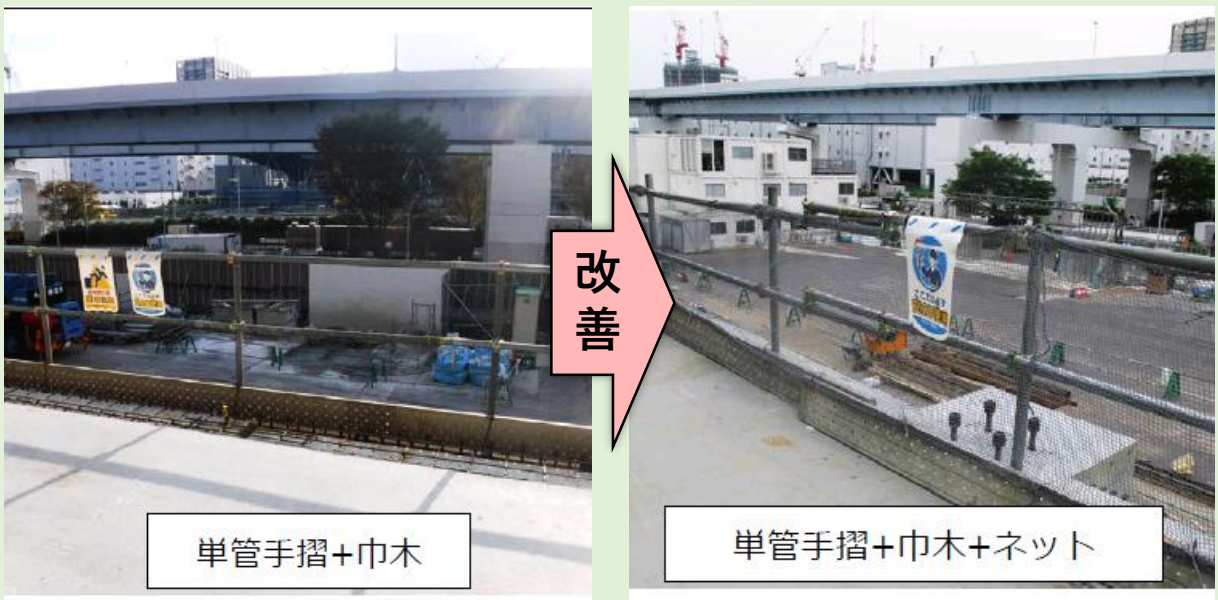

**Point！**

- ✔ **墜落災害を防ぐために、まずは「落ちる場所をなくす」ことから検討しましょう。開口部養生はその好例です。**
- ✔ **ズレ止めや注意喚起表示により、さらに確実な効果が期待されます。**

# 【事例1-2】床端部における単管手摺にネット張りを追加

## 取組み内容

床端部の墜落防止措置として、これまでは単管手摺と巾木を設置していたが、ここに新たにネットを追加した。






**Point！**

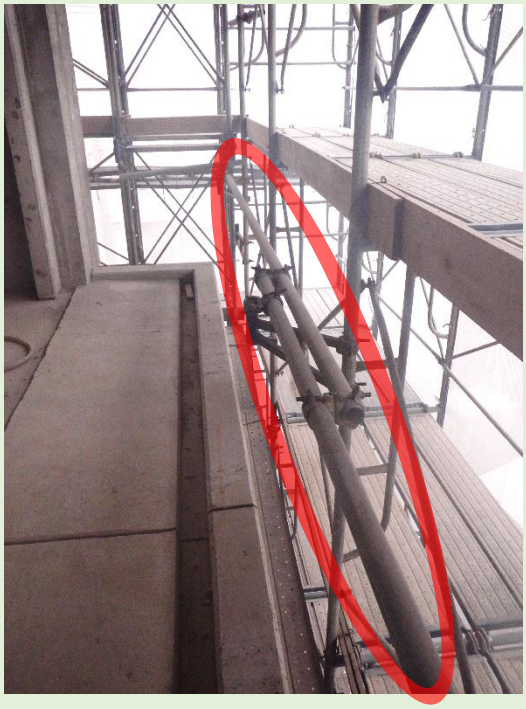
- ✔ ネットを追加することで、隙間からの墜落を防止することができます。
- ✔ 隙間から物が落ちることも防げるので、下階で作業する労働者にとっても安全性が向上すると考えられます。

# 【事例1-3】足場の改良
# （建物との隙間からの墜落防止）

## 取組み内容

・外周足場と建物ベランダとの間に手すりを設けた。
・足場と建物の間の「渡り」を、階段状に設置した。

### ○手摺の設置



### ○階段状の「渡り」の設置





**Point！**

- ✔ 足場に関する法令事項の順守にとどまらず、墜落防止のための工夫がなされています。
- ✔ 近年も、足場と建物の隙間からの墜落による死亡事故が発生しています。足場を使用する現場では、危険箇所が発生していないか、日頃の点検を心がけましょう。

# 【事例1-4】外国語とイラストによる注意喚起表示（安全帯使用）

## 取組み内容

日本語、ベトナム語、中国語、英語の４か国語とイラストにより、安全帯（墜落制止用器具）の注意喚起表示をした。




イラスト

ベトナム語

中国語

英語

**Point！**

- ✔ **現場の全作業員が理解できるよう工夫されています。**
- ✔ **外国人労働者を雇用する事業者は、掲示や安全衛生教育など、あらゆる場面で多言語化をご検討ください。**



**外国人労働者向け安全衛生教育教材のご案内**

厚生労働省では、多言語化した映像教材とテキストを作成しました。安全衛生教育にご利用いただけるほか、代表的な標識の外国語訳もお示ししています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html



# 【事例1-5】安全帯訓練設備の設置

## 取組み内容

安全帯（墜落制止用器具）のフックを掛ける位置等について、訓練できる設備を設けた。





**Point！**

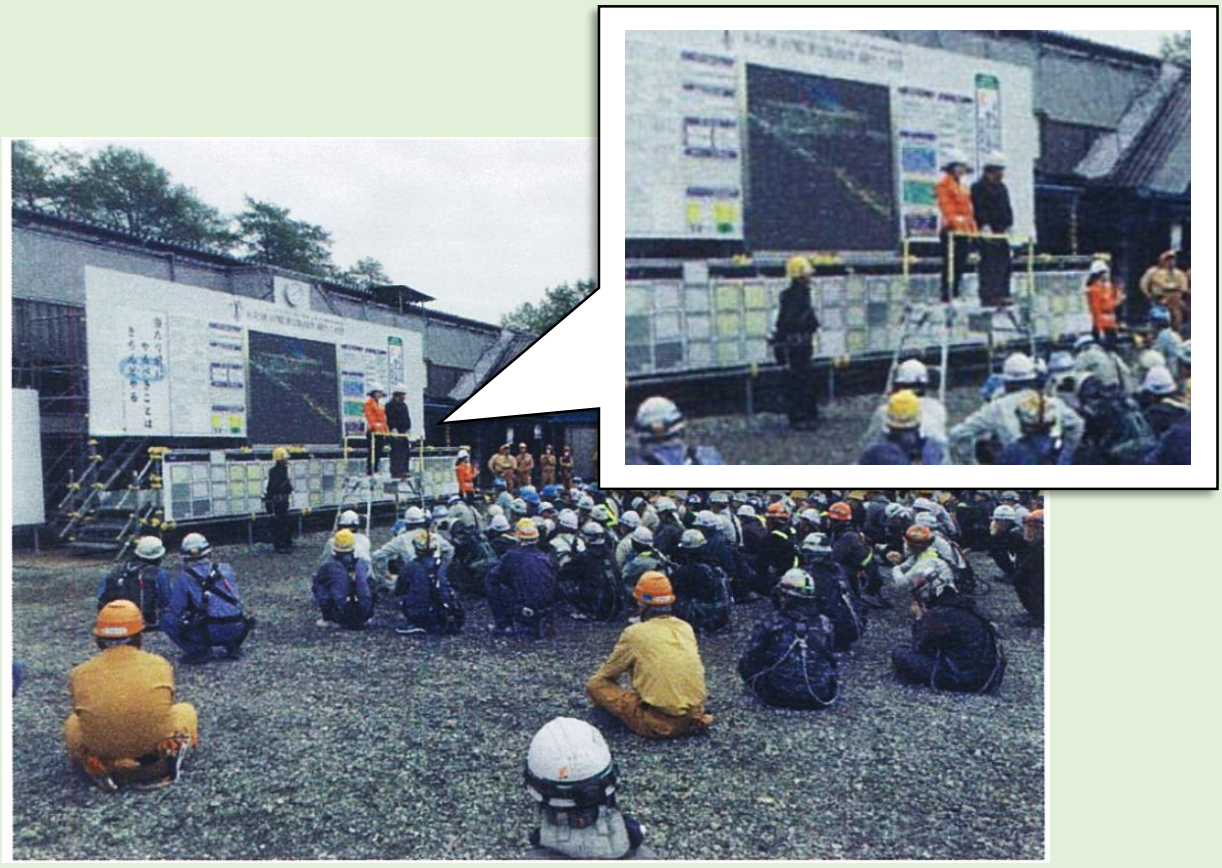
✔ **安全な場所で正しい使用方法を学習できるため、未熟練労働者に対する教育に効果的です。**

**（参考）令和４年１月より、安全帯の原則フルハーネス化が完全施行とされています。墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインでは、第一種ショックアブソーバーを使用する場合は腰の高さ以上にフックを掛けることとされています。**

# 【事例1-6】立ち馬使用説明会の開催

## 取組み内容

朝礼にて、立ち馬の正しい使い方を実物を用いて説明する機会を設けた。





**Point！**

✔ **朝礼で説明の時間をとることで、関係労働者に効率よく周知できます。**

### 脚立やはしごを使用している事業者の皆様へ

はしごや脚立の上での作業は足元が不安定になりやすく、墜落災害が後を絶ちません。負傷部位によっては死亡に至る例もあります。上の事例でも使用されている「立ち馬」へ代替するなど、十分な安全対策をお願いします。

はしご・脚立使用時のチェックリストはこちら→
https://www.mhlw.go.jp/content/000746780.pdf

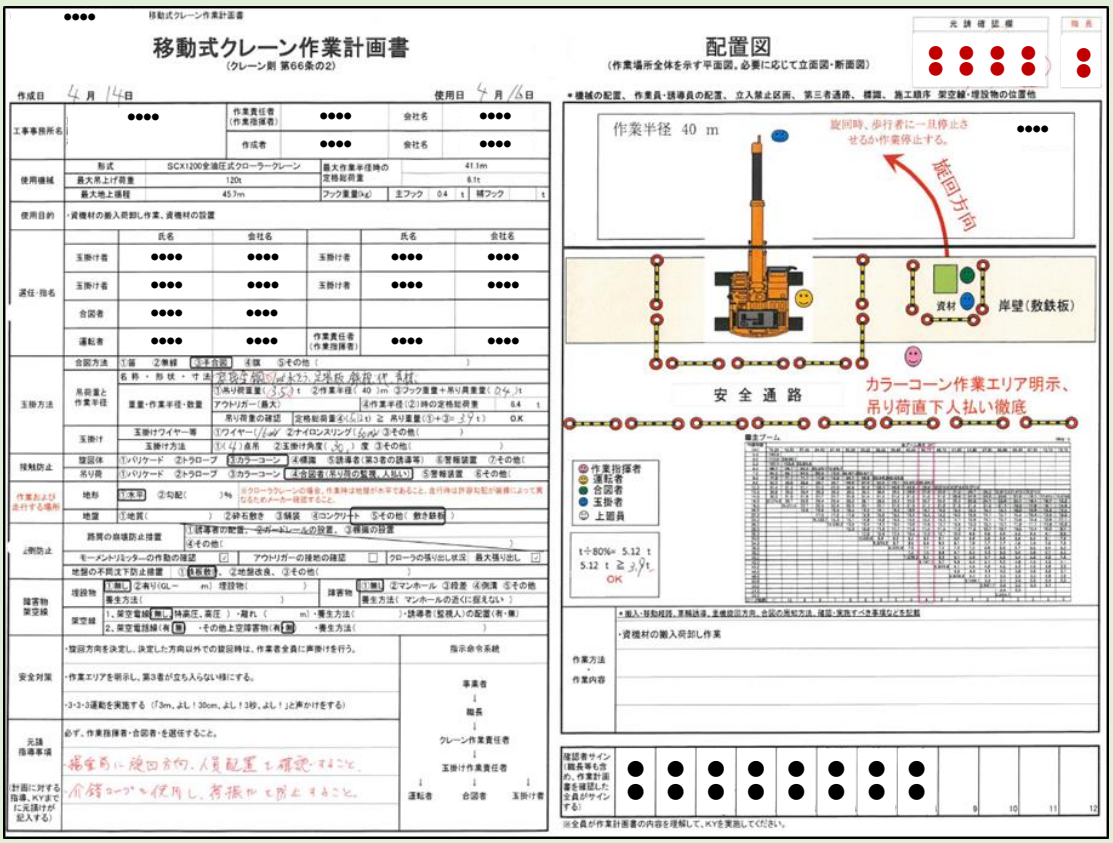





# 【事例2-1】移動式クレーン作業計画書の作成

## 取組み内容

移動式クレーンの作業計画について、作業日前日までに作成し、事務所内で職員が確認後、当日作業員全員に周知することとした。



移動式クレーン作業計画書

（クレーン則 第66条の2）

作成日 4月14日　使用日 4月16日

配置図

（作業場所全体を示す平面図。必要に応じて立面図・断面図）

作業半径 40 m

旋回時、歩行者に一旦停止させるか作業停止する。

旋回方向

資材

岸壁（敷鉄板）

安全通路

カラーコーン作業エリア明示、吊り荷直下人払い徹底

作業指揮者
運転者
合図者
玉掛者
上部員

t÷80%＝ 5.12 t
5.12 t ≧ 3.9 t
OK

作業方法
作業内容
・資機材の搬入荷卸し作業

安全対策
・旋回方向を決定し、決定した方向以外での旋回時は、作業者全員に声掛けを行う。
・作業エリアを明示し、第3者が立ち入らない様にする。
・3-3-3運動を実施する（3m、よし！30cm、よし！3秒、よし！と声かけをする）

元請指導事項
必ず、作業指揮者・合図者・を選任すること。
場所的に旋回方向、人員配置を確認すること。
介錯ロープを使用し、荷振れを防止すること。

指示命令系統
事業者
↓
職長
↓
クレーン作業責任者
↓
玉掛け作業責任者
↓
運転者　合図者　玉掛け者



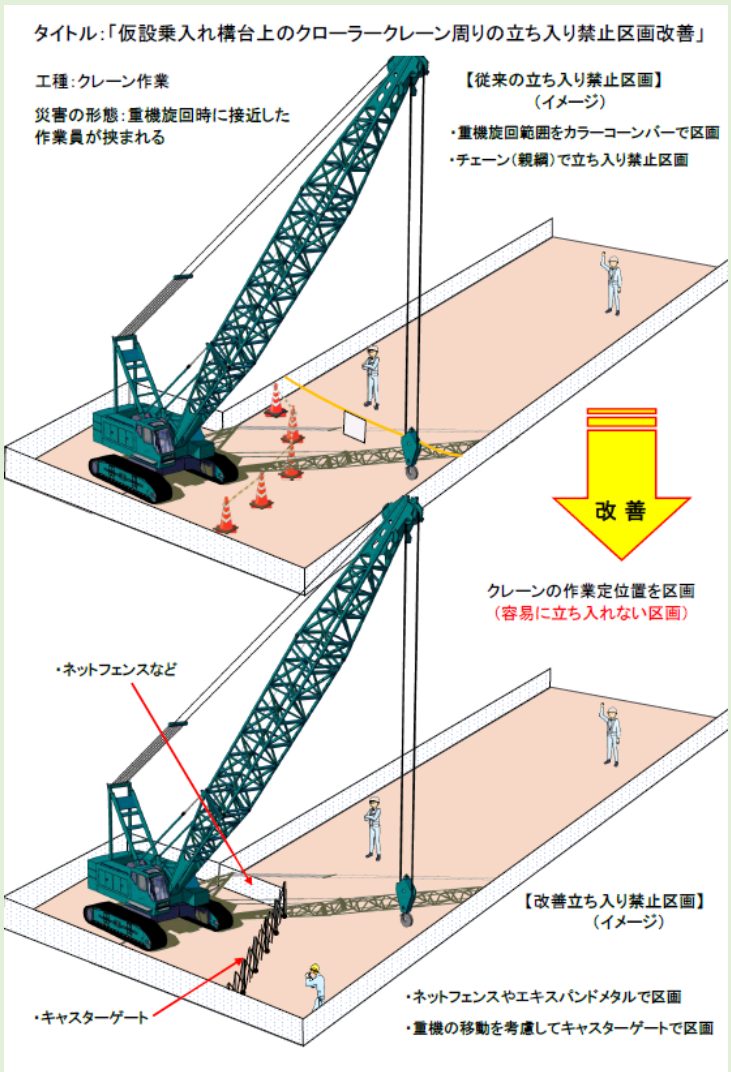
**Point！**

- ✔ クレーン等安全規則第66条の２により、事業者は移動式クレーンの作業計画等を作成し、関係労働者に周知する義務があります。
- ✔ 社内での実施手順の確立は、法令事項の確実な履行のためにも有効です。

# 【事例2-2】乗入れ構台上のクローラクレーン周りの立ち入り禁止区画の強化

## 取組み内容

作業員が旋回中のクローラクレーンに接触する災害を防ぐため、クローラクレーン周りに設けた立ち入り禁止範囲の区画を、物理的に立ち入りが困難な方法によることとした。
（カラーコーンバーとチェーン→ネットフェンス等とキャスターゲート）






**Point !**

- ✔ 作業員による不安全な行動を予防できる効果が見込まれます。
- ✔ クローラクレーンが出入りする面にキャスターゲートを採用することで、利便性も確保でき、作業員も無理なく使用方法を守れます。

# 【事例2-3】レバーブロック体感コーナーの設置

## 取組み内容

作業員がレバーブロックを適切な張力で使用するための訓練を行えるよう、体感コーナーを設けた。






**Point！**

- ✔ 安全な環境下で正しい使用方法を繰り返し練習できるので、未熟練労働者への教育に効果的です。
- ✔ レバーブロックのような用具は、定期的な点検もお忘れなく！

## 【事例3-1】ストレッチコーナーの設置

### 取組み内容

転倒、腰痛、肉離れ等防止のためのストレッチができるよう、畳敷きのストレッチコーナーを設けた。






**Point！**

✔ **ストレッチの勧奨につながるほか、専用の場所と用具が準備されることで、ストレッチの効率が向上することが見込まれます。**

# 【事例3-2】ストレッチを促す看板の設置

## 取組み内容

転倒、腰痛、肉離れ等防止のためのストレッチを促すため、方法をイラストで示した看板を設置した。






**Point！**

✔ **その場で実践できる内容を取り上げており、取組みの実効性が高いと考えられます。**

**転倒・腰痛防止用視聴覚教材のご案内**

(独)労働安全衛生総合研究所にて、専門家の議論に基づき、**転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」**が製作されました。

その他、転倒・腰痛予防に役立つ視聴覚教材を下記ページにて掲載しております。ぜひご活用ください。

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyozai.html



# 【事例3-3】熱中症対策朝ご飯の提供

## 取組み内容

現場内食堂において、熱中症対策に有効な朝ご飯を提供することとした。






**Point！**

✔ **塩分・エネルギー等を手軽に摂取できるよう、工夫されています。**

### 熱中症予防情報サイトのご案内

厚生労働省では、熱中症の予防に役立つ情報を発信しております。

**○STOP！熱中症　クールワークキャンペーン**
**（職場における熱中症予防対策）**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html

**○学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！**
**職場における熱中症予防情報**
https://neccyusho.mhlw.go.jp/



# 【事例3-4】健康チェックコーナーの設置

## 取組み内容

作業員が自主的に健康チェックを行えるよう、血圧計等を設置した部屋を設けた。






**Point！**

- ✔ 自身の健康管理に意識を向けさせる工夫です。
- ✔ 健康状態に関する情報は、各作業員の作業内容等の管理に役立てましょう。

## 【事例4-1】音声による注意喚起

### 取組み内容

横断歩道等にセンサー付きスピーカーを設置し、人の通行を検知して安全に関するメッセージを発するようにした。






**Point！**

- ✔ 安全意識の高揚などの効果が見込まれます。
- ✔ 工事の工程に合わせた注意喚起を盛り込むなど、応用の可能性も幅広いです。

# 【事例4-2】詰所におけるデジタルサイネージの活用

## 取組み内容

詰所内にて、クレーン区画作成のルール等を液晶パネルで表示し周知している。






**Point！**

- ✔ 作業員の目に長く触れやすい場所で、安全上のルールなどを周知できます。
- ✔ 多くの下請が同時に作業をしている場合は、例えば今日どこで何の作業をしているか、それに伴いどこが危険エリアになるかなどの情報共有にも活用できます。

# 【事例4-3】朝礼における大型映像機材の導入

## 取組み内容

朝礼会場に大型ディスプレイやプロジェクターを設置し、安全に関する連絡事項を全作業員に周知した。

### ○大画面液晶ディスプレイの設置




### ○プロジェクターの設置




従来(A1サイズ用紙)の朝礼状況

改善



プロジェクター(100インチ)を用いた朝礼状況



**Point！**

✔ **大規模な工事現場では朝礼も大人数になりがちですが、全員に視覚的に情報共有できるので効果的です。**

# 【事例4-4】災害事例掲示板

## 取組み内容

災害事例と再発防止対策を掲示し、同一災害の再発防止を呼び掛けた。






**Point！**

- ✔ **過去の災害の再発防止対策は、対策のターゲットが明確で大きな効果が望めます。**
- ✔ **ヒヤリハット事例も有用です。**

**災害事例を紹介しています**

厚生労働省では下記サイトにて、労働災害事例やその再発防止対策を紹介しています。災害の種類や起因物、フリーワードによる検索も可能です。ご自身の事業場における災害の未然防止のためにお役立てください。

**〇職場のあんぜんサイト―労働災害事例**
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

# 参考資料リンク

○厚生労働省ホームページ
「建設業における安全対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439.html

建設業に関する
・法令改正についての情報
・通達・事務連絡
・一人親方、外国人労働者等の安全・健康確保についての情報
などが集約されています。

○東京労働局ホームページ
安全衛生関係のパンフレット等
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/leaflet1.html










※URLは変更になることがあります。ページに繋がらない場合には、
検索等によりアクセスしていただくようお願いいたします。



# 建設業における労働災害防止のために

## ～山梨県内における労働災害発生状況（令和７年）と労働災害防止対策概要～

厚生労働省　山梨労働局　労働基準部　健康安全課

山梨労働局管内の各労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告（休業 4 日以上）」を基に、山梨県内の建設業における令和７年の労働災害の発生状況と防止対策概要を取りまとめました。

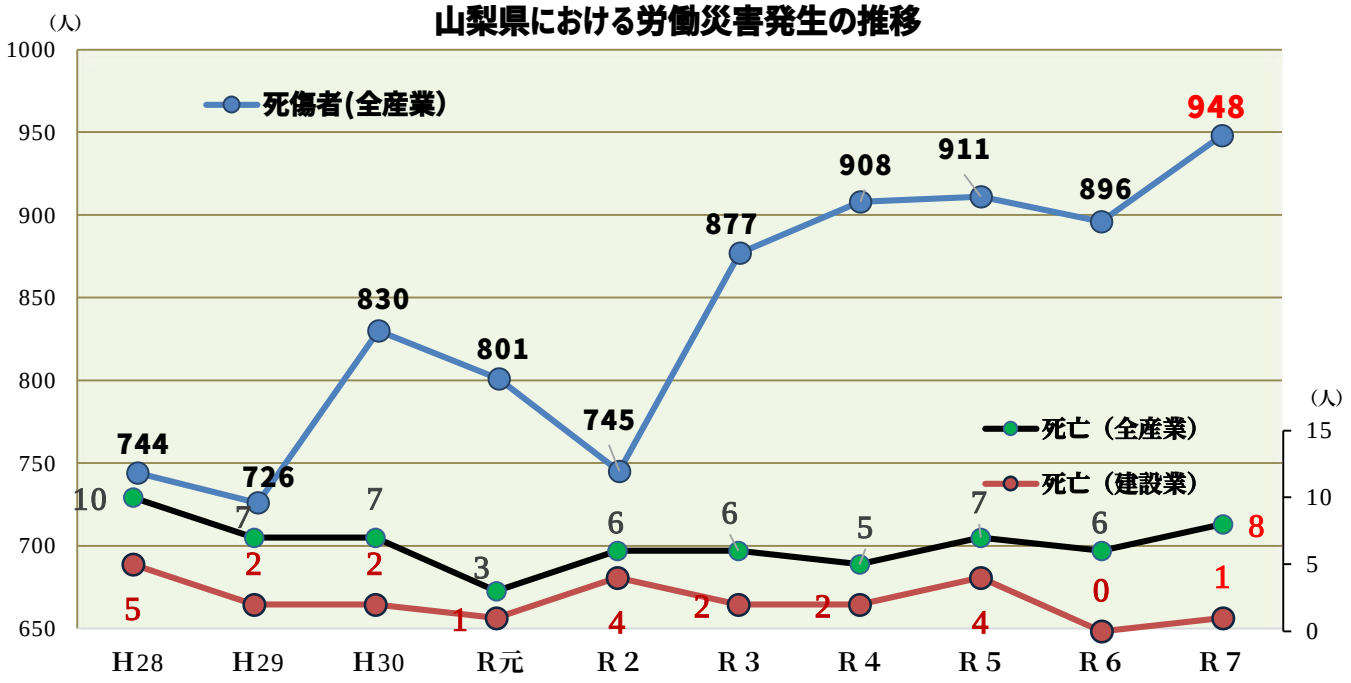
建設業における労働災害の減少を図るため、各事業場においては、「山梨県建設業ゼロ災宣言運動 2026」の実施とともに、「山梨第 14 次労働災害防止計画」（以下「山梨 14 次防」という。）の目標（「死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 20%以上減少させる」等）に向け、積極的かつ継続的な労働災害防止活動への取組をお願いします。

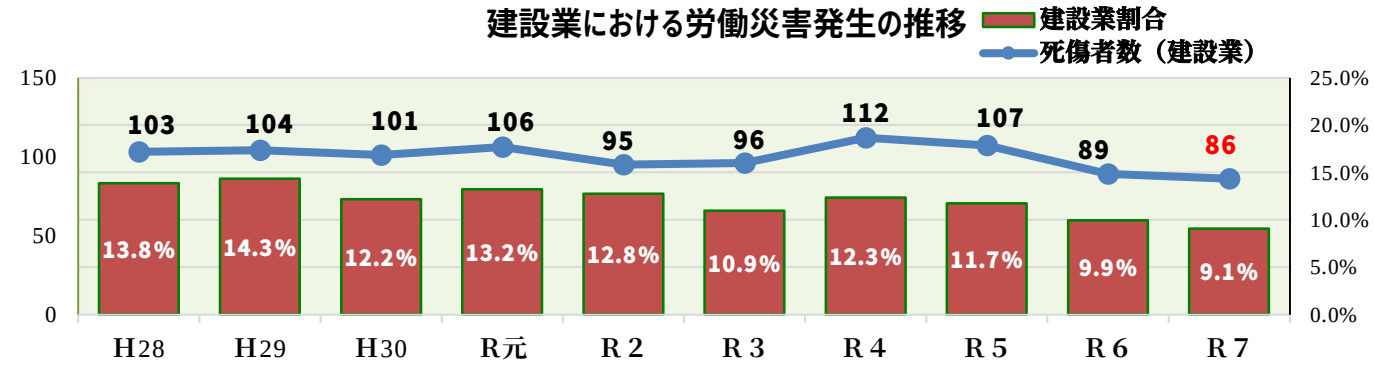
## 第１　山梨県内の労働災害発生状況

### １　全産業及び建設業における労働災害発生状況

県内における令和７年の全産業の死傷者数（休業４日以上、以下同様）は、新型コロナウイルス感染症を除いて 948 人と、前年（令和６年）から 52 人増加しました。また、建設業における令和７年の死傷者数は、86 人と前年から３人減少しています。業種で見ると、土木工事、建築工事ともに減少しています。

一方、全産業の死亡者数は、昭和 41 年の 59 人をピークに増減を繰り返しながら長期的には減少傾向を示し、令和元年は過去最少の３人となりましたが、その後は再び増加に転じ、令和７年は８人となりました。なお、建設業では令和７年は１人となっています。建設業は重篤災害が発生しやすい業種であることから、引き続き墜落防止等の基本的な災害防止対策が必要です。

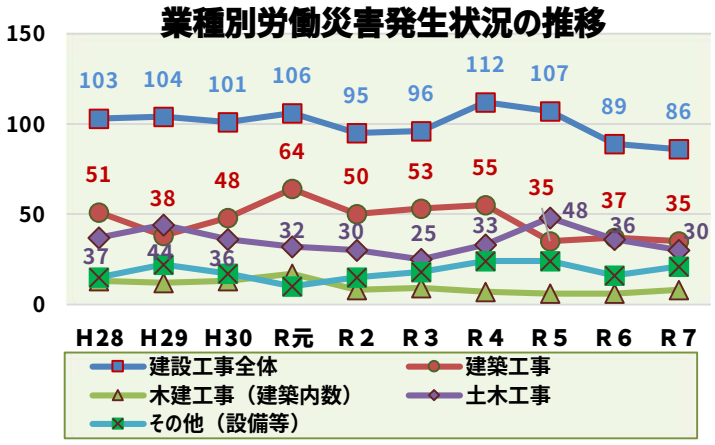


## 2　建設業における業種別労働災害発生状況

令和７年の建設業における死傷者数を工事別にみると、「建築工事」35 人（40.7%）、うち、「木造家屋建築工事」８人（9.3%）、「土木工事」30 人（34.9%）、「その他の建設業」21 人（24.4%）となっています。

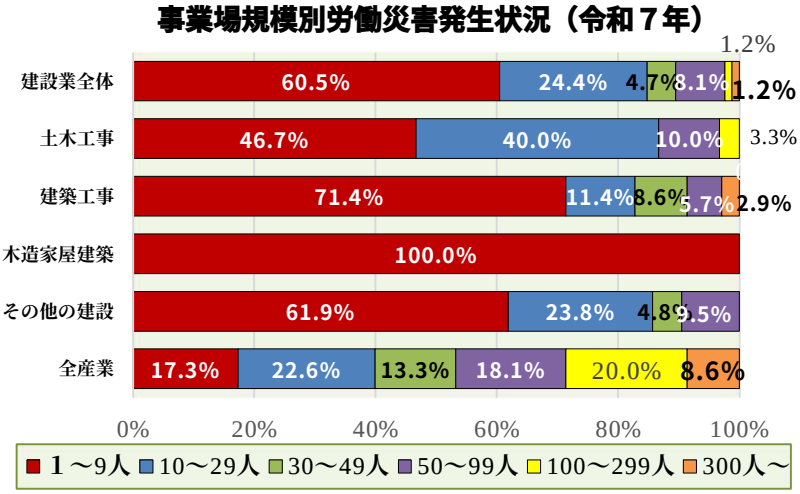
また、前年比で土木工事が６人（16.6%）、「建築工事」が、２人（5.4%）それぞれ減少しましたが、「その他の建設」が５人（31.3%）増加しました。




## 3　規模別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害発生状況を事業場の規模別にみると、労働者１０人未満の事業場が 60.5%と６割強を占め、労働者 30 人未満の小規模事業場で、全体の８割以上（84.9%）を占めています。

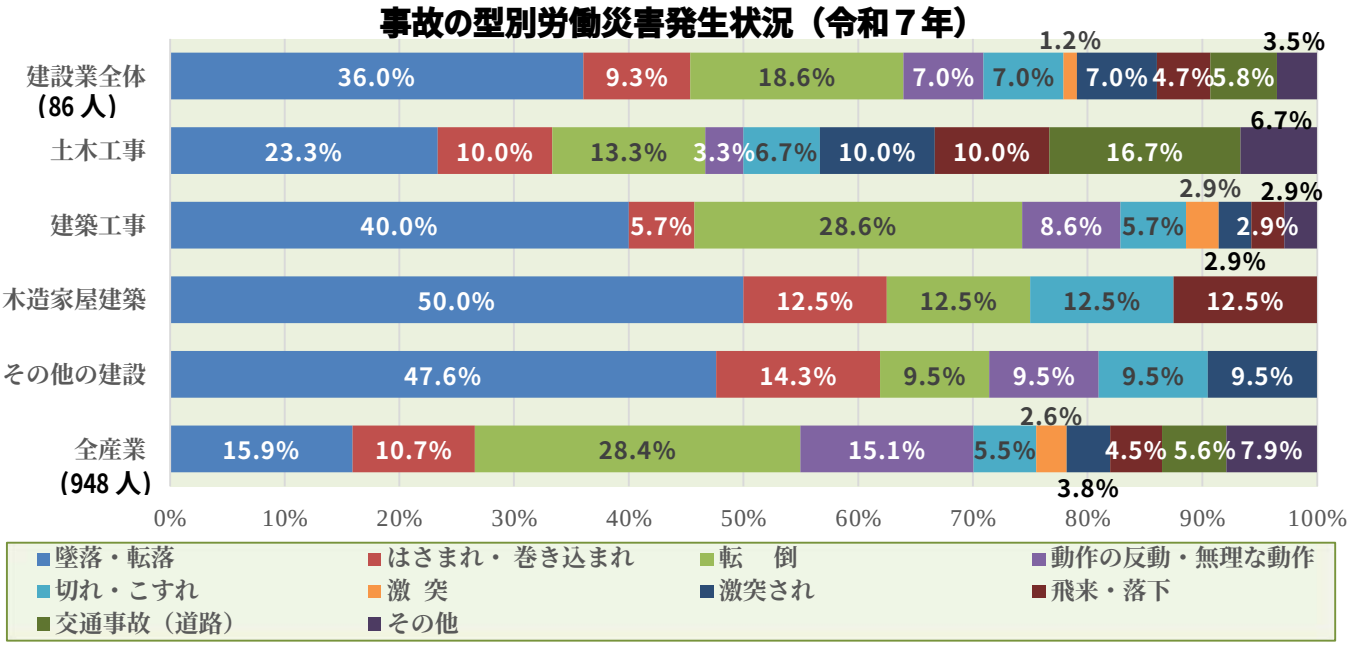
工事別で 10 人未満の割合をみると、建築が７割強、土木が４割半ばを占めており、全産業と比較すると、建設業全体では 10 人未満の小規模事業場における労働災害の発生割合が全産業の約 3.5 倍と高くなっています。




## 4　事故の型別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害を事故の型別にみると、依然として「墜落・転落」の割合が 36.0%と最も多く、次いで「転倒」18.6%、「はさまれ・巻き込まれ」9.3%の順となっており、令和７年は墜落転落災害及び転倒災害の割合が増加しました。

工事別にみると、建築、土木及びその他の建設すべてにおいて「墜落・転落」が最も多くを占めており、引き続き基本的な安全対策を講じた上で作業を行うことが重要になります。

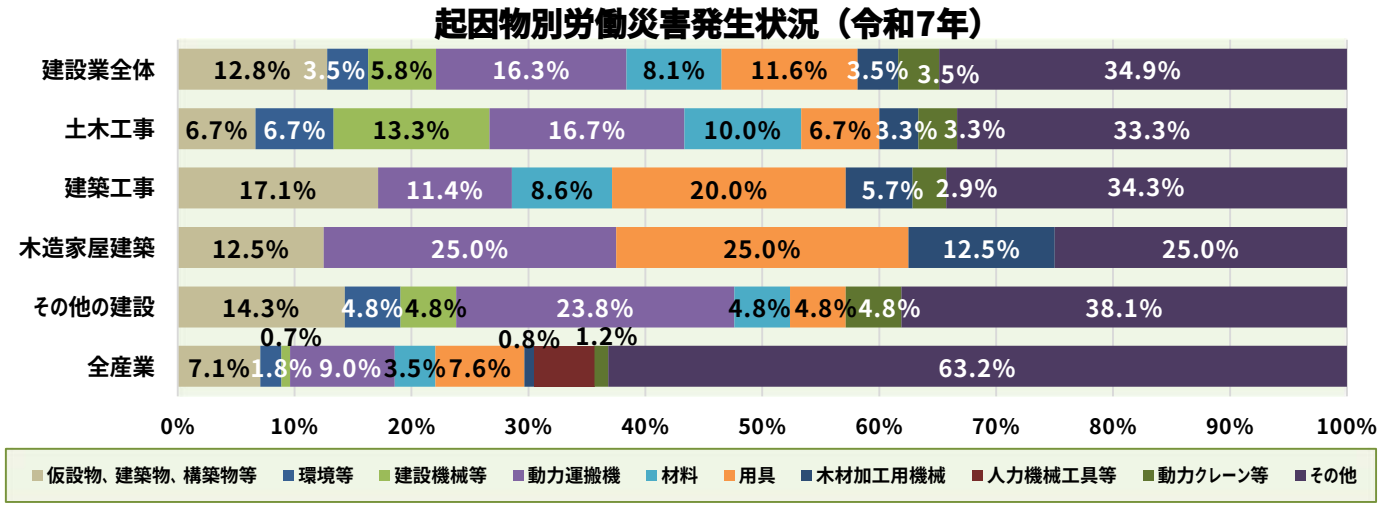


## 5　起因物別労働災害発生状況

建設業全体においては、「動力運搬機械」が 16.3%と最も多く、次いで、「仮設物・建築物・構築物等」12.8%、「用具」11.6%、「材料」8.1%、「建設機械等」5.8%の順となっています。

また、工事別でみると、土木工事では「動力運搬機」16.7%と最も多く、次いで「建設機械等」13.3%、建築工事においては、「用具」20.0%が最も多く、次いで「仮設物、建築物、構築物等」17.1%の順に多くなっています。

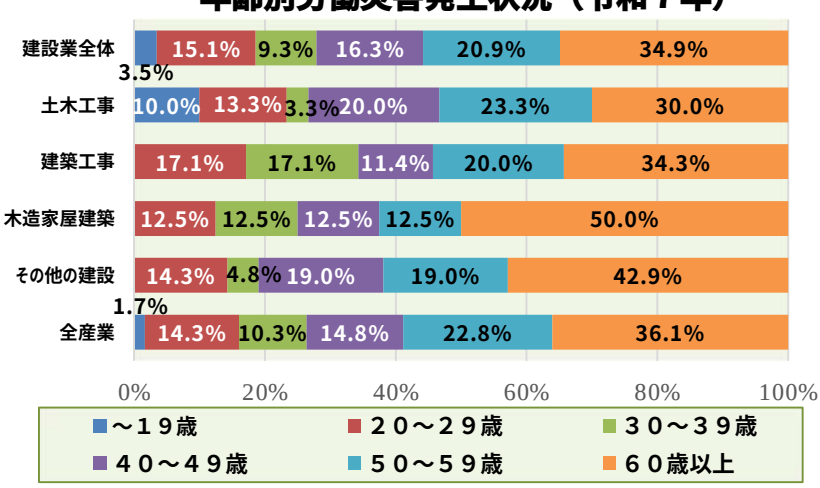
建設現場では、足場等を起因とする墜落・転落災害が例年多くを占めており、引き続き高所作業等への安全対策が今後も重要と言えます。




## 6　年齢別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害を年齢別にみると 60 歳以上が 34.9%と最も多く、次いで 50 代 20.9%、40 代 16.3%、20 代 15.1%、30 代 9.3%、10 代 3.5%の順で発生しています。

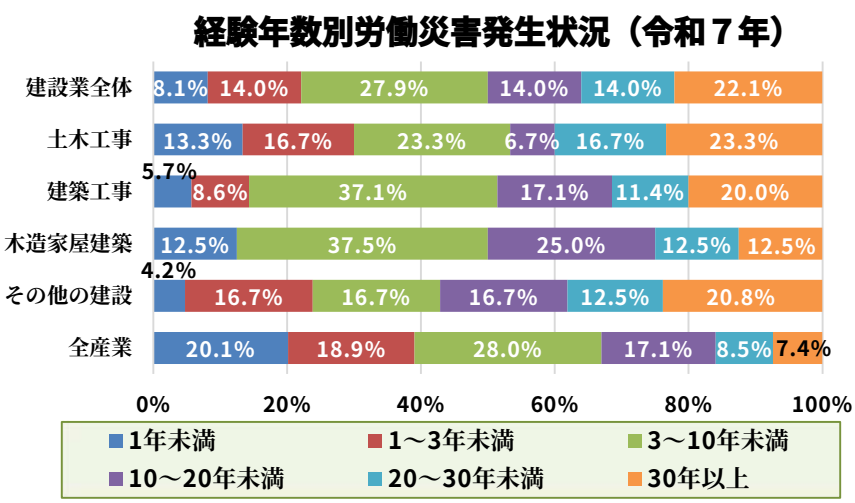
また、建設業全体では、50 歳以上が 55.8%と被災労働者の５割以上を占めており、全産業より下回っているものの、高年齢労働者の災害割合は増加傾向にあるため、作業環境の安全化や安全衛生教育の一層の取組が必要です。




## 7　経験年数別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害を経験年数別にみると、3～10 年未満の割合が 27.9%と全産業と同じく最も多くを占め、次いで 30 年以上が 22.1%、1～3 年未満、10～20 年未満及び 20～30 年未満が 14.0%で同率、1 年未満が 8.1%の順となっています。

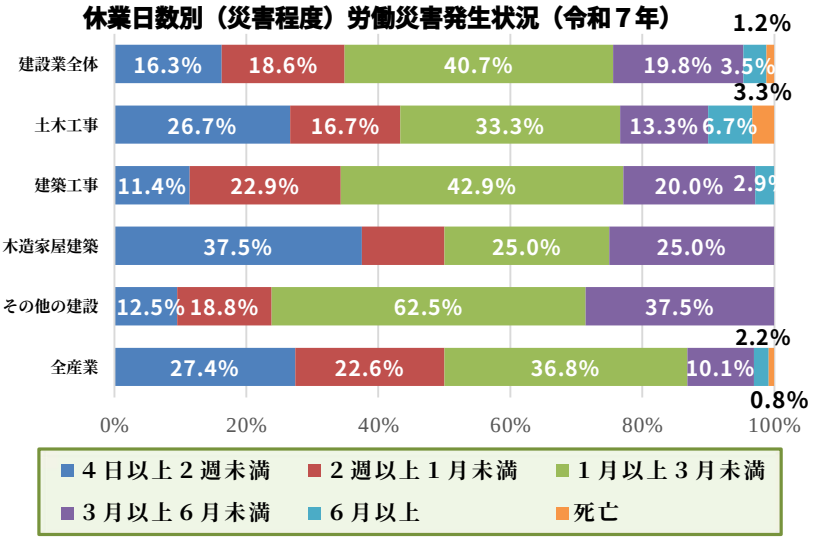
また、建築工事では経験年数 3～10 年未満が 37.1%、土木工事では経験年数 3～10 年満及び 30 年以上が 23.3%で同率で最も多くなっています。



## 8　休業見込日数別労働災害発生状況

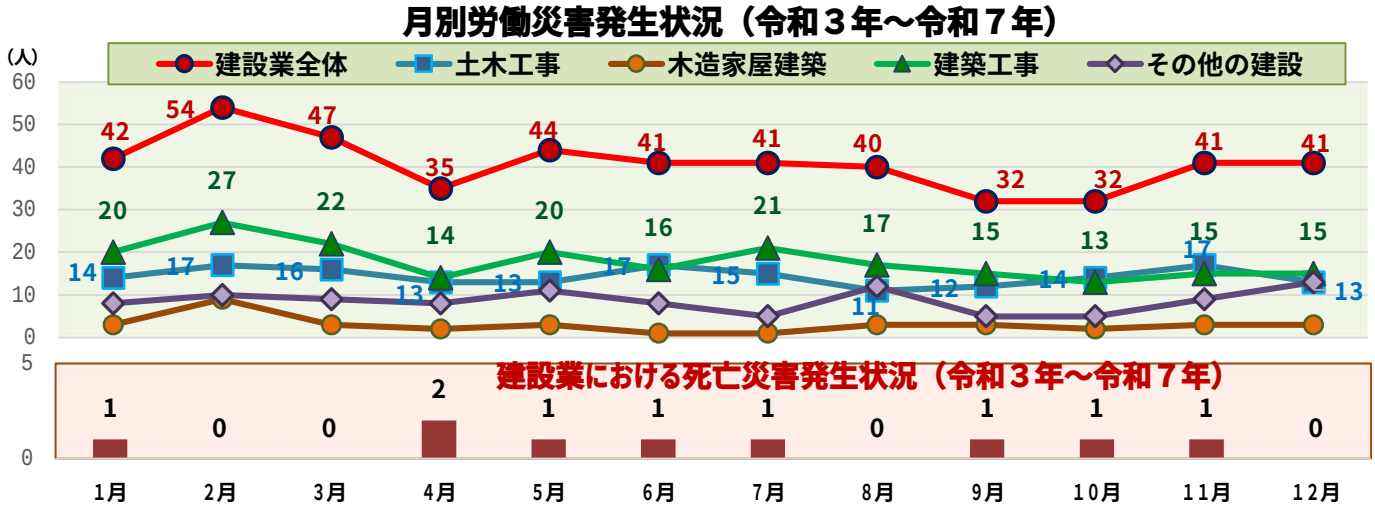
建設業全体における労働災害を休業見込日数別（災害程度別）にみると、1 月以上 3 月未満が最も多く 40.7%、次いで 3 月以上 6 月未満が 19.8%、2 週以上 1 月未満 18.6%、4 日以上 2 週未満 16.3%の順となっています。

建設業では、死亡を除く休業見込日数が 1 か月以上となる割合が 64.0%と、全産業の 49.1%を上回っており、重篤災害となる可能性が高いことが伺えます。



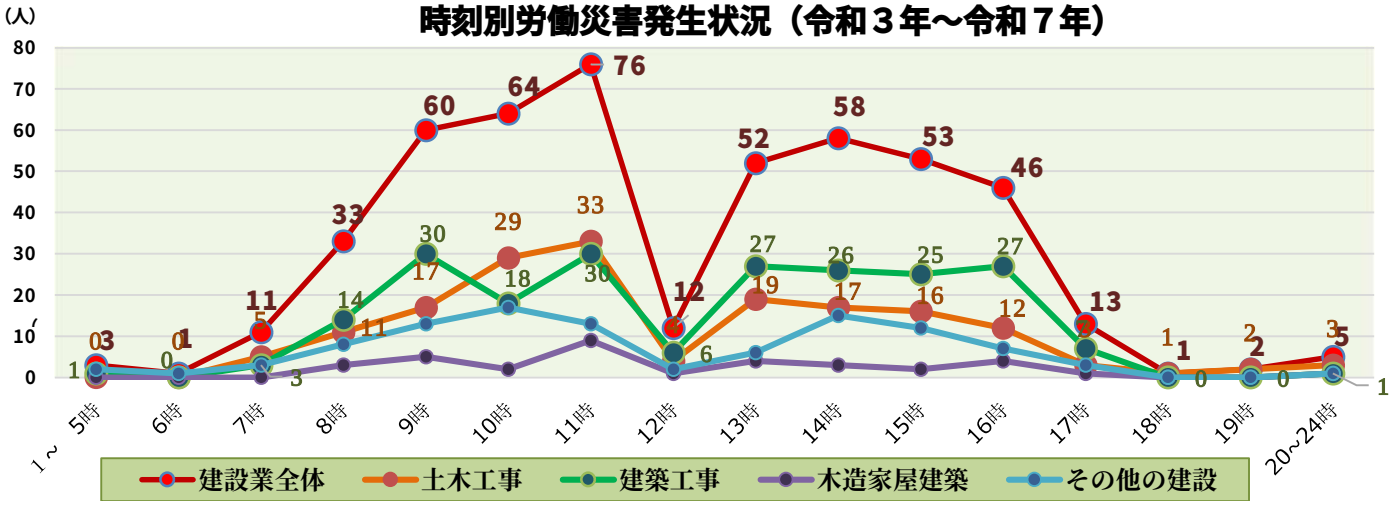

## 9　月別労働災害発生状況

建設業全体における過去 5 年間の労働災害を発生月別にみると、2 月が 54 人と最も多く、次いで 3 月が 47 人、5 月が 44 人、1 月が 42 人の順で発生し、9 月及び 10 月が 32 人と最も少なくなっています。工事別では、建築工事は 2 月に多く、土木工事は 2 月、6 月及び 11 月に多く発生しています。




## 10　時刻別労働災害発生状況

建設業全体における過去 5 年間の労働災害を発生時刻別にみると、11 時台が 76 人と最も多く、次いで 10 時台、9 時台と午前に多く発生している状況が見られます。業種別にみると、各業種ともほぼ同様の時間帯に発生しており、各工事現場においては、発生時間帯を中心に安全パトロールの実施など、安全管理の徹底が有効であると思われます。



## 11　建設業における死亡災害事例　　※令和７年の建設業における死亡災害は１件

| 番号 | 発生月日<br>発生地 | 年齢<br>性別 | 業　種<br>職　種 | 事故の型<br>起因物 | 災　害　の　概　要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1<br>都留 | 令和５年<br>５月21日<br>南都留郡<br>山中湖村 | 57<br>男 | 建設業<br>防水工 | 墜落・転落<br>建築物、構築物 | ４階建て建物の４階ルーフバルコニー（３階天井相当）にて、屋上の端部に向かって後ずさりしながら、防水シートのしわを伸ばして圧着する作業を行っていたところ、ルーフバルコニーの端部から３階屋上端部へ墜落し、その後地上へ転落した。  |
| 2<br>甲府 | 令和５年<br>９月21日<br>韮崎市 | 54<br>男 | 建設業<br>法面工 | 墜落・転落<br>地山、岩石 | 治山工事を行う現場において、測量作業を行っていたところ、法肩から足を踏み外し、約70メートル滑落した。  |
| 3<br>都留 | 令和５年<br>11月11日<br>大月市 | 69<br>男 | 建設業<br>土光 | 墜落・転落<br>地山、岩石 | 三脚脚立の高さ２m以上の箇所に上り、桜の木の枝打ち作業をしていたところ、バランスを崩し墜落した。  |
| 4<br>甲府 | 令和７年<br>４月17日<br>甲府市 | 63<br>男 | 建設業<br>作業員 | はさまれ・巻き込まれ<br>高所作業車 | 傾斜のある道沿いで高所作業車を使用して樹木を伐採し、次の作業場所に移動するため、高所作業車の後方の操作盤にてアウトリガーを上昇させたところ、車が逸走して被災者が轢かれた。  |

# 第２　労働災害防止のために

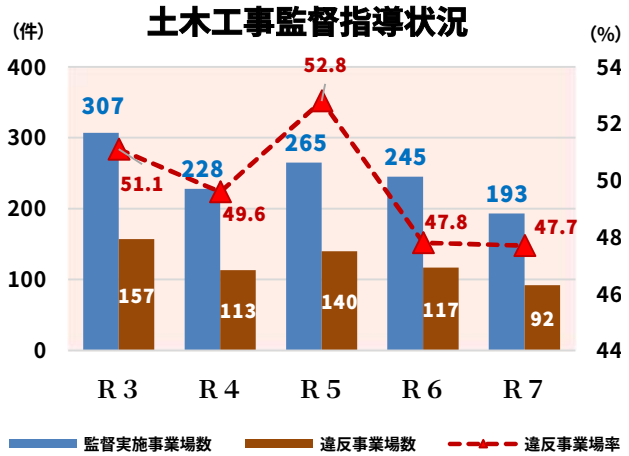
## １　県内の建設現場における法違反状況

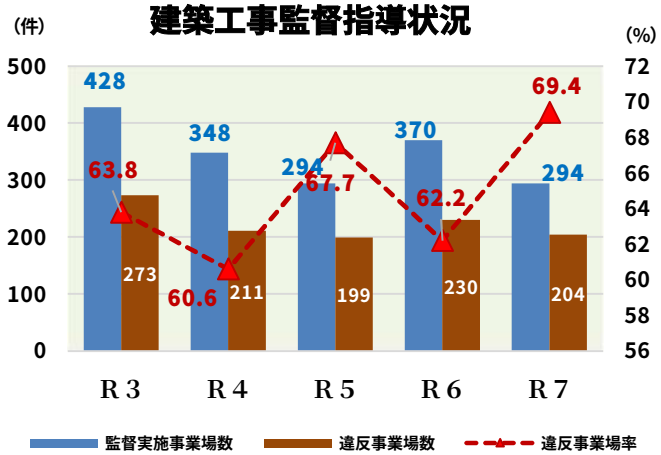
令和７年に県下の各労働基準監督署において実施した建設現場の臨検監督指導における法違反率をみると、土木工事においては47.7%、建築工事においては69.4%と依然として高い違反率となっています。

法違反の主な内容をみると、土木工事においては、車両系建設機械関係（用途外使用、運転位置から離れる場合の措置、接触の防止等）が多く、他に安全な通路の確保や研削といしの覆いに係る法違反が認められました。

一方、建築工事においては、墜落防止措置（適正な足場、作業床、物品揚卸口の設置）が多く、他に各作業主任者の氏名等の周知、車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置等の法違反が認められました。

また、元請が下請に対して法違反しないよう必要な指導を行っていない「元方事業者の講ずべき指導等」に係る法違反が共通して多く見られ、災害防止に向けて元請による現場全体の確実な安全管理の徹底が求められています。



## 2　令和８年度における建設業の主な安全衛生対策推進に係る留意事項（抜粋）

**※令和８年４月に山梨労働局労働基準部長より建設関係団体等に対して協力要請した留意事項の概要**

### ●　労働者の安全確保のための対策

#### ◆ 墜落・転落災害防止対策、墜落制止用器具の適切な使用

【厚生労働省が行うこと】

墜落・転落による害を防止するため、幅が１m以上の箇所における一側足場の原則禁止を含め、労働安全衛生規則に基づく措置の一層の徹底を図るとともに、「手すり先行工法に関するガイドライン」及び「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく「より安全な措置」等の普及・定着を図る。また、規格に適合した墜落制止用器具の使用を指導する。

【事業者が行うこと】

労働安全衛生規則に基づく各種措置を講ずるとともに、上記ガイドライン及び推進要綱に基づく「より安全な措置」等を適切に講ずること。また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントとその結果に基づく措置に取り組むこと。また、規格に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。

#### ◆ はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

木建マニュアルの内容を参考に、はしご・脚立等の適切な使用の普及・定着に取り組む。

また、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和３年３月 17 日付け基安安発 0317 第２号）に基づく周知・指導を行う。

【事業者が行うこと】

木建工事においては、木建マニュアルに基づく措置を適切に実施するとともに、上記リーフレットやリーフレット「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」等を活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること。また、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に努めること。

#### ◆ 転倒災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

「転倒災害防止対策の推進について（令和５年５月 19 日付け基安発 0519 第４号）に基づき、転倒災害防止対策の周知指導を行う。

【事業者が行うこと】

リーフレット等を活用し、転倒災害防止のための労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組むこと。

#### ◆ 建設機械等による労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設機械等を起因物とする死亡災害が令和７年に 53 件発生している。（令和８年１月速報時点）災害の概要として、機体に轢かれるもの、機体と物体との間に挟まれるもの、機体とともに転倒するもの等であることから、労働安全衛生規則に基づく各種措置の徹底を指導する。

【事業者が行うこと】

労働者に建設機械等を使用させる場合は、労働安全衛生規則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、建設機械等の転落、接触等により労働者に危険が生じるおそれのある場合は、誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。

#### ◆ 高年齢労働者等の労働災害の防止対策

【厚生労働省が行うこと】

「高年齢者の労働災害防止のための指針」（令和８年２月 10 日公表）及びエイジフレンドリー補助金の周知を図る。

【事業者が行うこと】

上記指針に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理等高年齢者の労働災害防止のための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、事業場の実情に応じて、国や関係団体等の支援を活用し、労働者とも連携・協力して取組を進めること。

### ◆ 一人親方等の安全衛生対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業に従事する一人親方等も死亡災害の把握に努める。

【事業者が行うこと】

改正法（令和７年法律第 33 号）により、令和８年４月より元方事業者が行う統括管理の対象が労働者以外の作業従事者に拡充されたことから改正法を順守し、混在作業による災害防止の徹底を図るとともに、令和９年１月から一人親方による休業４日以上の災害についても監督署への報告が義務付けられるので、その徹底を図ること。

## ● 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

### ◆ 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

【厚生労働省が行うこと】

令和７年５月に公布された改正安衛法により、労働者数 50 人未満の事業場を含めたすべての事業場にストレスチェックが義務付けられた（施行期日は公布後３年以内に政令で定める日）ことから、メンタルヘルス対策の取組を推進する。

【事業者が行うこと】

ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働者数50人未満の事業場においてもストレスチェックの義務化に向けて、必要な準備等を進めること。

### ◆ 熱中症対策

【厚生労働省が行うこと】

令和７年６月１日に施行された、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止するための「報告体制」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者に義務付けた改正安衛則に基づく措置の周知徹底を図る。さらに、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン（５月から９月まで、準備期間：４月、重点取組期間：７月」）期間を中心に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の周知・指導を行う。

【事業者が行うこと】

改正安衛則（熱中症）をはじめとする、熱中症防止を目的とした法令上の措置について、確実に実施すること。また、上記ガイドラインを踏まえ、衛生管理者等を中心とした事業場としての労働衛生管理体制の整備、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症防止対策、作業を管理する者及び労働者に対する計画的な労働衛生教育、発症時・緊急時の措置の確認・周知を適切に実施すること。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。

### ◆ 化学物質による健康障害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

塗装作業等に使用する製剤など化学物質を用いる際には、使用前にラベル・SDS を確認し、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及びその結果に基づく措置等を実施するよう周知・指導する。

塗膜の剥離や掻き落とし作業について、鉛等有害物の有無、剥離工法等により工事に要する安全経費・工期は大きく変わることから発注者に対し、必要な安全衛生経費の積算等、必要な対応を行うよう求める。また、金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームにばく露することによる神経障害等の健康障害を防止するため、特定化学物質障害予防規則の改正内容について周知・指導する。

【事業者が行うこと】

塗装作業等に使用する製剤など、化学物質を用いる際には、店社ごとに化学物質管理者を選任し、使用前にラベル・SDS を確認させ、その情報に基づき当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること。また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図るため、作業主任者等に必要に応じ能力向上教育等を行うこと。さらに保護具を着用する作業現場においては、店社ごとに保護具着用管理責任者を選任すること。

塗膜剥離作業においては、塗膜には鉛、六価クロム、PCB 等が含まれうること留意し、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切なばく露防止対策を講ずること。また、研磨剤の吹き付け（ブラスト）や研磨剤を用いた手持ち式動力工具（ディスクサンダー）による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき、労働者に対して、呼吸用保護具（送気マスク等）を使用させる等の措置を講ずること。

### ◆ 石綿健康障害予防対策

【厚生労働省が行うこと】

石綿障害予防規則に基づく措置等を実施するよう地方公共団体とも連携して周知・指導を行う。また、建築物等の解体・改修工事について、適切に対象選定を行い、予告なしの立ち入りを行う。

建築物・工作物の解体・改修作業の発注者への対応について、建築物等の解体・改修工事前に施工業者に義務付けられている有資格者による石綿の有無の調査（事前調査）の実施、事前調査の結果、石綿が使用されていることが明らかとなった場合に、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法による発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるように配慮するなどの発注者による必要な措置が講じられるよう周知リーフレットを用いて周知徹底を図る。

【事業者が行うこと】
石綿障害予防防規則に基づき、建築物・工作物の解体・改修工事前の有資格者による石綿含有の有無の事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の労働基準監督署長への報告、事前調査結果の作業場への掲示、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底すること。
また、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和３年３月（令和８年２月改正））に基づく労働者の石綿ばく露防止措置の徹底を図ること。

**上記の令和 8 年度における建設業の主な安全衛生対策の推進に係る留意事項の全文はこちら**

## ３　山梨第 14 次労働災害防止計画の概要について

**１　計画のねらい**

**「国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さない」**

この基本理念の下、労働災害を減らし、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が目指す指標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより、**「事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提とし、多様な形態で働く一人ひとりが潜在能力を十分に発揮できる社会の実現」**を目指します。

**２　計画期間　　２０２３年４月１日～２０２８年３月３１日**

**３　計画の目標（抜粋）**

**・アウトプット指標**

計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項

1　労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 50 %以上とする。

2　高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢者の安全衛生確保の取組を行う事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

3　業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）
- 建設業において、墜落・転落対策のリスクアセスメントを行っている事業場の割合を 85 %以上にする。

4　労働者の健康確保対策の推進
- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 70%以上にする。

5　化学物質等による健康障害防止対策の推進
- 熱中症防止のため、暑さ指数（WBGT 値）を把握し活用している事業場の割合を 2023 年の 62.1%から 2027 年度までに増加させる。

**・アウトカム指標**

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項

1　労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 転倒災害による死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに増加に歯止めをかける。

2　高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 60 歳以上の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに増加に歯止めをかける。

3　業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）
- 建設業は、2027 年までに死傷者数を５パーセント減少、又は山梨 13 次防期間中の総件数から５パーセント減少させる。

4　労働者の健康確保対策の推進
- 定期健康診断における有所見率を 2023 年と比較して減少させる。

5　化学物質等による健康障害防止対策の推進
- 熱中症による死傷者数を山梨 13 次防期間中と比較して、山梨 14 次防期間中に減少させる。

上記のアウトカム指標の達成を目指すことにより全体的には、
ア　2022 年と比較して、2027 年の死亡者数を 20%減少、又は山梨 13 次防期間中と比べて、山梨 14 次防期間中の死亡者数を 20%減少させる。
イ　2022 年と比較して、2027 年の休業４日以上の死傷者数を減少させる、又は山梨 13 次防期間中と比べて、山梨 14 次防期間中の死傷者数を減少させる。（いずれも新型コロナウイルス感染症を除く。）

本　文　　リーフ

**上記の留意事項を関係者全員に周知する等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進への取組をよろしくお願いいたします。**

**お問い合わせは山梨労働局　または　各労働基準監督署へ**


◆山梨労働局健康安全課　甲府市丸の内 1-1-11　TEL 055-225-2855
◆甲府労働基準監督署　甲府市下飯田 2-5-51　TEL 055-224-5617
◆都留労働基準監督署　都留市四日市場 23-2　TEL 0554-43-2195
◆鰍沢労働基準監督署　南巨摩郡富士川町鰍沢 1760-1　TEL 0556-22-3181


R8.5

# リスクアセスメントをはじめよう




東京労働局 東京労働局労働基準部
（東京労働局ホームページ　http://www.roudoukyoku.go.jp/）

# 目　　次


1　労働災害を防止しよう …… 1

2　リスクアセスメントをはじめよう …… 2

3　ステップ 1　あなたの職場の危険、有害な場所や作業を具体的に探してみよう…… 5

4　ステップ 2　その危険に巻き込まれるのはあなたの職場のだれ?…… 9

5　ステップ 3・4　リスクレベルの見積り・評価をしよう …… 10

6　リスクレベル評価シート (参考) 及び具体的評価事例1～6 …… 12

7　リスクレベルの評価結果一覧表(実施例) …… 19

8　リスクアセスメント等実施一覧表(参考) …… 20

9　危険有害要因の低減対策例 …… 21

10　ステップ 5　安全衛生目標の設定と計画の作成 …… 22


(参考)
リスクアセスメントを実行するための体制、手順等を定めた規定は、東京労働局労働基準部編「リスクアセスメントを実施するための規定（例)」（ホームページに掲載）などを参考にしてください。

# 1 労働災害を防止しよう。



労働災害は、働いている人の生活に大きな打撃を与えます。また、企業活動にとっても突然、必要な人材がいなくなり、業務遂行に大変苦慮することにもなります。それだけにとどまらず、法令に基づく制裁を会社が受けることもありますし、保険料の負担増や、被災者・遺族等からの損害賠償請求などにより、裁判所に出頭しなければならなくなることもあります。
事業の運営にとってマイナスになることが沢山あります。

さらに、これからは働く人の就業形態や業務態様等の労働環境がどんどん変化しています。労働災害防止のノウハウも同様で、今まであなたの会社のベテラン社員の知識と経験が、仕事を遂行する中で新しく入ってきた社員などに対して伝承され、生かされていました。しかしながら、今後は、これらのノウハウの伝承が確実に行われる保障はありません。会社も益々新しい仕事に対応していくことが大切になってきています。

このような状況の中で、労働災害の防止について、全責任がある経営トップは、今後どのような取り組みをしていくことが企業の発展につながっていくのでしょうか。

平成１７年に労働安全衛生法等が改正され、同法第28条の2によりリスクアセスメントが努力義務となり、また「危険性又は有害性等の調査」（リスクアセスメント等）に関する指針が定められました。

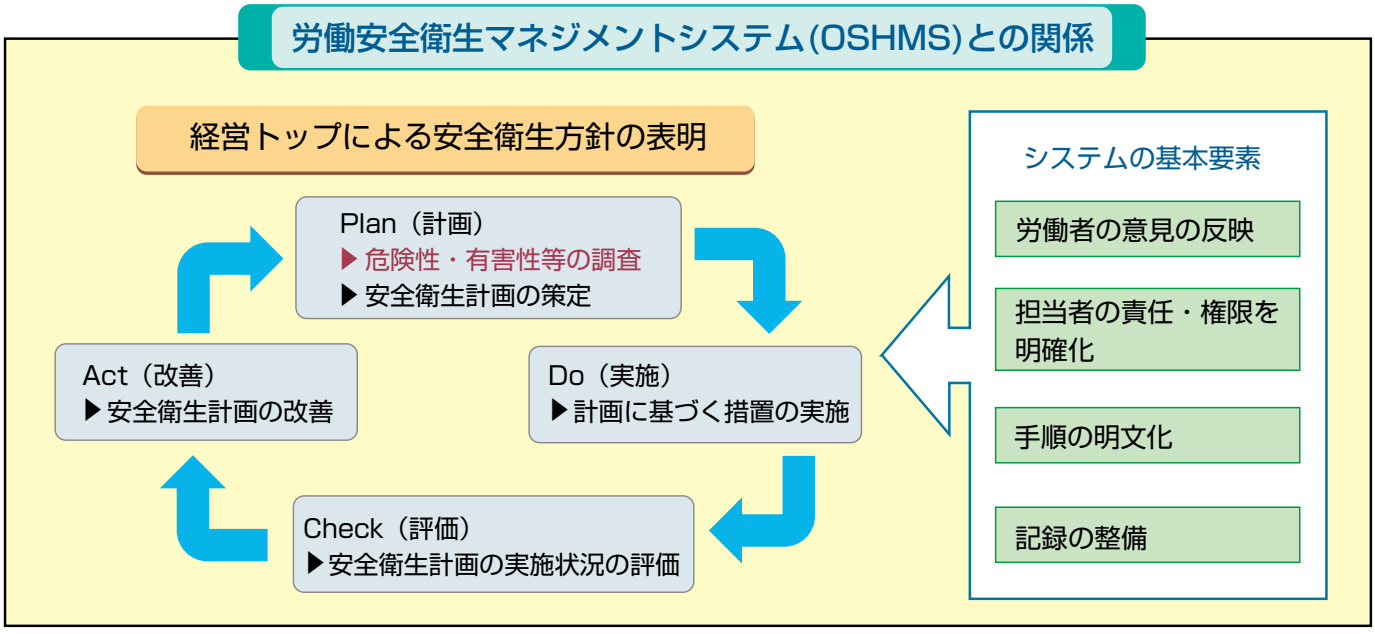
あなたの会社では、働く人が怪我や健康障害につながるおそれのある場所や作業について、十分な対策がとられているかどうか、一つひとつが確認されていますか。

働く人に「どこで、だれが、どんな作業をしている時に、どのような危険がどの程度あるので、この対策を実施しています。」と明確に説明できますか。

あなたの事業場で働く人たちにこれらの説明をきちんと行い、働く人がそれらを守り、健康で安全に安心して働くことが出来るようにしましょう。

※平成26年6月に改正労働安全衛生法が公布され、一定の化学物質については、平成28年6月までにリスクアセスメントが義務となります。

## 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)との関係



# 2 リスクアセスメントをはじめよう

「リスクアセスメント」とは事業者が自主的に個々の事業場の建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査を行うことです。事業者は、調査結果に基づき次に掲げる事項を実施しましょう。

⑴　労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定

⑵　⑴により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合い（以下「リスク」という。）の見積もり

⑶　⑵の見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置（以下「リスク低減措置」という。）内容の検討

⑷　⑶の優先度に対応したリスク低減措置の実施

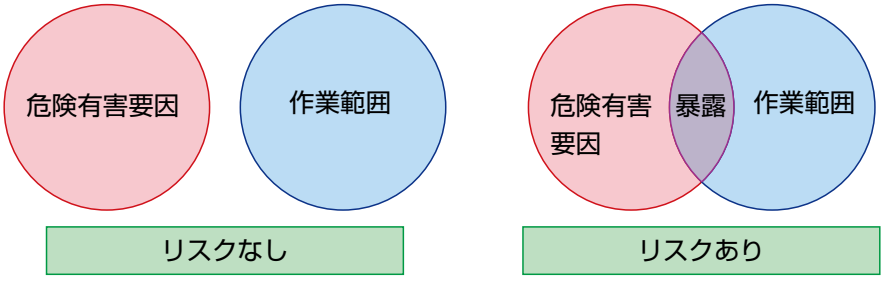
まず、働いている人の意見を十分に聞き、現時点で可能な限りのリスクアセスメントを実施し、あなたの事業場のより確実なリスクの把握をしましょう。

リスクアセスメントは災害防止対策のための予防的手段であり、従来の災害後の事後対策と異なります。KYT（危険予知訓練）やヒヤリハットも予防的手段ですが、リスクアセスメントは、危険性又は有害性を網羅的に抽出し、優先度を付けて対策を実施することで、事業者が責任を持って自分の事業場の安全衛生管理の質の向上を図ることを目的としています。

（参考）
安全・衛生委員会の審議事項に「リスクアセスメントの実施とその結果に基づき講ずる措置」が含まれていますので安全・衛生委員会規程の審議事項に加える必要があります。（労働安全衛生規則第21条、22条）
（注）労働者数50人未満の事業場は安全会議等において検討をお願いします。

## リスクとは

「リスク」とは労働者の就業に係る特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合いをいいます。危険性又は有害性と作業者等との接触可能性（以下「可能性」といいます。）があるときはリスクがあるといいますが、危険有害要因が無いとき、又は、可能性が無いときにはリスクが存在しないことになります。



## リスクアセスメントの手順

リスクアセスメントには機械設備のメーカーが実施するリスクアセスメントと、使用者側が実施するリスクアセスメントがありますが、使用者側が実施するリスクアセスメントの一般的な手順は次のとおりです。個々の項目について概略を説明しましょう。

1　作業工程の調査
2　危険性又は有害性の特定
3　リスクのレベルの算定
4　リスクの評価
5　対策案の検討と対策後のリスクの想定
6　対策の実施と対策後のリスクアセスメント

## 作業工程の調査

リスクアセスメントの対象とする作業工程を決め、その作業について日常作業、非定常作業、異常時の作業ごとに実体を詳細に調査分析します。安全面のリスクアセスメントと健康衛生面のリスクアセスメントを別々に実施するほうが分かりやすいでしょう。また、善意の行動などの作業者の本音を導き出すことが重要です。作業者と評価者の信頼関係が大切です。

## ステップ 1　危険性又は有害性の特定

作業標準等に基づき、労働者の就業に係る危険性又は有害性を特定するために必要な単位で作業を洗い出した上で、各事業場における機械設備、作業等に応じてあらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に則して、各作業における危険性又は有害性を特定します。なお、危険性又は有害性の特定に当たり、労働者の疲労等の危険性又は有害性への付加的影響を考慮します。危険性又は有害性の特定はリスクアセスメントの最大のポイントです。以下の観点から特定することが一般的ですが、これらを参考にしてあなたの事業場のチェックリストを作りましょう。あなたの事業場で起きた過去の災害事例や、危険有害要因の例などを参考に現時点で出来るだけ、あなたの会社の危険有害要因をリストアップしましょう。また、設備の新設、変更など職場環境の変化があれば、繰り返し実施することが大切です。

1　墜落・転落の災害危険
2　はさまれ・巻き込まれなどの災害危険
3　転倒の災害危険
4　物が飛来・落下してくる災害危険
5　積荷等が崩壊する災害危険
6　重量物等の運搬による災害危険
7　物との激突による災害危険
8　機械や刃物による切れなどの災害危険
9　交通事故による災害危険
10　感電による災害危険
11　有害物質による中毒等の健康障害危険
12　健康管理不足による健康障害危険
13　過重労働による健康障害危険
14　その他（爆発火災、高温物等との接触、寒冷環境、有害光線などによる災害危険）

（参考）
リスクの見積もりに当たり、次に掲げる事項に留意してください。
ア　予想される負傷又は疾病の対象者及び内容を明確に予測すること。
イ　過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積もること。
ウ　負傷又は疾病の重篤度は、負傷や疾病等の種類にかかわらず、共通の尺度を使うことが望ましいことから、基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること。
エ　有害性が立証されていない場合でも、一定の根拠がある場合は、その根拠に基づき、有害性が存在すると仮定して見積もるように努めること。

## ステップ２　リスクを受ける可能性のある人の特定

あなたの職場で働いている役員、管理者、事務員、作業者、若年労働者、中高年齢労働者、身体の不自由な人、その他労働災害防止上、就業に当たって特に配慮を必要とする者、あなたの会社にくる来訪者、清掃員、ビルメンテナンス業者、運送業者などを考慮しましょう。

## ステップ３　リスクレベルの見積り・評価

見積り方法にはいくつかの方法がありますが、なるべく簡素な方法で事業場の作業に合う方法を選びましょう。たとえば、被害の大きさ、危険有害要因への接近頻度、災害発生の確率は前もって定義しておくことが必要です。

個々のリスクレベルに対して許容リスクレベルかどうかを評価します。

許容リスクレベルは社会環境や、企業の安全文化によって異なるものです。その企業が置かれている社会環境や社内風土で受け入れられるかどうかという意味です。そのような意味で、企業の経営理念とともに社会的要求、現在の安全技術レベル等に基づき許容レベルの明確な設定が必要になります。

リスクレベルが許容リスクレベル以上であれば対策案の検討に進みます。なお、許容リスクレベル以下であっても必要に応じてリスク低減措置を実施する必要があります。

## ステップ４　対策の実施と対策後のリスクアセスメント

対策案の検討　　対策には次に述べる優先順で実施します。（低減対策の具体例参照）

１　法令に定められた事項の実施（労働安全衛生法関係法令、指針など）
２　設計や計画の段階における措置の実行（危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な施工方法への変更等）
３　工学的対策（囲い、安全装置、設備の改善等）
４　管理的対策（安全な作業方法への変更、立入り禁止措置、マニュアルの整備、教育訓練等）
５　個人用保護具の使用等（１から4までの対策を講じた場合でも、除去・低減しきれないものに限ります）

※残留リスクへの対応

対策を実施後に、対策内容を検証するため再度リスクアセスメントを実施してください。

対策の結果、許容レベル以下であるかを検証しましょう。

なお、低減されるリスクの効果に比較して必要な費用等が大幅に大きいなど、両者に著しい不均衡を発生させる場合であっても死亡や重篤な後遺障害をもたらす可能性が高い場合等大きなリスクが残留してしまう場合等、対策の実施に著しく合理性を欠くとはいえない場合には措置を実施する必要があります。

また、技術上の制約やリスク低減措置を講じてもリスクが残留してしまう場合、（許容レベル以下になっていない場合であっても）、リスクの内容を労働者に周知するとともに、必要に応じ個人用保護具の使用やマニュアルの整備等の管理的対策等の「暫定措置」を実施し、次年度の安全衛生管理計画などに反映させ、計画的に、解決を図りましょう。

## ステップ５　安全衛生目標の設定と計画の作成

対策が決定したら、対策の実現のための安全衛生目標の設定と、その目標達成のための計画を各対策に対して立てましょう。（安全衛生目標例　参照）

# 3 ステップ 1 あなたの職場の危険、有害な場所や作業を具体的に探してみよう

（　不安全な状態・不安全な行動　）　ので（　現象　）する　のように表現する。

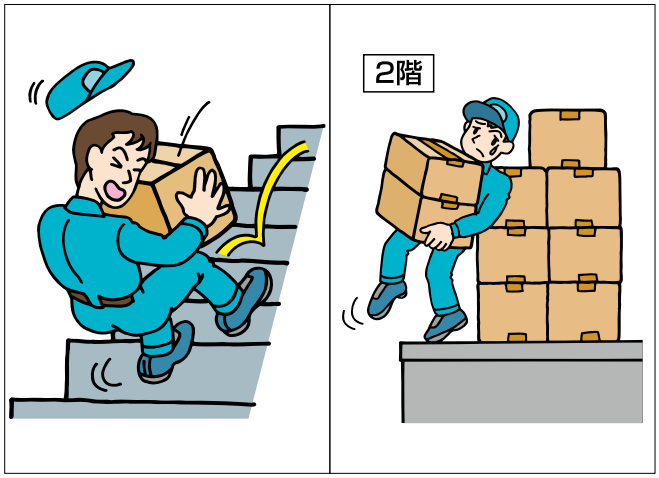
例

（手すりがない２階の作業床の端で荷の取り込み作業をしている）　ので

（　墜落　）する

例を参考にあなたの職場の機械や作業をチェックしてみましょう。

## 危険有害要因の例




頭部を損傷し死亡する例があります。

### 1　墜落や転落する可能性のある場所や作業は？

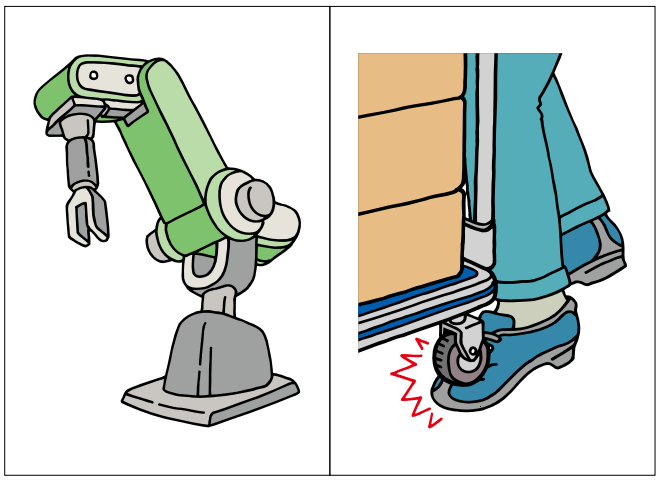
a　手すりが取り付けられていない倉庫の2階の作業床の端で荷の取扱いをしているので、墜落する。

b　荷を持って階段の昇降をしているので、転落する。

c　一人で脚立や踏み台を使用して照明等の清掃作業をしているので、脚立から転落する。

d　照明のない暗い階段を通行しているので、転落する。

e　手すり等の墜落防止措置のない屋根の作業や高所を通行しているので、墜落する。



死亡や身体の一部に永久損失（障害）を残す例があります。

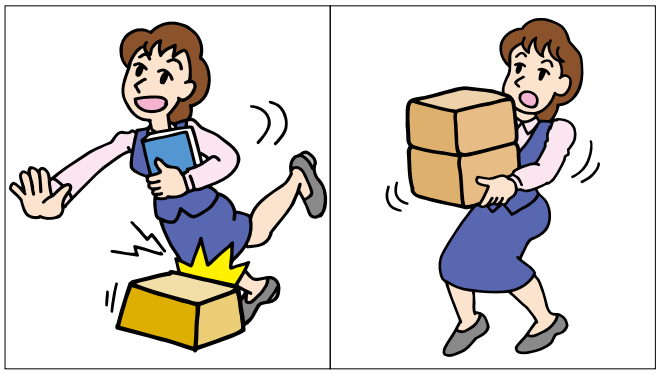
### 2　はさまれや巻き込まれたりする機械や作業は？

a　安全装置のない食品加工用機械やプレス機械などを使用して作業をしているので、機械にはさまれる。

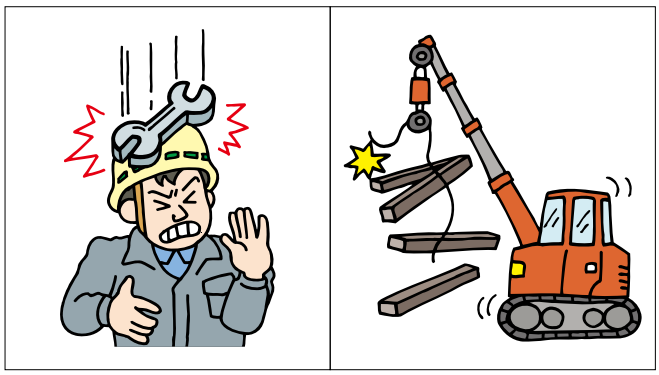
b　重い荷や材料を人力で運んでいるので、手指を挟んでつぶされる。

c　クレーン、エレベータ、リフト、コンベヤーなどの動力運搬機械の回転部分等に近接して作業を行っているので、はさまれる。

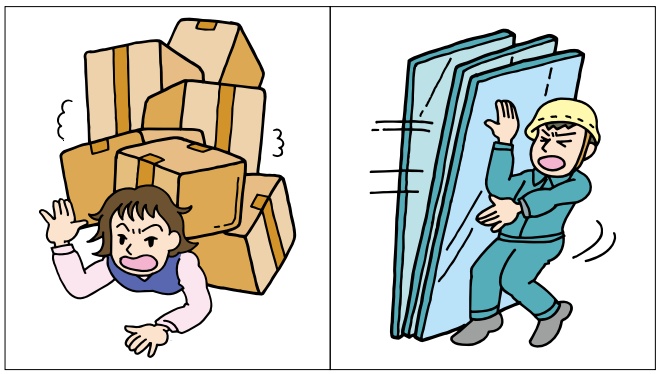
d　フォークリフトやトラックなどの荷役運搬機械を使用して作業を行っている場所に労働者を立ち入らせているので、労働者がひかれる。



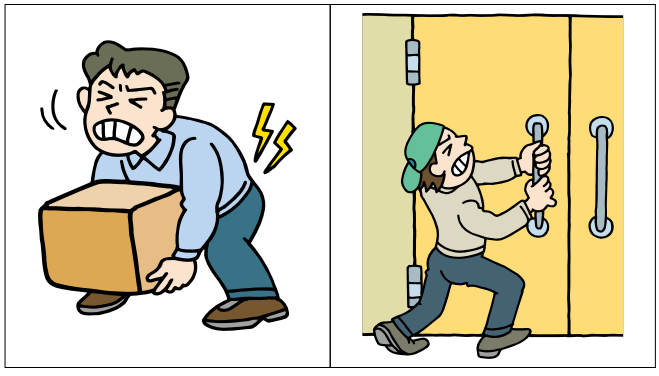
不意の転倒により、手首の骨折などの長期休業を要する例があります。



飛来・落下してくるものによっては、死亡している例もあります。



重量物の下敷きになって、死亡している例があります。



腰痛症になり、長期の休業を余儀なくされている例があります。

## 3　転倒する危険のある場所や作業は？

a　清掃や雨などで濡れている床や通路を通行しているので、転倒する。

b　不安定な荷などを運搬しているので、バランスを崩して転倒する。

c　急いで通路等を走っているので、転倒する。

d　物や配線等がある床や通路を歩いているので、つまずいて転倒する。

e　床が凸凹なまま補修されていないので、歩行してつまずいて転倒する。

## 4　物が飛来・落下してくる危険のある場所や作業は？

a　上下作業をしているので、労働者が工具を落とし下にいる労働者の頭に当たる。

b　重い荷物や材料を運んでいるので、足に落とす。

c　棚などの上の物を手探りでとろうとしているので、物が落ちて他人に当たる。

d　棚などの上に不安定に物が置いてあるので、物が落下し労働者に当たる。

e　クレーンで吊り上げている荷の下で作業をしているので、ワイヤーロープが切断して荷が落下し労働者に当たる。

## 5　積荷等が崩壊する危険のある場所や作業は？

a　ダンボール等を高く積み上げているので、崩壊して通行していた労働者がその下敷きになる。

b　不安定な機械の運搬方法をしているので、機械が倒れその下敷きになる。

c　金属材料やガラスなどを立掛けているので、倒れてそばにいた労働者が下敷きになる。

## 6　重量物を運ぶ作業や無理な姿勢で行う作業は？

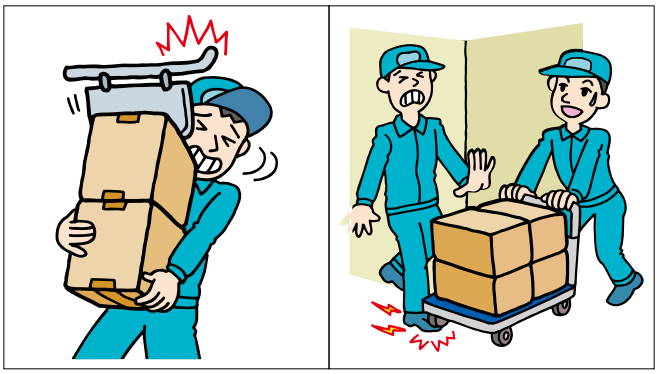
a　長時間、中腰でいるなど無理な姿勢で作業を行っているので、腰痛になる。

b　重い荷物を無理して運搬作業しているので、腰痛になる。

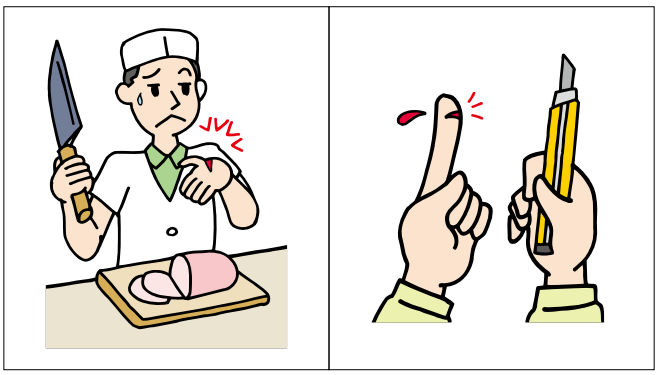
c　重心が偏心したものを取扱っているので、負傷する。

d　急いで荷を運搬しているので、腰を負傷する。

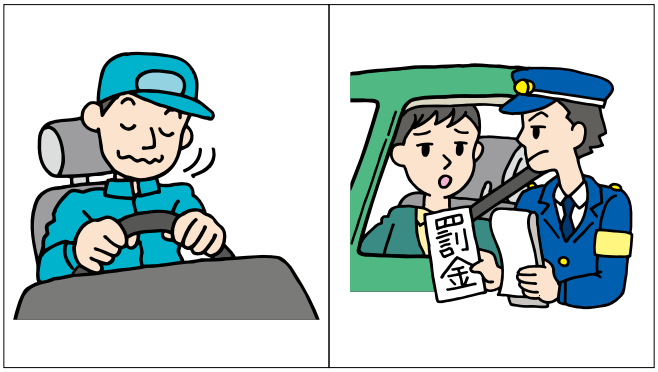
e　硬く閉まっている窓を無理に開けようとしているので、腰痛になる。



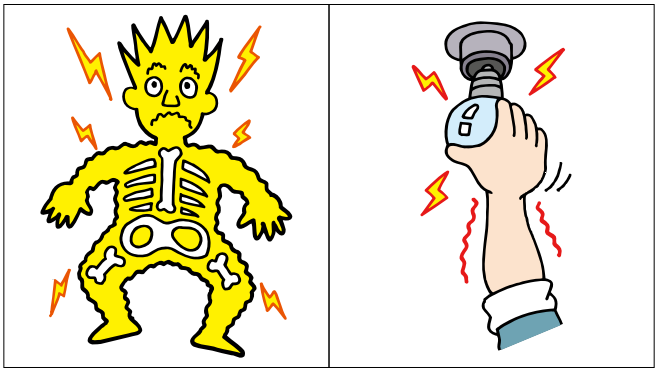
身体の一部、足や手を骨折している例があります。



手、指の切断等身体の一部に障害が残るものが発生している例があります。




死亡事故や重大事故になっている例が数多くあります。



死亡事故や重大事故になっている例が数多くあります。致死率が高い。

## 7　頭や足が物とぶつかる危険のある場所や作業は？

a　上部に看板等がある場所を通行しているので、頭をぶつける。

b　トラックの荷台等から飛び降りているので、足を骨折する。

c　通路の曲がり角では反対側が見えないので、台車と出会い頭に激突する。

## 8　機械や刃物により切傷の危険のある機械や作業は？

a　スライサーなどの食品加工用機械を安全ガードをはずして使用しているので、手指を切断する。

b　木材加工用機械の安全装置が故障しているまま使用しているので、手指を切断する。

c　包丁やカッター等の工具を素手で扱っているので、切傷する。

d　ガラス等の入っているゴミ袋を素手で扱っているので、手指を切傷する。

## 9　交通事故による危険は？

a　点検が実施されていないトラックを使用しているので、ブレーキの故障により事故が発生する。

b　睡眠不足で運転をしているので、居眠り事故を起こす。

c　道不案内で運転をしているので、脇見運転をして事故を起こす。

d　法定速度を超えて走行しているので、事故を起こす。

e　運転者の健康管理が行われていないので、運転中に心臓発作等を起こし事故になる。

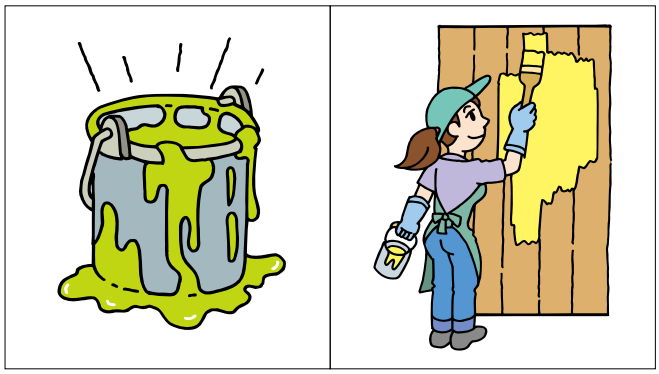
## 10　感電による危険は？

a　配電盤等の作業を素手で行っているので、感電する。

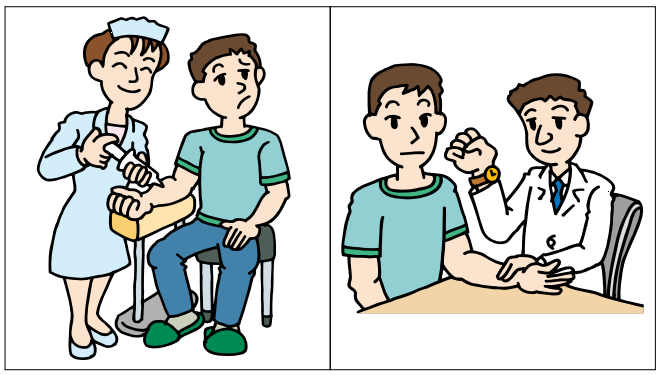
b　絶縁不良な手持ち電球を使用しているので、感電する。

c　コンセントや電線などが破損したまま使用されいるので、接触して感電する。

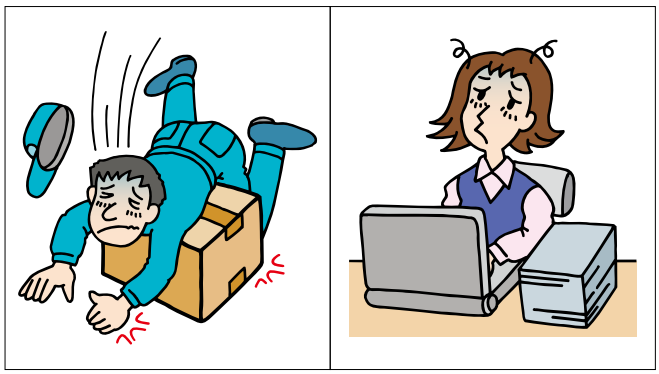
d　ヒューズやコンセントの修理を通電した状態のまま素手で修理しているので、感電する。



高い濃度の有害物質を吸い込んで、死亡している例もあります。



長期の療養を必要とする者や自殺する者などの例があります。



長期の療養を必要とする者や自殺する者などの例があります。

## 11　有害物質による中毒等の危険は？

a　有害な有機溶剤の入った塗料を使用し保護具等を使用せずに壁の塗装をしているので、有機溶剤中毒になる。

b　通風の悪い地下で炭を使用して調理しているので、一酸化炭素中毒になる。

c　地下のピット等で内燃機関（ガソリンエンジンなど）付の機械を使用し、換気を行わずに作業をしているので、一酸化炭素中毒になる。

d　有害物質がこぼれているまま作業をしているので、接触して皮膚炎になる。

## 12　メンタルを含む健康管理が不十分で健康障害になる危険は？

a　健康診断の実施とその有所見者に対する事後措置が不十分なので労働者が疾病になる。

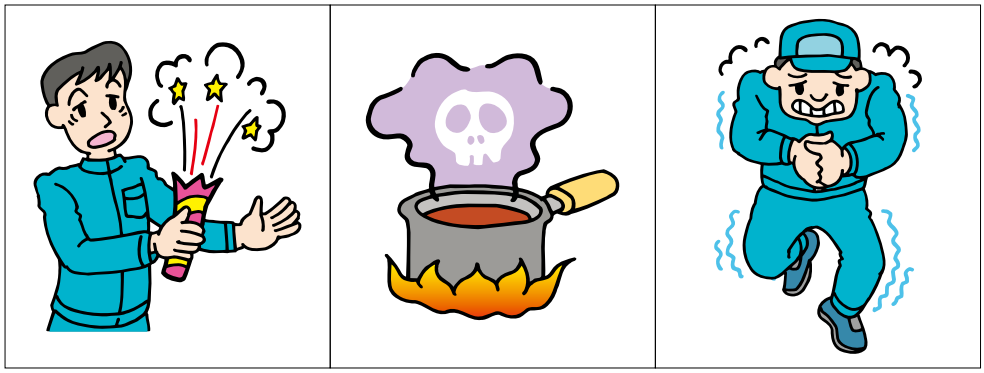
b　死の四重奏（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査又はBMIの測定、以上４つの検査項目全てに異常の所見が認められる者）に該当する労働者に精密検査を受けさせないでいたので、脳・心臓疾患にかかり、長期の休業が必要となる。

## 13　過重労働による健康障害の危険は？

a　長時間労働を実施させている労働者に医師による面接指導を実施しないで、脳・心臓疾患で労働者が職場で倒れる。

b　労働時間が適正に把握されていないので、長時間労働を行っていた労働者が健康障害を起こす。

c　長時間労働を放置していたので、健康障害を起こした労働者から多額の損害賠償請求がなされる。



## 14　その他

爆発･火災の危険

高温物との接触危険

寒冷による危険

有害光線による危険

など

# 4 ステップ 2

## その危険に巻き込まれるのは あなたの職場のだれ？



（調理師など）



（看護師など）



（営業職など）



（事務職など）



（専門技術者など）



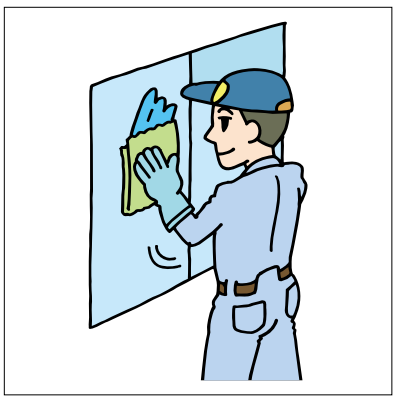
（塗装工など）



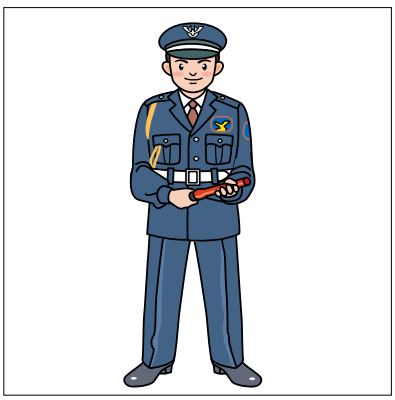
（店員など）



（配達員など）



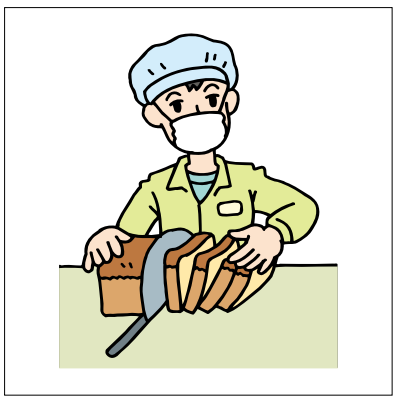
（清掃員など）



（警備員など）



（運転者など）



（アルバイトなど）

# 5 ステップ 3・4 リスクレベルの見積り・評価をしよう

## リスクレベルの見積り、評価の実施の参考例

### リスクの評価実施事項

1　見つけた危険有害要因について、リスクの大きさを見積りましょう。
2　リスクの現状評価を行うために、既存の災害防止対策はどうなっているかを調べましょう。
3　リスクの見積りを表1、表2、表3を使って実施します。

表1　負傷又は疾病の重篤度の区分表（被災の程度）

| 被災の程度 | | 目　安 |
|---|---|---|
| 致命的・重大 | × | ・死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの（失明、指切断等）<br>・休業災害（1 ヶ月以上のもの）<br>・一度に3人以上の被災者を伴うもの（多数）<br>・公衆災害を伴うもの |
| 中　程　度 | △ | ・休業災害（1 ヶ月未満のもの）<br>・一度に2人の被災者を伴うもの（複数） |
| 軽　　度 | ○ | ・不休災害や「かすり傷」程度のもの |

表2　負傷又は疾病の発生の可能性の区分表（発生の可能性）
危険性又は有害性への接近の頻度や時間、回避の可能性等を考慮して区分します。

| 発生の可能性（頻度） | | 目　安 |
|---|---|---|
| 可能性が高い<br>比較的高い | × | ・毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するもの<br>・かなりの注意力でも災害につながり回避困難なもの |
| 可能性がある | △ | ・故障、修理、調整等の非定常的な作業で危険性又は有害性に時々接近するもの<br>・うっかりしていると災害になるもの |
| 可能性が<br>ほとんどない | ○ | ・危険性又は有害性の付近に立ち入ったり、接近することが滅多にないもの<br>・通常の状態では災害にならないもの |

表3　リスクの見積表
被災の程度（表1）と発生の可能性（表2）の組合せ（リスク）を見積もる

| 発生の可能性 ＼ 被災の程度 | | | 負傷又は疾病の重篤度の区分 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 致命的・重大 | 中程度 | 軽度 |
| | | | × | △ | ○ |
| 負傷又は疾病の発生の可能性の区分 | 可能性が高い<br>比較的高い | × | Ⅲ | Ⅲ | Ⅱ |
| | 可能性がある | △ | Ⅲ | Ⅱ | Ⅰ |
| | 可能性がほとんどない | ○ | Ⅱ | Ⅰ | Ⅰ |

表4　優先度の決定表

| リスク | 優先度 | |
|---|---|---|
| Ⅲ | 直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。 | 措置を講じるまで作業を停止する必要がある。<br>十分な経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。 |
| Ⅱ | 速やかにリスク低減措置を講じる必要性のあるリスクがある。 | 措置を講じるまで作業を行わないことが望ましい。<br>優先的に経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。 |
| Ⅰ | 必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。 | 必要に応じてリスク低減措置を実施する。（特段の事情がなければこのリスクに対する対策を取らない。） |

リスクの評価は、専門家、熟練労働者等を参加させた検討会を作り、作業内容を良く分析のうえ検討することが、リスクの見積り、評価を確実なものとすることができます。



**では、あなたの事業場の**

**ステップ１** の「危険有害要因のリストアップ」
**ステップ２** の「危険に巻き込まれるのはだれ?」
**ステップ３** の「リスクレベルの見積り・評価」
**ステップ４** の「対策の実施と対策後のリスクレベル」
を具体的評価事例を参考にリスクレベル評価シート（参考）を使い
見積り・評価を実施してみましょう。

**ステップ５** の「安全衛生管理目標の設定と計画の作成」
具体的安全管理目標を設定し、実行計画を作成して
改善に取り組みましょう。

# 6 リスクレベル評価シート（参考）

リスクの見積り・リスクのレベル評価を実施する危険有害要因等の写真、図など。

**危険有害要因NO（　）についての低減対策**

1　低減対策を検討し、列記する。

2　事業者責任で低減対策を決定する。
① 各低減対策について現実的に可能かどうかを検討する。
② 各低減対策についてリスクの見積り、リスクレベルの評価を行い、確実にリスクが低減されるか検討する。

3　確実なリスクの低減対策が講じられない場合は、暫定措置を講じる。
この場合は、残留リスクを明らかにして、必要な措置を講じる。

## 対策前（危険有害要因を洗い出す）

**ステップ 1**　危険有害要因の特定

1（　　）ので（　　）する。
2（　　）ので（　　）する。
3（　　）ので（　　）する。
4（　　）ので（　　）する。

上記のうちNO（　）についてリスクの見積り・評価を行う。（特定されたすべての危険有害要因について実施する）

**ステップ 2**　その危険に巻き込まれるのは誰？

（　　）

**ステップ 3**　リスクレベルの見積り・評価

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
（　　）

表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
（　　）

表3　リスクの組合せ

| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| （　　） | （　　） |

よってリスクレベルは（　　）である。

## ステップ 4　対策後（実施する低減対策）

**ステップ 1**　危険有害要因の特定

（　　）ので
（　　）する。

**ステップ 2**　その危険に巻き込まれるのは誰？

（　　）

**ステップ 3**　リスクレベルの見積り・評価

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
（　　）

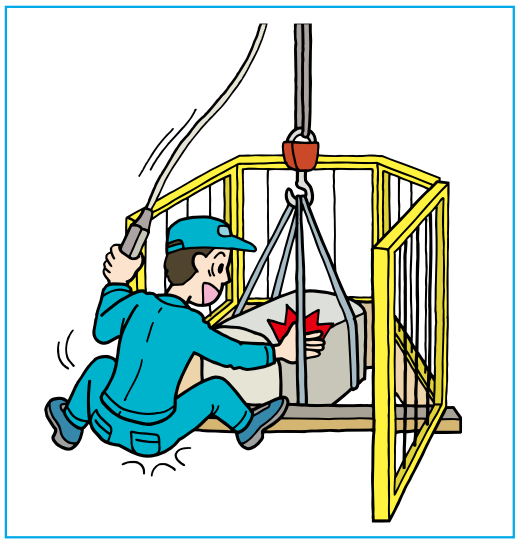
表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
（　　）

表3　リスクの組合せ

| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| （　　） | （　　） |

よってリスクレベルは（　　）である。

# リスクレベル評価シート　具体的評価事例 1



**危険有害要因NO(1)についての低減対策**

1　低減対策の検討
①　構造規格を具備したエレベーターを設置し、製品の搬入搬出作業を行う。
②　現状で2階において製品の搬入搬出作業を行う場合は、労働者に安全帯の使用を義務付け作業を行う。
2　事業者の低減対策の決定
構造規格を具備したエレベータを設置し、リスクを確実に低減することとする。
3　暫定措置の実施と残留リスクの明示
暫定措置として労働者に安全帯の使用を義務付け、安全柵をインターロック付きに変更し、作業を行うこととする。
安全帯を使用しなかった場合は、墜落による重篤な災害が発生することを関係労働者に周知し、作業方法について教育訓練を行う。

## 対策前（開口部を使用した荷卸し作業）

**ステップ 1**　危険有害要因の特定

1（クレーンで荷を1階へ吊り降ろす作業を、2階の床の開口部前に設置してある墜落防止用の手すりを開けて作業を行う）ので（開口部から墜落）する。
2（手すりを開ける）ので（手すりに身体をぶつける。）
3（製品をクレーンに玉掛する）ので（ワイヤーロープにはさまれる。）
上記のうちNO1についてリスクの見積り・評価を行う

**ステップ 2**　その危険に巻き込まれるのは誰?

（資材卸作業を行う作業員）

**ステップ 3**　リスクレベルの見積り・評価

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
被災の程度は墜落し死亡することがあるので
（ × ）

表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
荷の搬入、搬出作業は毎日あるので、可能性は高い。
（ × ）

表3　リスクの組合せ

| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| × | × |

よってリスクレベルは　（ Ⅲ ）である。
直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。
措置を講じるまで作業を停止する必要がある。
十分な経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。

## ステップ 4　対策後（暫定措置について）

**ステップ 1**　危険有害要因の特定

（クレーンで荷を1階へ吊り降ろす作業において安全帯を使用しないで2階の床の開口部に設置している墜落防止用の手すりを開けて、作業を行う）ので（開口部から墜落）する。

**ステップ 2**　その危険に巻き込まれるのは誰?

（資材卸作業を行う作業員）

**ステップ 3**　リスクレベルの見積り・評価

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
墜落し死亡することがあるので（ × ）

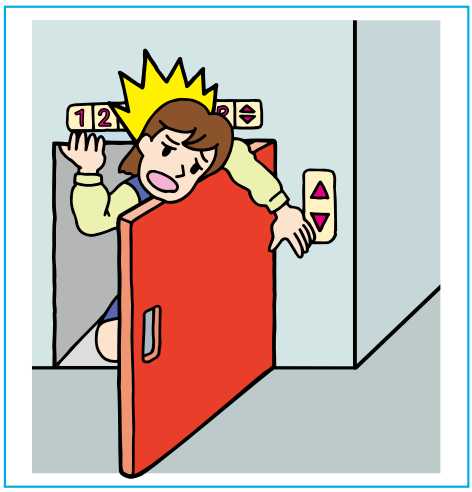
表2「発生の可能性」
（高い:×、ある:△、ほとんどない:○）
安全帯を使用しないで時々作業することがあるので
（ △ ）

表3　リスクの組合せ

| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| × | △ |

よってリスクレベルは　（ Ⅲ ）である。
残存リスクは、安全帯を使用しないで作業を行うと墜落災害が発生する。

# リスクレベル評価シート　具体的評価事例 2



**危険有害要因NO(1)についての低減対策**

1　低減対策の検討
① 構造規格を具備した簡易リフトを設置し、製品の搬入搬出作業を行う。
② 簡易リフトに搭乗禁止の掲示を行い、作業者に簡易リフトへの搭乗を禁止する。
2　事業者の低減対策の決定
　構造規格を具備した簡易リフトを設置し、リスクを確実に低減することとする。
3　暫定措置の実施と残留リスクの明示
　暫定措置として操作ボタンを積み卸し口から離して設け、簡易リフトに搭乗禁止の掲示を行い、作業者に簡易リフトへの搭乗を禁止し作業を行うこととするが、安全装置等が未設置等の場合は改善するまでの間、簡易リフトの使用を禁止すること。
　搭乗して昇降した場合は、重大な災害が発生することを関係労働者に周知し、作業方法について教育訓練を行う。

## 対策前（簡易リフトでの昇降作業）

**ステップ 1**　危険有害要因の特定

1（荷と一緒に簡易リフトに乗り込み、外部にある操作ボタンを操作して昇降作業を行っている）ので（身体を搬器と昇降路の壁との間に挟まれる。）

**ステップ 2**　その危険に巻き込まれるのは誰?

（ 店舗販売店員 ）

上記のうち1についてリスクの見積り・評価を行う

**ステップ 3**　リスクレベルの見積り・評価

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
被災の程度は
上半身を搬器と昇降路の壁との間に挟まれ死亡することがあるので（ × ）

表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
可能性は荷の搬入､搬出時で毎日搭乗の機会があるので( × )

表3　リスクの組合せ

| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| × | × |

よってリスクレベルは　（ Ⅲ ）である。

## ステップ 4　対策後（暫定措置について）

**ステップ 1**　危険有害要因の特定

（搭乗禁止の掲示はあるが、簡易リフトに乗り込み、外部にある操作ボタンを操作できる）ので（上半身を搬器と昇降路の壁との間に挟まれる。）

**ステップ 2**　その危険に巻き込まれるのは誰?

（ 店舗販売店員 ）

**ステップ 3**　リスクレベルの見積り・評価

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
被災の程度は
上半身を搬器と昇降路の壁との間に挟まれ死亡することがあるので（ × ）

表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
可能性は
搭乗禁止の掲示はあるが、搭乗のおそれは時々あるので（ △ ）

表3　リスクの組合せ

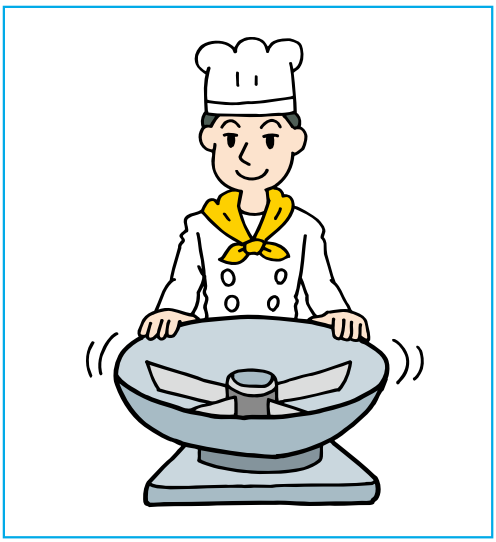
| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| × | △ |

よってリスクレベルは（ Ⅲ ）である。

搭乗禁止の徹底のための教育を実施する。
早期に構造規格を具備した簡易リフト又はエレベーターに変更する。

※「簡易リフト」とは、エレベーター（中略）のうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が一平方メートル以下又はその天井高が1.2メートル以下のものをいい労働安全衛生法等の関係法令において安全装置の設置その他、構造基準が定められています。（積載荷重が0.25トン以上1トン未満の簡易リフト）

# リスクレベル評価シート　具体的評価事例 3



**危険有害要因NO(1)についての低減対策**

1　低減対策の検討
①　電動ミキサーにインターロック付きカバーを取り付け、練り作業を行う。
②　安全作業標準を整備し、電動ミキサー稼動中は、身体の一部を電動ミキサーには入れないよう徹底する。
2　事業者の低減対策の決定
　電動ミキサーにインターロック付きカバーを取り付け、練り作業を行う。
3　暫定措置の実施と残留リスクの明示
　暫定措置としてインターロック付きでは無いがカバーを取り付け安全作業標準を整備し、電動ミキサーの稼働中は、カバーを開けないようにし身体の一部を電動ミキサーに入れないよう徹底する。関係労働者へ作業方法について教育訓練を行う。

## 対策前（電動ミキサーを使用した作業）

**ステップ 1**　危険有害要因の特定

1（回転刃がむき出しになった電動ミキサーで練り作業をおこなっている）ので（手指が回転している刃に触れ指を切断）する。
2（回転刃がむき出しになった電動ミキサーで練り作業をおこなっている）ので（衣服の袖等が回転する刃に巻き込まれ身体の一部を切断）する。

**ステップ 2**　その危険に巻き込まれるのは誰?

（調理師等）

上記のうち1についてリスクの見積り・評価を行う

**ステップ 3**　リスクレベルの見積り・評価

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
身体の一部がミキサーの刃に触れ切断することがあるので（　×　）

表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
作業は毎日あるので（　×　）

表3　リスクの組合せ

| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| × | × |

よってリスクレベルは　（　Ⅲ　）である。

## ステップ 4　対策後（暫定措置について）

**ステップ 1**　危険有害要因の特定

（安全作業標準が定められていても、電動ミキサーを使用して、製品の練り作業中にカバーを開けると身体の一部はミキサーの中に入る）ので（身体の一部が回転しているカッターに触れ切断）する。

**ステップ 2**　その危険に巻き込まれるのは誰?

（調理師等）

**ステップ 3**　リスクレベルの見積り・評価

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
被災の程度は
身体の一部がミキサーの刃に触れ切断することがあるので（　×　）

表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
可能性は
作業標準を守らないことが時々あるので
（　△　）

表3　リスクの組合せ

| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| × | △ |

よってリスクレベルは　（　Ⅲ　）である。
　早期にインターロック付きのカバーの取り付けを講じる必要がある。

※労働安全衛生規則が改正され平成25年10月1日から食品用加工機械については、機械の危険な部分への覆いの設置や、原材料の送給・取り出し時の運転停止、用具の使用などが義務づけられています。

# リスクレベル評価シート　具体的評価事例 4



**危険有害要因NO(3)についての低減対策**

1　低減対策の検討
① ピットへの墜落防止用の手すりを取り付ける
② 清掃用具置き場を墜落危険のない安全な場所に変更する。
2　事業者の低減対策の決定
客先の施設であるので手すりの取付は現実的ではないので、清掃用具置き場を墜落危険のない安全な場所に変更する。
3　低減対策の実施と残留リスクの明示
残留リスクはない。

## 対策前（清掃用具置き場での作業）

**ステップ 1**　危険有害要因の特定

1（暗い清掃用具置き場で、清掃用具片付け作業を行う）ので（清掃用具につまずき転倒）する。
2（暗い清掃用具置き場で、清掃用具片付け作業を行う）ので（清掃用具に激突）する。
3（奥に深さ1.5mのピットがある照明の暗い清掃用具置き場で、清掃用具の片付け作業を行う）ので（奥にあるピットに転落）する。

上記のうち3についてリスクの見積り・評価を行う。

**ステップ 2**　その危険に巻き込まれるのは誰?

（清掃作業員）

**ステップ 3**　リスクレベルの見積り・評価

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
被災の程度は、ピットに転落し、死亡することがあるので（ × ）
表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
可能性は、
作業は毎日あり、暗い清掃用具置場で可能性は時々あるので（ △ ）
表3　リスクの組合せ

| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| × | △ |

よってリスクレベルは（ Ⅲ ）である。

## ステップ 4　対　策　後

**ステップ 1**　危険有害要因の特定

（清掃用具を墜落危険のない安全な場所へ変更する）
ので
（転落する危険は）ない。

**ステップ 2**　その危険に巻き込まれるのは誰?

（清掃作業員）

**ステップ 3**　リスクレベルの見積り・評価

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
被災の程度は、
転落危険のあるピットはないので（ ○ ）
表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
可能性は、
転落危険のあるピットはないので（ ○ ）
表3　リスクの組合せ

| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| ○ | ○ |

よってリスクレベルは（ Ⅰ ）である。

リスクレベルⅠは
必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。
必要に応じてリスク低減措置を実施する。
（特段の事情がなければこのリスクに対する対策を取らない。）



**危険有害要因NO(1)についての低減対策**

1　低減対策の検討
① 踏み台を使用しないと荷物を取れない場所（高さ1.2メートルを超える場所）には荷物を置くことを禁止しその徹底を図る。
② 専用の安定性のある踏み台を設置し、その使用を義務付け、作業時には同僚に介添えさせる。
2　事業者の低減対策の決定
踏み台を使用しないと取れない場所（高さ1.2メートルを超える場所）には品物を置くことを禁止しその徹底を図る。
3　低減対策の実施と残留リスクの明示
暫定措置として、上記②の措置について、作業方法の周知を徹底し、その遵守状況を各課の責任者に確認させる。

## 対策前（品物を高所から降ろす作業）

**ステップ 1　危険有害要因の特定**

1（キャスター付きの椅子に乗って事務所内の高さ2.15メートルのロッカー上の荷物を取ろうとしている）ので（椅子が動いて転落）する。

**ステップ 2　その危険に巻き込まれるのは誰?**

（事務員）

上記のうち1についてリスクの見積り・評価を行う。

**ステップ 3　リスクレベルの見積り・評価**

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
被災の程度は、
椅子から転落し、骨折することがあるので
（　△　）

表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
可能性は、その都度いつもあるので（　×　）

表3　リスクの組合せ

| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| △ | × |

よってリスクレベルは（　Ⅲ　）である。

## ステップ 4　対策後（暫定措置）

**ステップ 1　危険有害要因の特定**

（事務所内の高さ2.15メートルのロッカーの上の品物を取る作業を踏台を使用し､後部を同僚が支えて行う）ので(転落危険は減少)する。

**ステップ 2　その危険に巻き込まれるのは誰?**

（事務員）

**ステップ 3　リスクレベルの見積り・評価**

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
被災の程度は、転落時は骨折することがあるので
（　△　）

表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
可能性は、時々あるので（　△　）

表3　リスクの組合せ

| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| △ | △ |

よってリスクレベルは（　Ⅱ　）である。
但し、踏み台の使用と介添による作業方法を周知徹底する。

リスクレベル　Ⅱ　は
速やかにリスク低減措置を講じる必要のあるリスクがある。
措置を講じるまで作業を行わないことが望ましい。
優先的に経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。



**危険有害要因NO(1)についての低減対策**

1　低減対策の検討
① 床にはっている電気コードを配線固定具で固定し、整理する。
② 床にはっている電気コードを床下に配線し、床上の電気コードをすべて排除する。
2　事業者の低減対策の決定
床にはっている電気コードを床下に配線し、床上の電気コードをすべて排除する。
3　低減対策の実施と残留リスクの明示
上記1の②の措置を実施するまでの間、上記1の①の措置を講じて、床の配線固定具に注意するよう指示を行う。

## 対策前（事務所の通行）

**ステップ 1**　危険有害要因の特定

1（床に電気コードをはわせている）ので（つまずき転倒）する。
2（床に電気コードをはわせている）ので（つまずき足首を捻挫）する。
3（床に電気コードをはわせている）ので（つまずき、机の角に激突）する。

上記のうち1についてリスクの見積り・評価を行う。

**ステップ 2**　その危険に巻き込まれるのは誰?

（事務員）

**ステップ 3**　リスクレベルの見積り・評価

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
被災の程度は、転倒し骨折等するので（　△　）

表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
可能性は、通行時に常に可能性があるので
（　×　）

表3　リスクの組合せ

| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| （　△　） | （　×　） |

よってリスクレベルは（　Ⅲ　）である。

## ステップ 4　対策後（実施事項）

**ステップ 1**　危険有害要因の特定

（床の電気コード等を床下に配線し、床上から取り除いた）ので（転倒危険はなくなった）。

**ステップ 2**　その危険に巻き込まれるのは誰?

（事務員）

**ステップ 3**　リスクレベルの見積り・評価

表1「被災の程度」
（重大:×、　中程度:△、　軽度:○）
被災の程度は、転倒危険は排除されているので
（　○　）

表2「発生の可能性」
（高い:×、　ある:△、　ほとんどない:○）
可能性は、
発生原因が除去されたので（　○　）

表3　リスクの組合せ

| 被災の程度 | 発生の可能性 |
|---|---|
| （　○　） | （　○　） |

よってリスクレベルは（　Ⅰ　）である。

## 7 リスクレベルの評価結果一覧表（実施例）（あなたの職場の危険・有害要因の評価結果をまとめて保管しましょう。）

業種名

| 作業名・作業者名 | 危険有害要因 | 発生のおそれのある労働災害 | 既存の災害防止対策 | 現存リスク | | | 総合評価（リスク低減対策の内容） | 対策後のリスク | | | | 対応措置 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 重大さ | 頻度 | レベル | | 重大さ | 頻度 | レベル | 対策実施日 | 次年度検討事項 |
| 事例1<br>倉庫における荷卸し作業 | 開口部を使用した荷卸し作業 | 開口部から墜落する | なし | × | × | Ⅲ | （暫定措置）<br>安全帯の使用を義務付け、安全柵をインターロック付きに変更する。 | × | △ | Ⅲ | ○月○日 | 安全帯の管理の徹底。<br>＊構造規格を具備したエレベーターを設置する。 |
| 事例2<br>店舗における荷揚作業 | 簡易リフトによる昇降 | 搬器と昇降路の壁の間に挟まれる | なし | × | × | Ⅲ | （暫定措置）<br>操作ボタンを積み卸し口から離して設け、搭乗禁止の掲示を行う。 | × | △ | Ⅲ | ○月○日 | 安全作業の確認<br>＊構造規格を具備した、簡易リフト又はエレベーターを設置する。 |
| 事例3<br>飲食店での練物作業 | 電動ミキサーによる製品の練り作業 | 電動ミキサーの刃により手指を切断する | なし | × | × | Ⅲ | （暫定措置）<br>カバーの取り付けと安全作業標準を作成し、その徹底を図る。 | × | △ | Ⅲ | ○月○日 | 早期に、インターロック付きのカバーを取り付ける。<br>＊点検故障時の措置については、別途検討が必要。 |
| 事例4<br>清掃作業員の片付け作業 | ピットのある清掃用具置き場における清掃用具片付け作業 | ピットへ転落する | なし | × | △ | Ⅲ | 清掃用具置き場を墜落危険のない安全な場所に変更する。 | ○ | ○ | Ⅰ | ○月○日 | 許容リスク。 |
| 事例5<br>事務員による高所の物の荷卸し作業 | 事務用椅子（キャスター付）を使用しての荷卸し作業 | 椅子が移動し、転落し身体の一部を骨折する | なし | △ | × | Ⅲ | （暫定措置）<br>専用の踏み台を使用し、同僚に支えてもらうなど安全な作業方法を徹底する。 | △ | △ | Ⅱ | ○月○日 | 安全な作業方法について継続的教育の実施。<br>＊1.2mより高いところに物を置かせない措置。 |
| 事例6<br>事務員 | 床に電線コードがはっている事務所 | 事務員等が転倒する | なし | △ | × | Ⅲ | 事務所、通路の電線コードを床下に収納し、除去し、凸凹を除去する。 | ○ | ○ | Ⅰ | ○月○日 | 許容リスク。<br>＊全職場の床の全面見直しと改善。 |

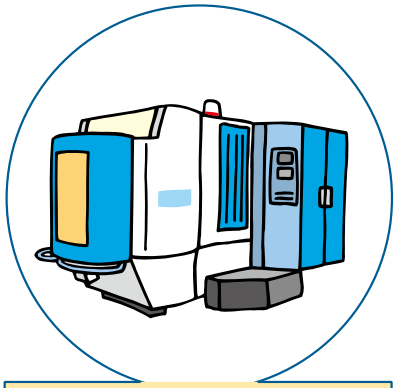
※対策を検討する際は、事例4・事例6のように危険な作業の廃止や変更、危険性や有害性の低い材料への変更を優先して実施してください。

## 8 リスクアセスメント等実施一覧表（参考）

業種名

| 作業名・作業者名 | 危険有害要因 | 発生のおそれのある労働災害 | 既存の災害防止対策 | 現存リスク | | | 総合評価（リスク低減対策の内容） | 対策後のリスク | | | | 対応措置 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 重大さ | 頻度 | レベル | | 重大さ | 頻度 | レベル | 対策実施日 | 次年度検討事項 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

## 9 危険有害要因の低減対策例



危険箇所への安全囲い等の取り付け



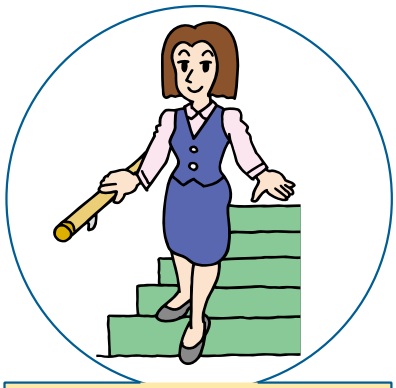
機械設備の定期点検の実施



整理整頓



教　　育



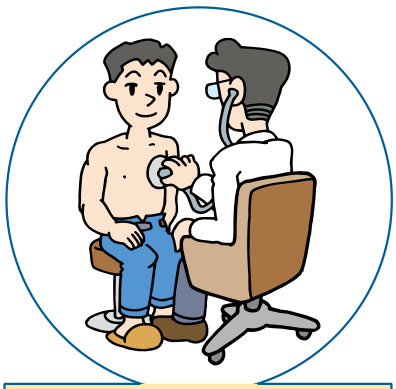
階段への手すり取り付け



墜落防止措置の実施



専門家による安全診断



健康診断の実施とその事後措置




メンタルヘルス対策



過重労働健康障害防止



腰痛防止体操の実施



作業改善の実施

※改善にあたっては、①法令で定められた事項の実施②設計や計画の段階で、より安全な設備や材料の導入の検討③安全装置の設置や設備の改善等の工学的対策の実施④マニュアルの整備や教育訓練の実施等管理的対策の実施⑤①から④までの対策を講じた場合でも、除去・低減しきれない場合、保護具の使用等を検討しましょう。

# 10 ステップ 5 安全衛生目標の設定と計画の作成

## 安全衛生目標・計画の例

（計画作成時に目標についての各実施事項について、実施責任者と実施時期を決めることが大切。）

### 目　標　事例 1

職場内の墜落危険のある場所に手すり、安全柵等を100パーセント取り付ける。

**計画に盛り込むべき事項**

1　職場の墜落危険のある場所をすべて洗い出す。
2　墜落危険場所に墜落の危険があることと、立ち入り禁止の表示をする。
3　出来るだけ速やかに働く人などが接近する頻度と対策を検討する。
4　安全柵の取り付けなど墜落防止設備を設置するなどの対策を実施する場所の順序付けをする。
5　安全柵の取り付けなど墜落防止設備を順次設置する。
6　安全柵などの墜落防止設備が有効に機能していることを点検する。
7　点検結果に基づき必要な改善を図る。
8　エレベーターの設置を検討する。

### 目　標　事例 2

簡易リフトの搭乗禁止を含む使用方法の教育を働く人などに対して100パーセント実施する。

**計画に盛り込むべき事項**

1　職場にある簡易リフトをすべて点検し、搭乗禁止の表示を行う。
2　出来るだけ速やかに働く人などの簡易リフトを使用する頻度を検討する。
3　使用頻度の高い人を入れて安全な使用方法を検討し記録する。
4　働く人などを使用頻度の多い順に順序をつけ、グループに分ける。
5　使用頻度の多いグループ順に安全な使用方法について教育を実施する。
6　外部の配達員などを含めて教育漏れがないかを点検する。
7　点検結果に基づき必要な人に対し追加の教育を実施する。
8　簡易リフトの使用状況を随時点検し、必要な改善を図る。（定期的に実施。）
　特に、複数で作業する場合に他者を搭乗させて運転する場合があるので注意。

### 目　標　事例 5

1.2メートルを越える職場内のロッカー等の上に荷物等を置くことをすべての場所で禁止する。

**計画に盛り込むべき事項**

1　職場の高さ1.2メートル以上のロッカー等に物を置くことを禁止する旨を全社員に告知する。
2　高さ1.2メートル以上のロッカー等を各職場ですべて洗い出す。
3　置かれている物の設置場所を全社的に検討する。
4　撤去時の安全な作業方法を定めて各職場に徹底し、職場ごとに担当責任者を定め具体的に安全な作業方法を周知徹底させる。
5　高さ1.2メートル以上のロッカー等の物をすべて撤去し、所定の場所に移動する。
6　各職場で点検を実施する。
7　各職場の状況を全社的に点検する。
8　点検結果に基づき改善方法を示して改善を指示する。
9　定期的な点検を実施し、確認する。

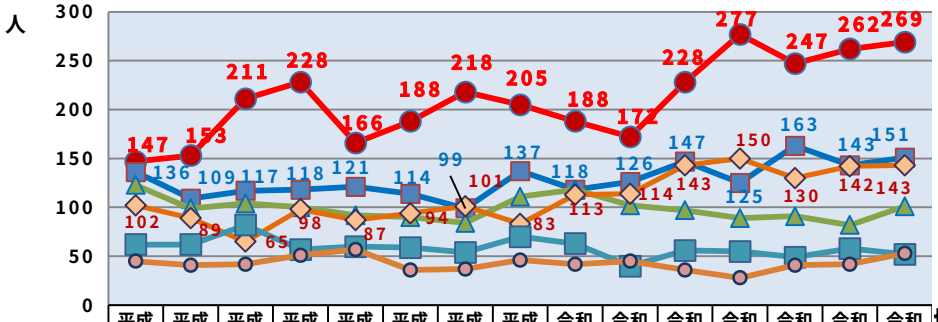
# 行動による労働災害を防止しましょう！

山梨労働局

行動災害とは、「転倒」や腰痛等の「動作の反動、無理な動作」等、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害です！

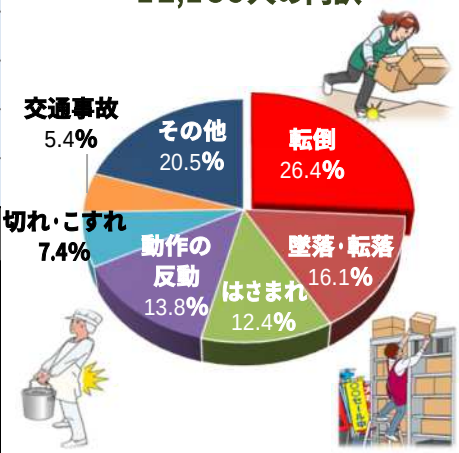
## 1　主な事故の型の発生推移（H23年～R7年）

※令和４年～７年は新型コロナウイルス感染症による休業災害を引いた人数としている。（以下、同じ。）




| | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 転倒 | 147 | 153 | 211 | 228 | 166 | 188 | 218 | 205 | 188 | 172 | 228 | 277 | 247 | 262 | 269 |
| 墜落・転落 | 136 | 109 | 117 | 118 | 121 | 114 | 99 | 137 | 118 | 126 | 147 | 125 | 163 | 143 | 151 |
| はさまれ | 123 | 99 | 104 | 100 | 92 | 90 | 84 | 111 | 118 | 102 | 97 | 89 | 91 | 82 | 101 |
| 動作の反動 | 102 | 89 | 65 | 98 | 87 | 94 | 101 | 83 | 113 | 114 | 143 | 150 | 130 | 142 | 143 |
| 切れこすれ | 62 | 62 | 82 | 57 | 60 | 59 | 54 | 70 | 63 | 40 | 56 | 55 | 49 | 58 | 52 |
| 交通事故 | 45 | 41 | 42 | 51 | 57 | 36 | 37 | 46 | 42 | 45 | 36 | 28 | 41 | 42 | 53 |

## 2　事故の型別発生状況（H23～R7）12,189人の内訳



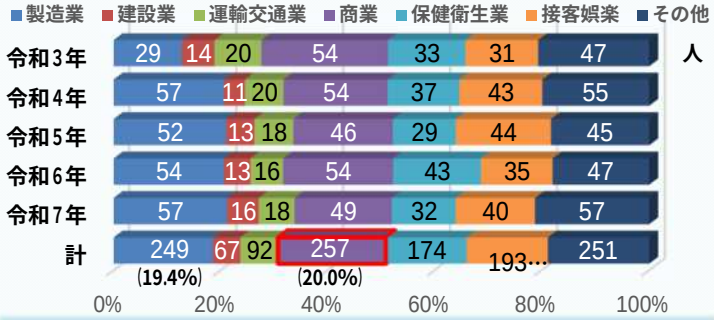

★転倒災害は、平成３０年以降3年連続して減少したが、令和3年以降急増し、令和７年は令和4年に次ぐ２６９人に増加し、過去１５年間、常に事故の型の中で最多となっている。

★平成２３年から令和７年の１５年間で事故の型をみると、主に労働者の行動を起因とする「転倒」「墜落」「動作の反動」の3種類で全体の約６割を占めており、労働者の不安全行動防止のための教育や安全な職場環境の整備の徹底が重要である。

## 3　主な行動災害の特徴

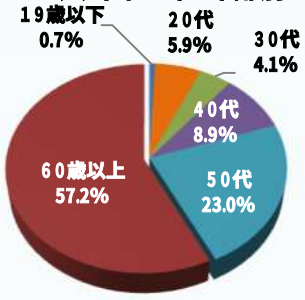
### 転倒災害の特徴

#### (1) 業種別「転倒災害」の推移



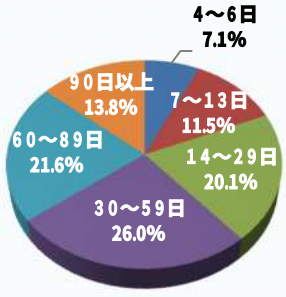

5か年の合計で、商業（小売業）、製造業で多く発生しており、保健衛生業、接客娯楽業等を含め第3次産業で全体の約65%占めている。
また、令和7年は製造業及び接客娯楽業で増加した。

#### (2) 令和7年　年齢別




転倒により被災する方の6割弱が60歳以上の高齢者！

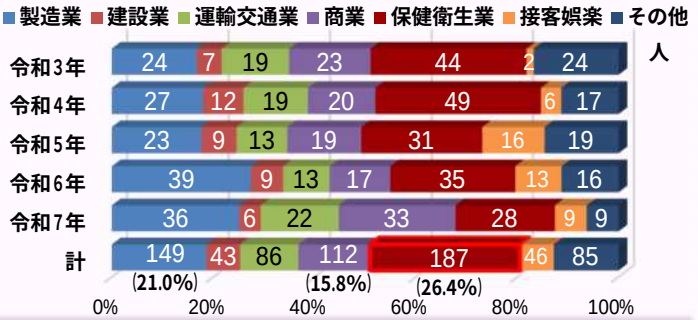
#### (3) 令和7年　休業日数別




転倒により約6割が1月以上の休業災害！

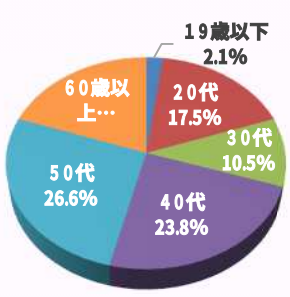
### 動作の反動災害の特徴

#### (1) 業種別「動作の反動災害」の推移



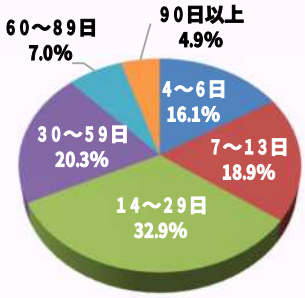

5か年の合計で、保健衛生業（病院、介護施設）が最も多く発生しており、第3次産業で全体の6割弱を占めている。
また、令和7年は商業で大幅に増加した。

#### (2) 令和7年　年齢別



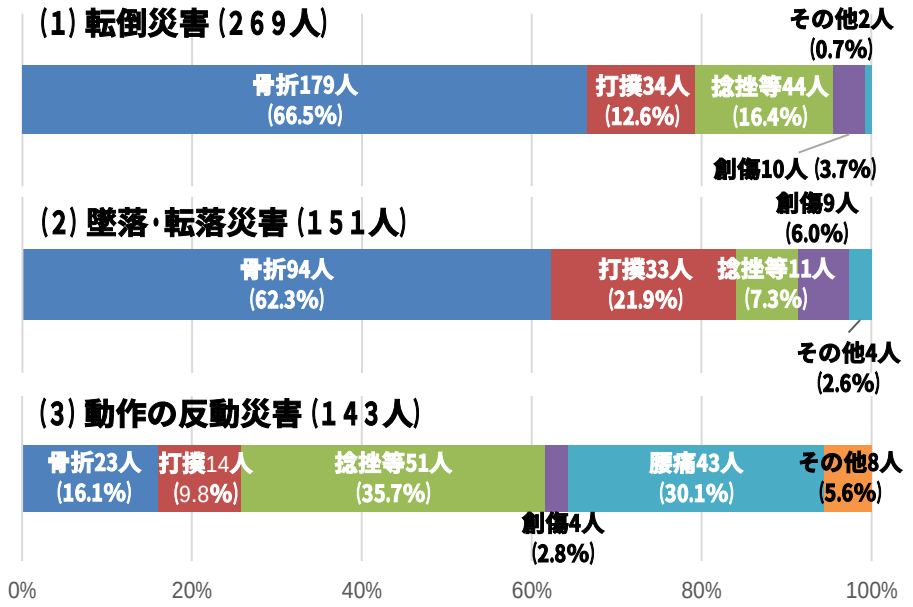

転倒に比べ60歳以上の割合は約1/3であるが、50歳未満の割合が約3倍と多い！

#### (3) 令和7年　休業日数別




転倒に比べ少ないが、3割以上が1月以上の休業災害！

## 4　令和７年　行動災害等の傷病内容




転倒災害では6割以上の方が、転倒の際に手足を骨折しており、業種を問わず発生している。

墜落・転落災害では6割以上の方が身体の一部を骨折しており、建設業のみならず運輸業、小売業、接客業においても同様に発生している。

動作の反動・無理な動作により、重量物を持ち上げた際に腰痛となったり、手首や足首を捻挫している。

## 5　各行動災害の防止対策のポイント

### ●転倒災害防止のためのポイント

・通路、階段、出口には、物を放置しないようにしましょう。
・床の水たまりや氷、油などは放置せず、その都度取り除きましょう。
・通路や階段には、安全に移動できるよう十分な明るさを確保しましょう。
・靴は、すべりにくく、ちょうど良いサイズのものを選びましょう。
・転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知しましょう。
・段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけましょう。
・ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れましょう。
・転倒を予防するための教育や研修を実施しましょう。

### ●腰痛予防のためのポイント

・重量物の取扱作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化・省力化を図りましょう。
・寒い場所での作業は、腰痛を悪化させたり、発生させやすくなったりするので、適切な温度を保ちましょう。
・作業対象に、できるだけ身体を近づけて作業しましょう。
・適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにしましょう。
・ストレッチを中心とした、腰痛予防体操を実施しましょう。

### ●高年齢労働者の災害防止のためのポイント

・健康診断や体力チェックにより、労使双方が高年齢労働者の健康や体力の状況を把握しましょう。
・把握した健康や体力の状況に応じて、業務、勤務形態、作業スピード等を工夫しましょう。
・労働災害事例やヒヤリハット事例を紹介し、何が危険なのかを説明し、理解を促しましょう。
・安全な作業方法や手順について、定期的に教育し、安全な作業を促しましょう。

**転倒・腰痛防止用視聴覚教材**

転倒や腰痛は第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。日常的に転倒や腰痛防止を心がけれるよう、対策等をまとめていますので、安全衛生教育に活用ください。



～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～



～飲食店、小売業向け転倒・腰痛防止視聴覚教材～



～社会福祉施設向け転倒・腰痛防止視聴覚教材～

高年齢労働者の労働災害防止対策について

## 6　山梨第14次労働災害防止計画の概要（抜粋）（計画期間：2023年4月1日～2028年3月31日）

**・アウトプット指標**
➡ 計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項

**●労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**
・転倒災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
・介護、看護作業のノーリフトケアを導入している事業場の割合　を2023年の50%から増加させる。

**・アウトカム指標**
➡ 事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待させる事項

**●労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**
・転倒災害による死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。
・計画期間中における転倒災害による平均休業見込日数を40日以下とする。
・社会福祉施設の腰痛による死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。

山梨県における近年の事故の型をみると、高齢者による災害の増加とあいまって、労働者の行動を起因とする転倒、墜落・転落、動作の反動による災害が全体の約6割を占めていることから、各事業場では不安全行動防止に向けた基本的対策となる「安全衛生教育」や「職場環境の改善」等、一層の取組をお願いします。

R8.5

# あなたの職場は大丈夫？

## 転倒の危険をチェックしてみましょう！

| | チェック項目 | ☐ |
|---|---|---|
| 1 | 通路、階段、出口に物を放置していませんか | ☐ |
| 2 | 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか | ☐ |
| 3 | 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか | ☐ |
| 4 | 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか | ☐ |
| 5 | 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか | ☐ |
| 6 | 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか | ☐ |
| 7 | ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか | ☐ |
| 8 | ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか | ☐ |
| 9 | 転倒を予防するための教育を行っていますか | ☐ |

### チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

事業者の皆さまへ　　エイジフレンドリーガイドラインに替わる新たな指針です

# 高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました

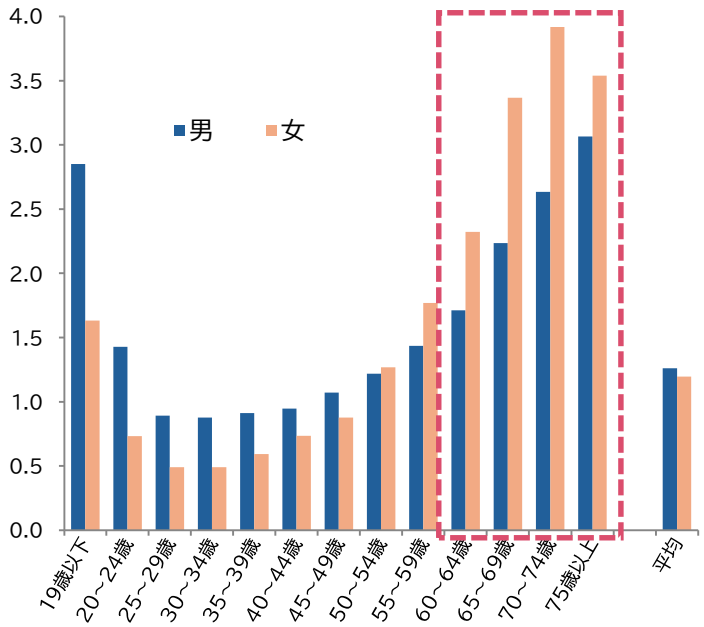
## 概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第３３号）により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和８年２月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

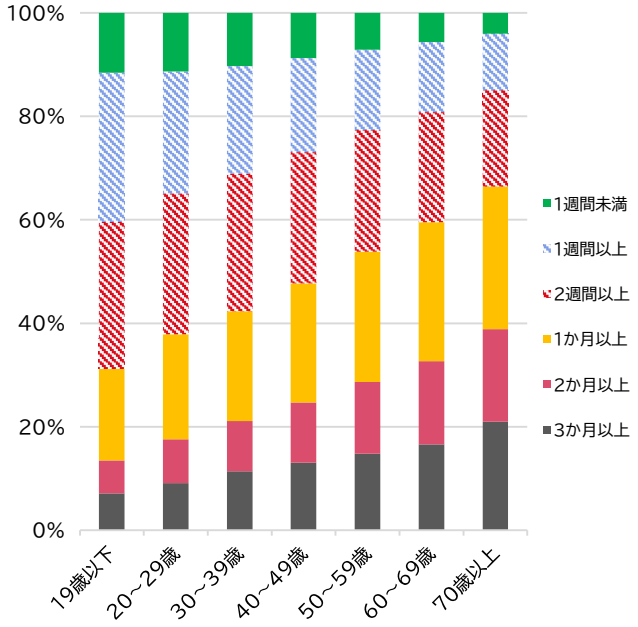
このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

## 高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、**労働災害の発生率が高く**、災害が起きた際の**休業期間が長い傾向**があります。




年齢層別労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）（R6）




年齢層別労働災害による休業見込み期間（R6）

社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、**高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組み**が重要です。

指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
都道府県労働局・労働基準監督署

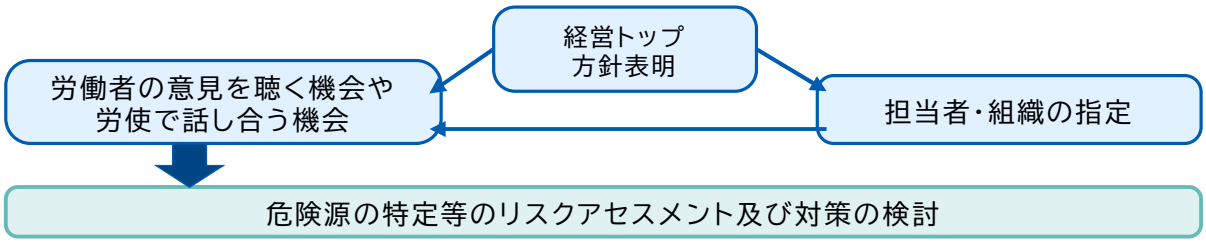
# 事業者が講ずべき措置

## 1. 安全衛生管理体制の確立等

### 経営トップによる方針表明及び体制整備

- 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合いましょう。

**事業場における安全衛生管理の基本的体制**




### 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

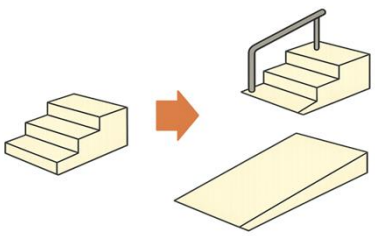
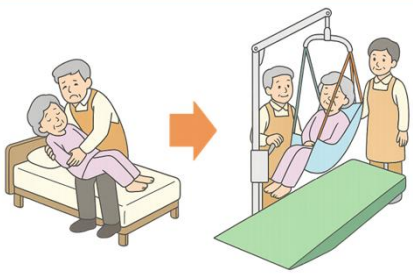
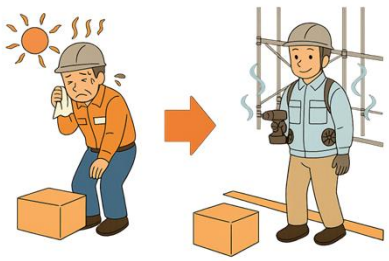
ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。

## 2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、**身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）**と**高年齢者の特性を考慮した作業管理**を検討します。

**身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例**

| 墜落の危険性がある階段 | 足腰に負担のある移乗作業 | 暑熱環境での作業 |
|---|---|---|
|  |  |  |
| 階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする | リフトやスライディングボード等の導入 | 体温を下げるための機能のある服などの導入 |

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、**高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）**についても検討しましょう。

## 3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

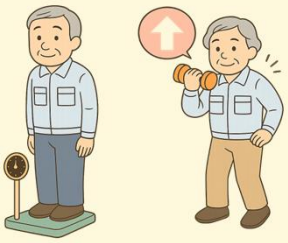
### 健康状況・体力の状況の把握

- 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に**高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施**しましょう。**※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。**

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、**体力チェックは青年、壮年期から開始すること**が望ましいです。また、**体力チェックが高負荷になりすぎないよう十分配慮**します。例えば以下のようなツールを活用することができます。

| 転倒等リスク評価<br>セルフチェック表 | 全身持久力の<br>評価方法 | 新体力テスト |
|---|---|---|
| 厚生労働省 | 労働安全衛生総合研究所 | スポーツ庁 |



## 4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

### 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

### 高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

### 心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

## 5. 安全衛生教育

### 高年齢者に対する教育

- 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高年齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

### 管理監督者等に対する教育

高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- 管理監督者へは、**高年齢者の作業に無理がないかを把握する重要性**を教育します。
（高年齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする）
- 教育の計画を立案する際に、**複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項**の両方を行うことが望ましいです。

## 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、**高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置**を講ずるように努め、個々の労働者は、**自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ること**を理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

## 国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の**中小企業安全衛生サポート事業**を、補助金については厚生労働省で実施する**エイジフレンドリー補助金**を、社会的評価を高める仕組みについては**SAFEアワード**等を活用することができます。

| 中小企業安全衛生サポート事業 | SAFEアワード |
|---|---|

## エイジフレンドリー補助金について

### 補助金の目的

- **高年齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- **高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

| エイジフレンドリー補助金 |
|---|

### 対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- 1年以上事業を実施していること
- 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること

**【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲**

| 業　種 | | 常時使用する労働者数 ※1 | 資本金又は出資の総額 ※1 |
|---|---|---|---|
| 小売業 | 小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業 | 50人以下 | 5,000万円以下 |
| サービス業 | 医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など | 100人以下 | 5,000万円以下 |
| 卸売業 | 卸売業 | 100人以下 | 1億円以下 |
| その他の業種 | 製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など | 300人以下 | 3億円以下 |

※1　常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※2　医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

R8.6

# 山梨県内の高年齢労働者における労働災害発生状況と防止対策
# 高年齢労働者の安全と健康確保のために





**皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？**

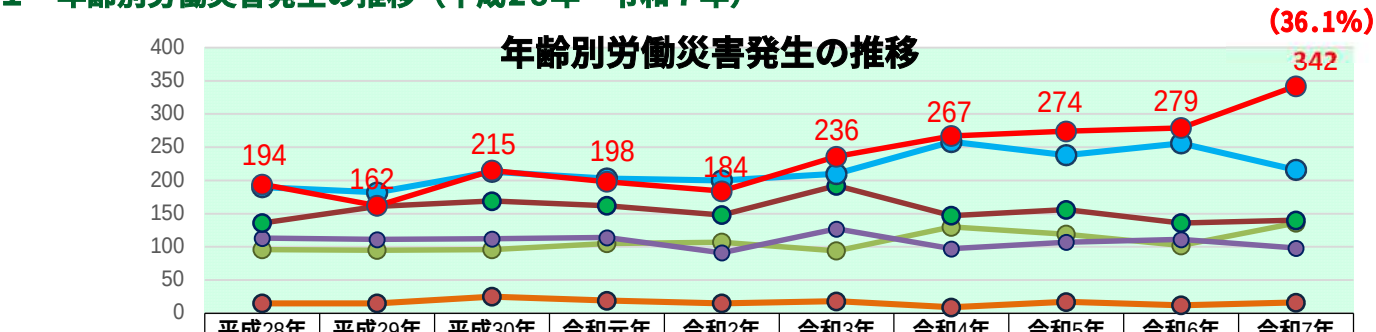
山梨労働局 労働基準部 健康安全課

総務省の労働力調査の年齢階級別就業者数によれば、就業者数は過去10年で約1.1倍増加し、特に、65歳以上の就業者数は約1.4倍増加しています。

こうした中、山梨県内における令和７年の死傷者（休業４日以上、新型コロナウイルス感染症による死傷者を除く。）の36.1%が60歳以上と最も多く3割を超え、特に死亡災害については、平成２８年以降に発生した６５人のうち４割近い２４人が６０歳以上であり、高年齢労働者による災害の増加、重篤化が懸念されています。

また、高年齢になるほど身体能力の低下等により、若年層に比べ災害発生率が高く、休業日数も長期化しやすい傾向があります。そのため、厚生労働省では、令和８年２月に、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に替わり、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）を策定しました。各事業場におかれては、高年齢労働者を含め、労働災害防止に向け、労使一丸となって職場環境改善や安全衛生教育等への取組を徹底していただくようお願いします。

## 1　年齢別労働災害発生の推移（平成２８年～令和７年）



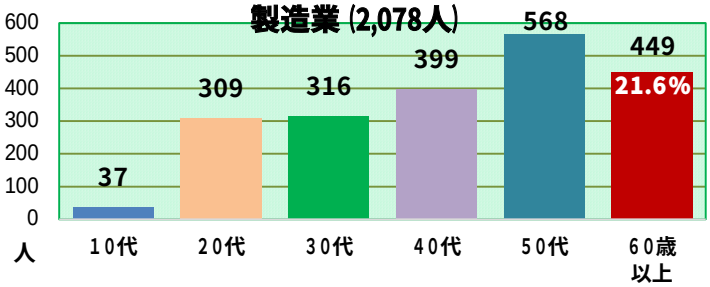

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １０代 | 15 | 15 | 25 | 19 | 15 | 18 | 9 | 17 | 12 | 16 |
| ２０代 | 96 | 95 | 96 | 105 | 107 | 94 | 130 | 119 | 102 | 136 |
| ３０代 | 113 | 111 | 112 | 114 | 91 | 127 | 97 | 107 | 111 | 98 |
| ４０代 | 136 | 161 | 169 | 162 | 148 | 192 | 147 | 156 | 136 | 140 |
| ５０代 | 190 | 182 | 213 | 203 | 200 | 210 | 258 | 238 | 256 | 216 |
| ６０歳以上 | 194 | 162 | 215 | 198 | 184 | 236 | 267 | 274 | 279 | 342 |
| | 744 | 726 | 830 | 801 | 745 | 877 | 908 | 911 | 896 | 948 |

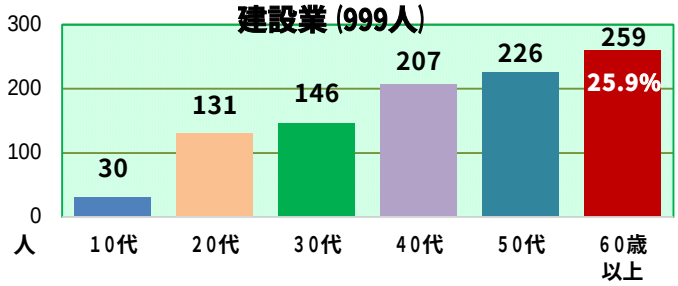
各年計

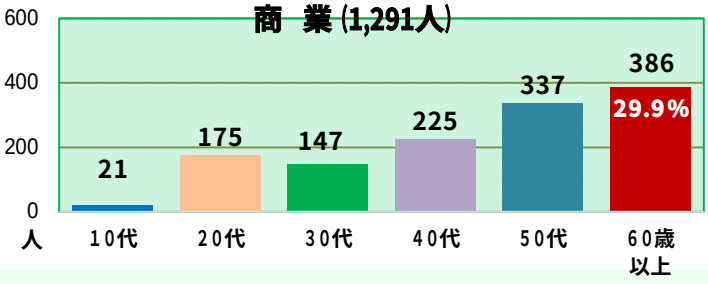
※令和４年～７年は新型コロナウイルス感染症による休業災害を引いた人数としている。

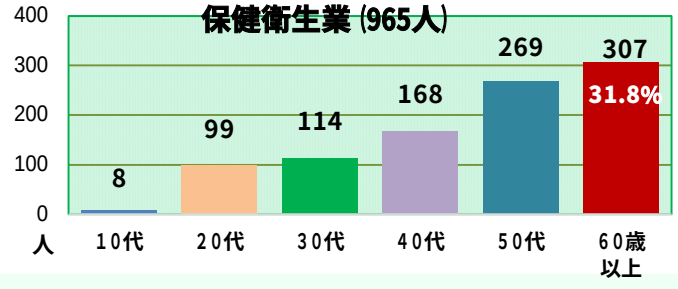
資料出所：労働者死傷病報告（休業４日以上の死傷者数）

## 2　主な業種別・年齢別死傷者割合（平成２８年～令和７年）



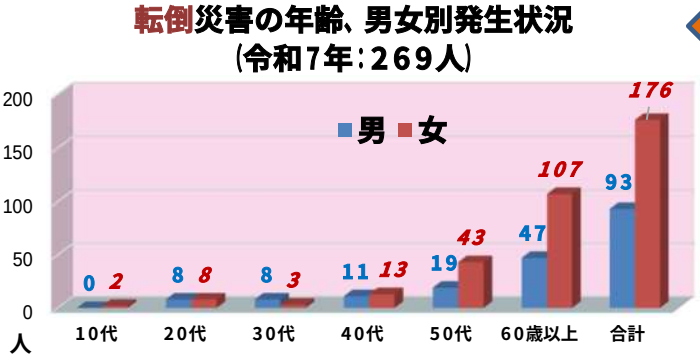



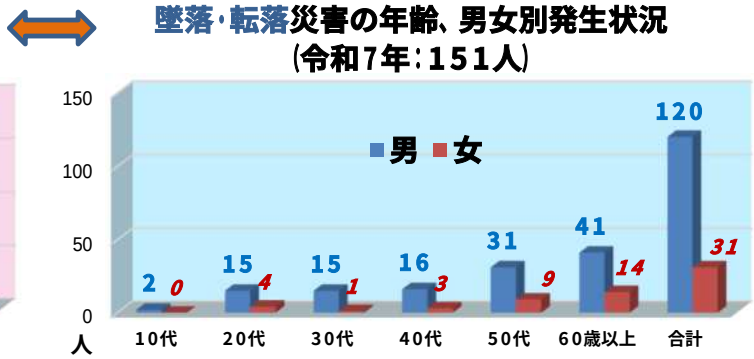



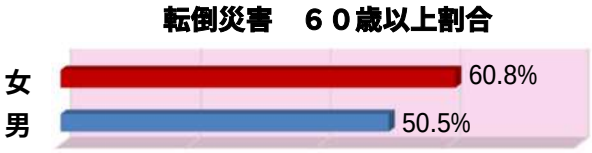



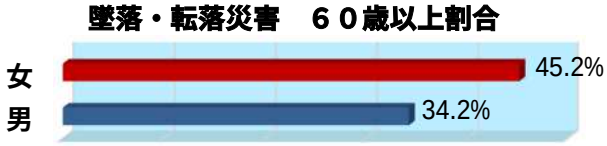

平成２８年～令和７年（過去１０年間）の死傷者について年齢別発生状況を見ると、令和３年以降６０歳以上が急激に増加し、令和７年には過去最高となり、全体の３割半ばを上回った。主な業種の年齢別発生状況を見ると、製造業では50代が多く、建設業、商業及び保健衛生業では６０歳以上が多くなっている。

## 3　主な事故の型別・男女別死傷者割合（令和７年）



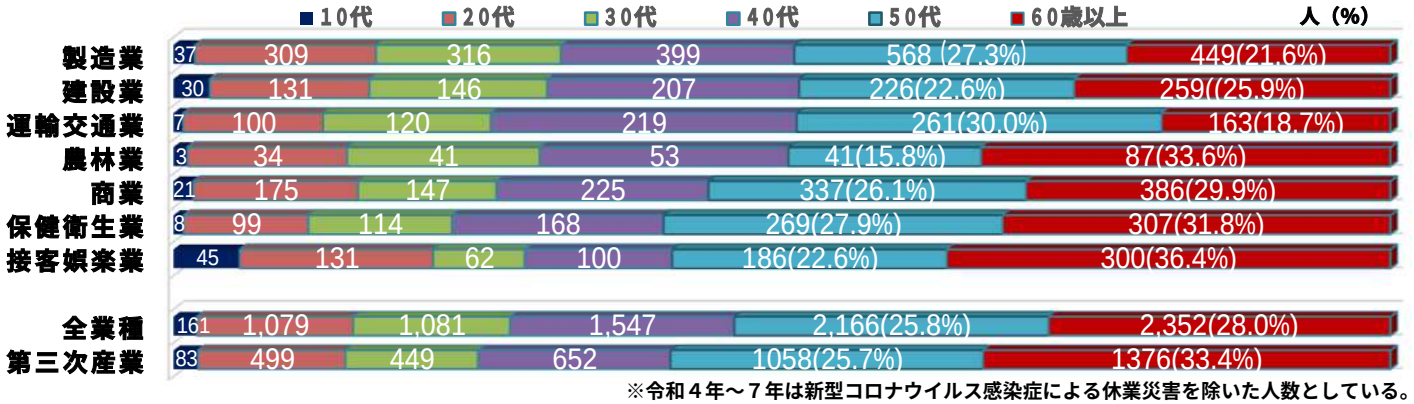




令和７年の死傷者について、新型コロナウイルス感染症による災害を除いた948人を事故の型別で見ると、転倒が269人（28.3%）で最も多く、うち60歳以上は154人（57.2%）と６割弱を占めている。一方、墜落・転落災害は151人（15.9%）、うち60歳以上は55人（36.4%）となっており、転倒災害では女性が、墜落・転落災害では男性が多く対照的な結果であり、特に、60歳以上の女性による転倒災害が多く発生している。

また、転倒災害のうち60歳以上の割合は女性で約6割、男性で約5割となっている。一方、墜落・転落災害では60歳以上の割合が女性で4割半ば、男性で3割半ばで、それぞれ他の年代と比べ多くなっている。

## 4　主な業種別・年齢別発生状況（平成28年～令和７年　8,386人）

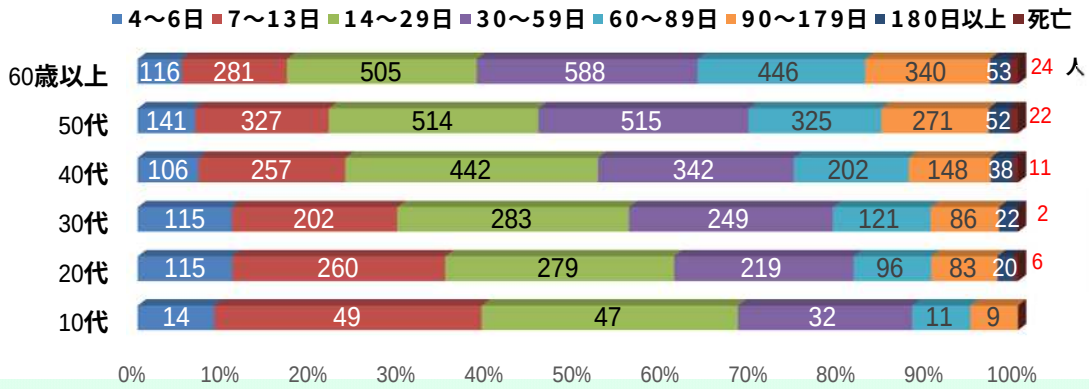


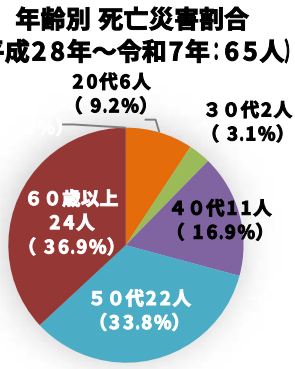

※令和４年～７年は新型コロナウイルス感染症による休業災害を除いた人数としている。

平成28年～令和７年の10年間の災害を業種別・年齢別に見ると、60歳以上の割合が多い業種は接客娯楽業、農林業、保健衛生業、商業、建設業の順となっており、全業種では28.0%と、50代の25.8%と合わせると、被災者の半数以上が50歳以上の労働者となっている。近年では商業、保健衛生業等の第三次産業において、高年齢労働者が転倒により被災する災害が増加傾向であり、3割以上を60歳以上の労働者で占めている。

令和７年には新型コロナウイルス感染症を除いた全業種の死傷者数948人中、60歳以上が342人（36.1%）と過去最高となった。

## 5　年齢別・休業見込日数状況（平成28年～令和７年　8,386人）




平成28年～令和７年の10年間の災害の休業見込日数を年齢別で見ると、60歳以上の高年齢労働者が被災すると、約４割の方が2か月以上の休業災害となり、体力的な衰え等から重篤な災害につながるという状況が見られる。

また、平成28年～令和７年に発生した死亡災害65人のうち24人が60歳以上と最も多く、50歳以上の22人を加えると約7割となり、高年齢労働者による災害の重篤化が懸念されます。

# 「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）概要

**～令和８年４月１日から「高年齢者の労働災害防止のための措置」が事業者の努力義務に！～**

**この指針は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため定めたものであり、労働者が自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、積極的に自らの健康づくりに努めることができるよう、労働者と連携・協力して取組を進めることが重要です。**

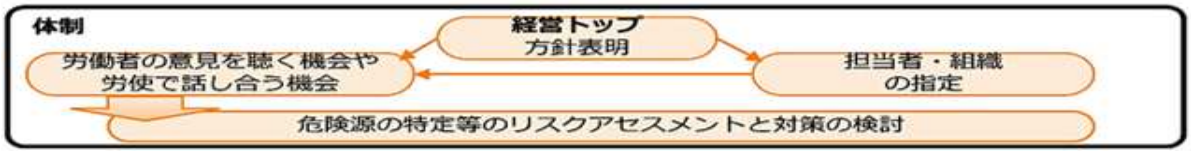
全文はこちら

## 事業者が講ずべき措置

### 1　安全衛生管理体制の確立とリスクアセスメントの実施

#### （1）経営トップによる方針表明及び体制整備

・経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
・高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。



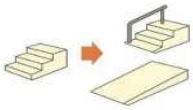

#### （2）高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

・高年齢者の身体機能等（筋力、バランス力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能）の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出し、対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえて以下の２～５を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

### 2　職場環境の改善

１で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、設備、装置等の導入・改善と高年齢者の特性（身体機能等）を考慮した作業管理を検討し、事業場の実情に応じて優先順位を付けて改善に取り組むこと。

導入事例


階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする


リフトやスライディングボード等の導入


空調服の導入

### 3　高年齢者の健康や体力の状況の把握

#### 健康状況や体力の状況の把握

・労働安全衛生法で定める雇入れ時及び定期健康診断を確実に実施すること。
・体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施すること。事業場の実情に応じて、青年、壮年期から実施することが望ましいこと。

転倒等リスク評価セルフチェック表（厚生労働省）

全身持久力の評価方法（労働安全衛生総合研究所）

スポーツ庁

### 4　高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

#### （1）個々の高年齢者の健康や体力の状況に応じた措置

・健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じること。

#### （2）高年齢者の状況に応じた業務の提供

・高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進め、働き方のルールを構築するよう努めるとともに、高年齢者の業務内容決定の際は、健康や体力に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
・高年齢者の治療と就業の両立については、「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。

治療と就業の両立支援指針概要

#### （3）心身両面にわたる健康保持増進措置

・集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。

### 5　安全衛生教育

#### （1）高年齢者に対する教育

・作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするために、十分時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用すること。
・経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。

#### （2）管理監督者等に対する教育

・加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策等、高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

## 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で、取組を進めることが重要であること。





「職場で簡単にできるストレッチング」
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」

## 国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の「中小企業安全衛生サポート事業」を、補助金については、厚生労働省で実施する「エイジフレンドリー補助金」を、社会的評価を高める仕組みについては、「SAFEアワード」等を活用することができます。

中小規模事業場安全衛生サポート事業

SAFEアワード

## 「令和８年度エイジフレンドリー補助金」を活用しましょう！

高年齢労働者の労働災害防止対策、高年齢労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、 労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

なお、この補助金は（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

エイジフレンドリー補助金

（対象となる事業者）
・１年以上事業を実施していること。
・役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（６０歳以上）が常時1名以上就労していること。

| | 補助対象 | 補助率 | 上限額 |
|---|---|---|---|
| 1 | (1) 外部専門家によるリスクアセスメント（RA）の実施に要する費用<br>(2) RA結果を踏まえた対策の実施に要する費用<br>・滑りにくい床への改修　・手すりの設置<br>・身体的負担軽減のための補助機器の導入(重量物取扱い作業・介助作業等)<br>・労働者の身体機能の維持向上支援　等 | (1) 4/5<br>(2) 1/2 | 100 万円<br>(1) と (2) の合計金額<br>(消費税を除く) |
| 2 | (3) 暑熱な環境による熱中症予防対策に要する費用<br>・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備<br>・体温を下げるための機能のある服の導入<br>等 | (3) 1/2 | 100 万円<br>(消費税を除く) |
| 3 | (4) 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用<br>・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要する費用 | (4) 3/4 | 30 万円<br>(消費税を除く) |

交付申請書受付期限　令和８年10月31日(当日消印有効)
※専門家総合対策コースの第１段階の申請期限は８月31日

山梨県においては、６０歳以上の高年齢労働者が仕事中に被災する割合が近年では全体の３０%以上を占め、特に令和７年は36.1%と、全国の27.7%を大きく上回っています。

さらに、６０歳以上の労働者が被災した場合は、４割近くの方が休業２か月以上となり、重症化する割合が高くなっていますので、各事業場では「エイジフレンドリー指針」にのっとった職場環境の改善等、高年齢労働者に係る措置の徹底等労働災害防止対策の一層の取組をお願いします。

高年齢労働者の労働災害防止対策についての全体情報は厚生労働省ホームページに掲載しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策について

R8.6

事業者・労働者の皆さまへ

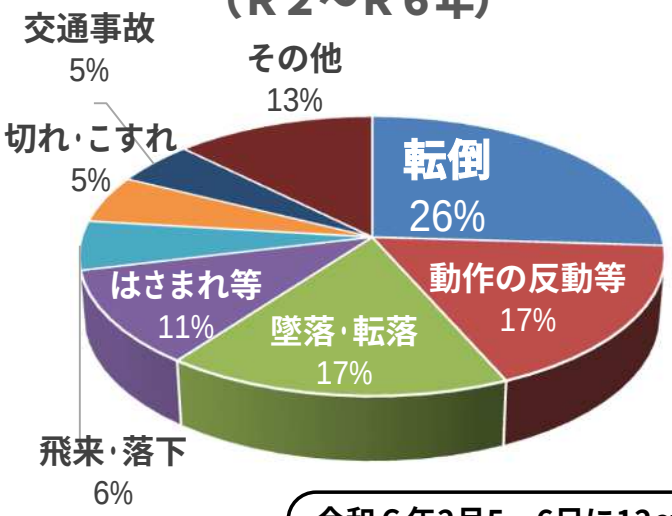
# 冬期の転倒災害を防止しましょう！

## ～毎年12～２月は転倒災害が多発しています～

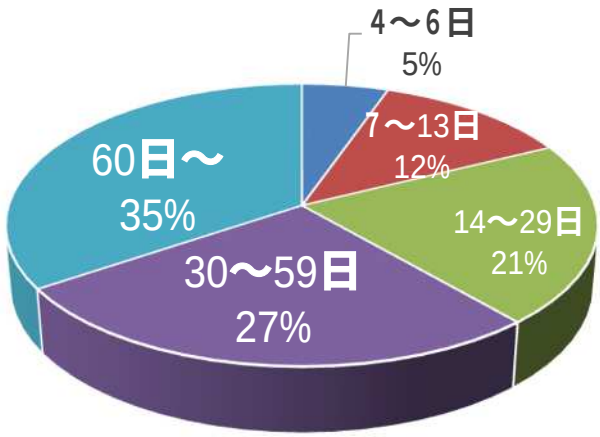
甲府労働基準監督署における令和２年～６年の５年間における労働災害（休業４日以上）のうち、**４分の１が転倒によるもの**です。また、転倒災害のうち６割以上が休業１か月以上の災害に至っています。さらに、転倒災害は冬期間に多く発生する傾向があり、降雪の多い**12～２月には、積雪・凍結による転倒災害が多発**しています。

## 労働災害（転倒災害）の発生状況

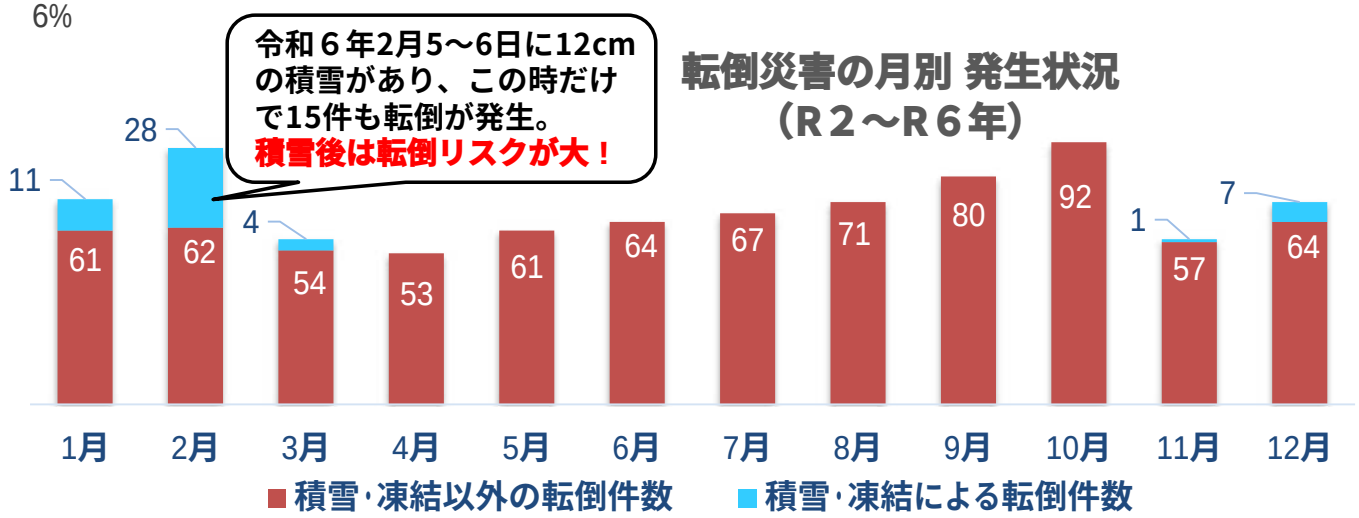
### 事故の型別 発生状況（Ｒ２～Ｒ６年）




### 転倒災害の休業日数別 発生状況（Ｒ２～Ｒ６年）




### 転倒災害の月別 発生状況（Ｒ２～Ｒ６年）




転倒による災害は軽く済むイメージがありますが、実際には骨折等を伴う災害も多発し、休業が２～３か月に及ぶケースもあります。

さらに冬期は、積雪・凍結などの転倒災害のリスクが高くなります。

**～あせらない　急ぐ時ほど　落ち着いて～**



厚生労働省　山梨労働局　甲府労働基準監督署

## 転倒災害事例

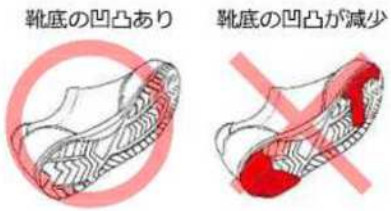
「積雪による転倒」は、積雪後の踏み固めや夜間の凍結により、**降雪日の翌日・翌々日に多発しています！**

- 出勤のため、敷地内駐車場に車を停めて店舗まで歩行中、踏み固められた雪による路面凍結のため足を滑らせて転倒し、腰椎を圧迫骨折した。（小売業、６０代女性、休業２か月）
- 早朝に原付バイクで新聞配達中、交差点に進入した際に凍結面に乗り上げて後輪がスリップして転倒し、車体が左足に覆いかぶさり靱帯を損傷した。（新聞販売業、６０代女性、休業１か月）
- 校舎の改修工事のため屋上コンクリート面を歩行中、床面が霜で凍結していたがその状況に気付かず足を滑らせて転倒し、左足を骨折した。（建築工事業、４０代男性、休業２か月）

## 冬期の転倒災害防止のポイント

冬期は、降雪、凍結した通路などで転倒し、負傷する労働災害が多く発生していますので、下記の対策を講じて下さい。

### ◆通路などでの対策




- 降雪した通路は、除雪し、凍結した通路などは融雪剤などを散布し、安全通路の確保を行うこと。
- 滑りにくい靴を使用すること。
- あせることなく急がず、ゆっくりと小さい歩幅で、靴の裏全体をつけて歩行すること。
- 服のポケットなどに手を入れ、両手に物を持ち歩行しないこと。
- 会社内敷地、駐車場などで過去に滑った場所、ヒヤリハット情報で得た場所などの職場の「危険マップ」を作成し、労働者に周知すること。



### ◆気象情報の把握など

- 気象情報（積雪、凍結など）を把握し、早めに労働者に周知し、対策を講じること。
- 天候が悪化し、交通機関に遅れなど予想される場合、休日、勤務時間、出張などの変更を検討すること。
- 警報、注意報などでの対応マニュアルを作成し、会社内で周知すること。

### ◆高年齢労働者における転倒防止対策

- 身体機能の低下を補填する設備（明るさの確保、滑り止めの設置など）の対策を講じること。
- 柔軟性、筋力を高めるストレッチ、運動などを取入れ基礎的な体力、生活習慣の改善に取り組むこと。



すべりやすい箇所、段差の箇所などに下記の標識を参考とし、
「安全見える化」を行って下さい。



凍結注意



段差注意



雪道すべり注意



ながらスマホ禁止



傾斜注意



ふみはずし注意



水分・油分注意



あせり・急ぎ注意



ポケットに手を
入れて歩く禁止

# 自主点検を行いましょう

**転倒災害防止のため、下記のチェックリストをチェックし、改善内容があれば早急に改善し、労働災害防止に努めましょう。**

## チェック項目

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 積雪、凍結時に転倒のおそれのある場所を認識していますか？ | □ |
| 2 | 除雪用具、融雪剤、転倒防止用マットなど準備していますか？ | □ |
| 3 | 滑りやすい場所などを危険場所として「安全見える化」していますか？ | □ |
| 4 | ヒヤリハット情報を活用して、危険マップを作成し、周知していますか？ | □ |
| 5 | 「ながら歩き」、ポケットに手を入れたまま歩くなどを禁止していますか？ | □ |
| 6 | 滑りにくい靴や手袋の着用を推奨していますか？ | □ |
| 7 | 降雪、凍結前に、転倒を防止するための教育等を実施していますか？ | □ |
| 8 | 降雪、気温に関する気象情報を把握し、注意喚起を行う体制を確保していますか？ | □ |
| 9 | 安全に移動できるように十分な照度を確保していますか？ | □ |
| 10 | ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか？ | □ |
| 11 | 時間に余裕をもって歩行、作業を行っていますか？ | □ |
| 12 | 駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意していますか？ | □ |

## 参考情報・ホームページのご案内

・転倒災害のほか、腰痛等を含めた「行動による労働災害」の防止に係る各種資料やリンク集を掲載しています。

山梨労働局　行動災害　検索

・転倒災害を含めた労働災害事例を検索できるほか、ヒヤリハット・ＫＹ活動等に役立つ情報を掲載しています。

職場のあんぜんサイト　検索

# 山梨第１４次労働災害防止計画の概要

## 計画期間：2023年4月1日～2028年3月31日

## １　計画のねらい

**「国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さない」**

この基本理念の下、労働災害を減らし、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が目指す指標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより、

**「事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在能力を十分に発揮できる社会の実現」**を目指します。

## ２　計画の目標

・アウトプット指標
→計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項

1　労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに50%以上とする。
- 介護、看護作業のノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年の50.0%から増加させる。

2　高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢者の安全衛生確保の取組を行う事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

3　外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 外国人労働者に分かり易い方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

4　業種別の労働災害防止対策の推進
- 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を行っている事業場の割合を2027年までに35%以上とする。
- 建設業において、墜落・転落対策のリスクアセスメントを行っている事業場の割合を85 %以上にする。
- 製造業の「はさまれ・巻き込まれ」防止等のリスクアセスメントを実施している事業場の割合を60%以上とする。
- 林業において「伐木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置をしている事業場の割合を2027年までに75%以上とする。

5　労働者の健康確保対策の推進
- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに70%以上とする。
- 労働者に対して必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに70%以上とする。

6　化学物質等による健康障害防止対策の推進
- SDS交付対象やリスクアセスメントの対象ではないが、危険性や有害性が把握されている化学物質のリスクアセスメント実施率を2027年までに80%以上とする。
- 熱中症防止のため、厚さ指数(WBGT値)を把握し活用している事業場の割合を2023年の62.1%から2027年までに増加させる。

・アウトカム指標
→事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項

1　労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 転倒災害による死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。
- 14次防期間中における転倒災害による平均休業見込日数を40日以下とする。
- 社会福祉施設の腰痛による死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。

2　高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 60歳以上の死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。

3　業種別の労働災害防止対策の推進
- 陸上貨物運送業、建設業及び林業は、2027年までに死傷者数を５パーセント減少させる、又は山梨13次防期間中と山梨14次防期間中を比較して死傷者数５パーセント減少させる。
- 製造業は、機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害について、2027年までに５ %減少させる、又は山梨13次防期間中の総件数から５ %減少させる。

4　労働者の健康確保対策の推進
- 定期健康診断における有所見率を、2023年と比較して減少させる。

5　化学物質等による健康障害防止対策の推進
- 化学物質の性状に関連の深い労働災害(有害物との接触、爆発、火災によるもの)の死傷者数を、山梨13次防期間中と比較して山梨14次防期間中に５%以上減少させる。
- 熱中症による死傷者数を山梨13次防期間中と比較して、山梨14次防期間中に減少させる。

→　上記のアウトカム指標の達成を目指すことにより

ア　2022年と比較して、2027年の**死亡者数を２０%減少**、又は山梨13次防期間中と比べて、山梨14次防期間中の**死亡者数を２０%減少**させる。

イ　2022年と比較して、2027年の**休業４日以上の死傷者数を減少**させる、又は山梨13次防期間中と比べて、山梨14次防期間中の**死傷者数を減少**させる。

(いずれも新型コロナウイルス感染症を除く。)

## 3　計画の重点事項

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
③ 高齢者を含めた多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
④ 業種別の労働災害防止対策の推進
⑤ 労働者の健康確保対策の推進
⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

## 4　重点事項ごとの具体的取組

### ①　自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

| | |
|---|---|
| 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと | ○事業者として主体的に安全・健康保持増進活動を行う<br>○国や災防団体の支援等により自社の安全衛生活動を推進する<br>○デジタル技術を使用した活動の推進、無人化等の作業の安全化<br>○事業者と保険者の連携によるコラボヘルスの実現 |
| 取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと | ○他事業の好事例について、個別具体的な情報も含めた周知<br>○災防団体との連携、労働安全衛生マネジメントシステムの活用<br>○ＡＩやウェアラブル端末等の新技術の活用促進<br>○健診情報の活用が進まない事業場へのコラボヘルスの費用支援 |

### ②　労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

| | |
|---|---|
| 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと | ○転倒災害が高齢者に多い事を認識した防止対策の取組を実施<br>○筋力を維持し転倒を予防するため、運動プログラムなどの推進<br>○非正規雇用労働者も含めた雇入時安全衛生教育の実施徹底<br>○指針を参考にした作業態様に応じた腰痛予防対策への取組 |
| 取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと | ○「健康経営優良法人認定制度」等も含め転倒・腰痛防止の周知<br>○ノーリフトケアや介護機器等の導入による腰痛予防対策の周知<br>○転倒災害が高齢者に多い事など、基本的労働災害防止対策の周知<br>○「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」を踏まえた取組<br>○「SAFE協議会」による行動災害防止対策の協議、周知の実施 |

### ③ 高齢者を含めた多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

| | |
|---|---|
| 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと | ○「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立<br>○「テレワークガイドライン」「副業・兼業ガイドライン」に基づいた、労働者の安全・健康の確保<br>○外国人労働者への、安全衛生教育マニュアルを活用した対応 |
| 取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと | ○「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発<br>○「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた、転倒防止対策の実施<br>○「テレワークガイドライン」「副業・兼業ガイドライン」の周知<br>○有害物質による健康障害防止対策の対象が、請負人や労働者以外に拡大される省令改正の周知等<br>○外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育手法の提示等 |

## ④　業種別の労働災害防止対策の推進

### 陸上貨物運送事業

| | |
|---|---|
| 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと | ○「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、荷主も含めた安全対策に取り組む<br>○作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む |
| 取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと | ○トラックからの荷の積卸し作業に係る墜落転落防止対策の徹底<br>○荷役作業における安全ガイドラインの周知徹底<br>○重量物取扱作業等、腰痛の発生が多い作業への対策の周知普及 |

### 建設業

| | |
|---|---|
| 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと | ○墜落・転落危険箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用等による、高所からの墜落・転落災害防止<br>○暑さ指数把握による熱中症対策、環境測定による騒音障害防止 |
| 取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと | ○足場点検の確実な実施や一側足場の使用範囲の明確化等の周知<br>○自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底<br>○建設職人基本法に基づく建設工事従事者の安全健康確保の徹底<br>○熱中症・騒音障害防止の周知指導による健康障害防止の推進 |

### 製造業

| | |
|---|---|
| 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと | ○製造者によるはさまれ・巻き込まれ災害対策情報の確実な提供<br>○機械等の安全水準の向上、合理的な代替措置の実施 |
| 取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと | ○信頼性の高い技術に置き換えることでリスク低減取組を実施<br>○食料品製造業を主とした職長教育実施のさらなる推進 |

### 林業

| | |
|---|---|
| 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと | ○「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づいた教育訓練等の安全対策を確実に実施 |
| 取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと | ○労働災害防止のため、各種ガイドラインの周知の実施<br>○地方公共団体や労災防団体、発注機関との連携の強化 |

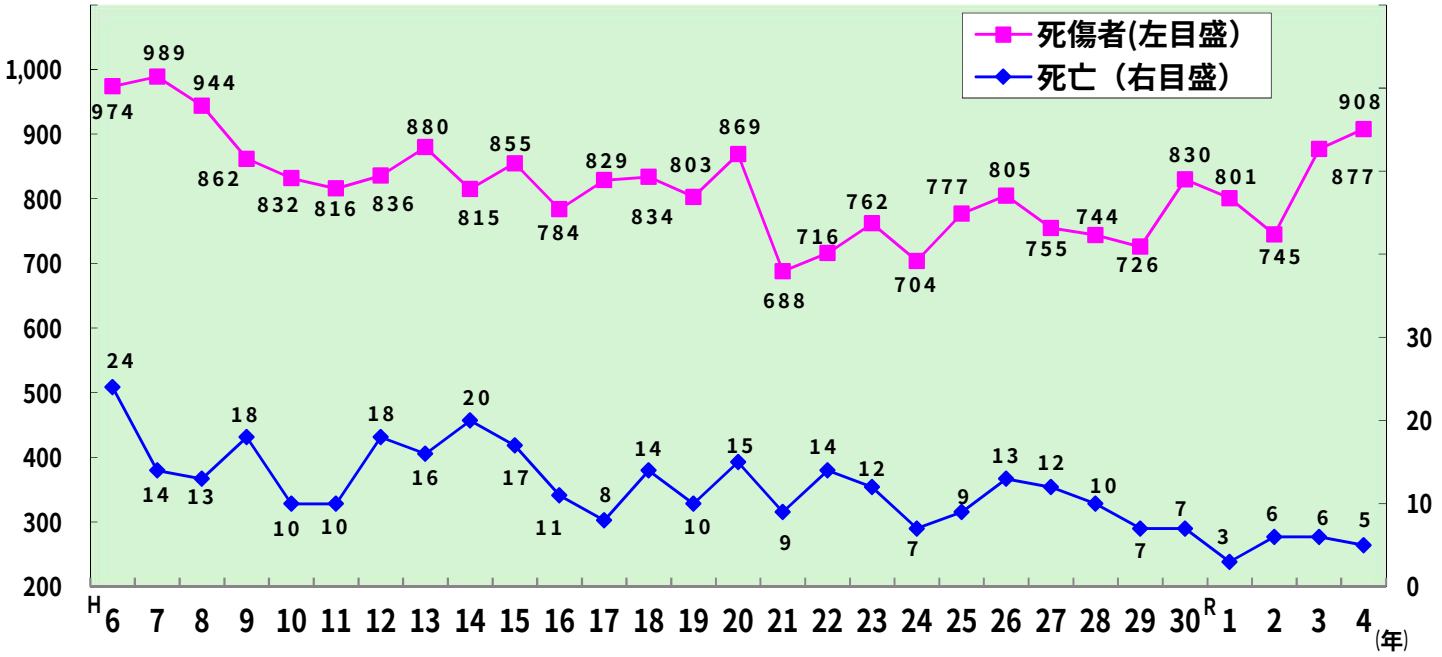
## ⑤　労働者の健康確保対策の推進

| | |
|---|---|
| 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと | ○ストレスチェック集団分析の実施及び分析結果の活用<br>○職場におけるハラスメント対策の実施<br>○長時間労働者への医師の面接、保健師等への相談支援の勧奨<br>○産業保健スタッフの確保及び必要な研修を受ける体制の整備 |
| 取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと | ○ストレスチェック集団分析プログラム、産保センターの活用<br>○メンタルヘルス対策に取り組むことのメリットの周知啓発<br>○「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく取組<br>○事業者が長時間労働者に面接指導が勧奨できるような制度周知<br>○産保センター等による産業保健活動の支援を引き続き実施する |

## ⑥　化学物質等による健康障害防止対策の推進

| | |
|---|---|
| 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと | ○化学物質の自律的なばく露低減措置の実施、ＳＤＳの交付等<br>○建築物石綿含有建材調査者講習終了者等による事前調査の実施<br>○「職場における熱中症予防対策要綱」による熱中症対策<br>○医療従事者の電離放射線被ばく量管理及び低減対策の実施 |
| 取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと | ○化学物質ばく露防止対策マニュアル及び化学物質管理の支援<br>○石綿事前調査結果報告システム、ポータルサイトによる周知<br>○熱中症予防に効果的な機器・用品の普及、要綱の周知・指導<br>○医療機関への放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入支援 |

(単位:人) **労働災害発生状況（全産業）の推移**(Ｒ４年は新型コロナウイルス感染症を除く。) (単位:人)



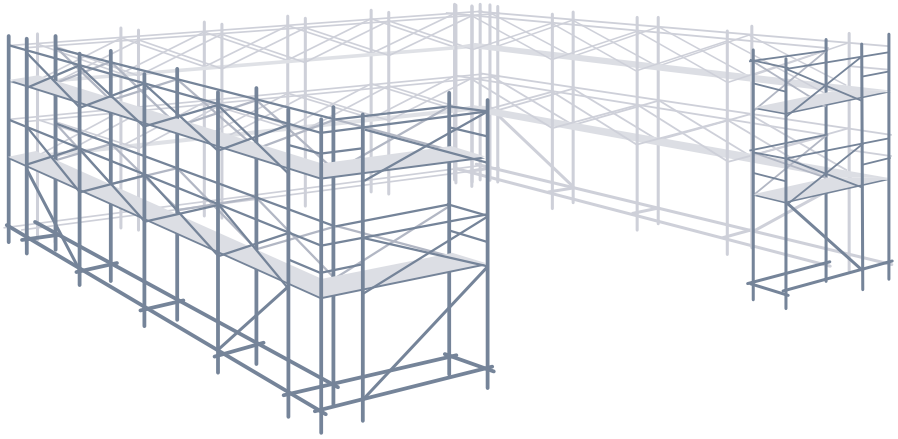

**過去10年間の労働災害の発生状況（業種別）**(Ｒ４年は新型コロナウイルス感染症を除く。) (単位:人)

| | 第１２次防計 | 第１３次防 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 死傷災害 | H25～29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | 合計件数 | 構成比 |
| 製造業 | 985 | 210 | 210 | 161 | 206 | 233 | 2005 | 25.2% |
| 鉱業 | 1 | 3 | 2 | 3 | 4 | 2 | 15 | 0.2% |
| 建設業 | 599 | 101 | 106 | 95 | 96 | 112 | 1109 | 13.9% |
| 運輸交通業 | 342 | 98 | 79 | 85 | 100 | 89 | 793 | 10.0% |
| 貨物取扱業 | 5 | 1 | 2 | 1 | 1 | 3 | 13 | 0.2% |
| 農業 | 44 | 14 | 12 | 10 | 14 | 7 | 101 | 1.3% |
| 林業 | 91 | 11 | 14 | 14 | 14 | 13 | 157 | 2.0% |
| 畜産・水産業 | 8 | 1 | 2 | 2 | 0 | 2 | 15 | 0.2% |
| 商業 | 525 | 119 | 118 | 108 | 147 | 128 | 1145 | 14.4% |
| 金融・広告業 | 44 | 5 | 10 | 6 | 10 | 7 | 82 | 1.0% |
| 映画・演劇業 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0.0% |
| 通信業 | 96 | 16 | 16 | 21 | 17 | 21 | 187 | 2.3% |
| 教育・研究業 | 38 | 3 | 6 | 4 | 16 | 16 | 83 | 1.0% |
| 保健衛生業 | 366 | 87 | 93 | 119 | 113 | 110 | 888 | 11.2% |
| 接客娯楽業 | 369 | 101 | 71 | 58 | 66 | 89 | 754 | 9.5% |
| 清掃・と畜業 | 168 | 33 | 31 | 28 | 31 | 39 | 330 | 4.1% |
| 官公署 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 5 | 0.1% |
| その他の事業 | 116 | 27 | 29 | 26 | 41 | 36 | 275 | 3.5% |
| 各年総件数 | 3798 | 830 | 801 | 745 | 877 | 908 | 7959 | 100.0% |

| 死亡災害 | H25～29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | 合計件数 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 製造業 | 8 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 16 | 20.5% |
| 建設業 | 20 | 2 | 1 | 4 | 2 | 2 | 31 | 39.7% |
| 運輸交通業 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 8 | 10.3% |
| 農林業 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 5.1% |
| 商業 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 | 6.4% |
| 通信業 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1.3% |
| 保健衛生業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| その他の事業 | 8 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 13 | 16.7% |
| 各年総件数 | 51 | 7 | 3 | 6 | 6 | 5 | 78 | 100.0% |

# 足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則　令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和５年10月１日（一部規定は令和６年４月１日）から順次施行します。

## 改正のあらまし

### ① 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が１メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

### ② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

### ③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# ① 一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第 561 条の 2（新設）

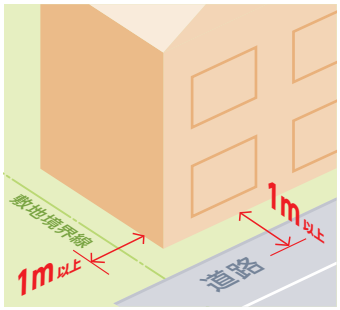
**R6.4.1 施行**

令和６年４月１日以降、幅が１メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が１メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が１メートル以上ある箇所のこと。

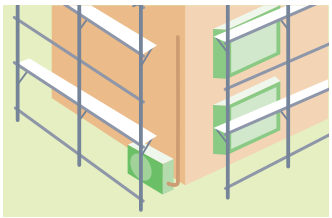
## ●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が１メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。
なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が１メートル以上の箇所」を確保してください。

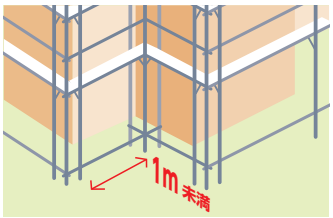



## ●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

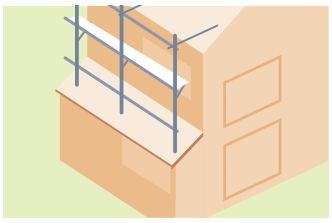
・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を２本設置することが困難なとき



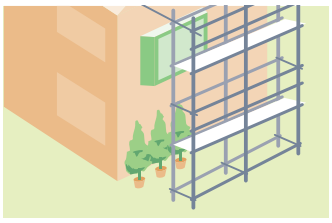
・建築物の外面の形状が複雑で、１メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき




・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を２本設置することが困難なとき

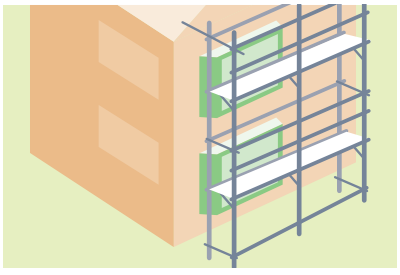


・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

＜留意点＞
**足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を１本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。**



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

## 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、第 655 条

R5.10.1 施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者

・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者

・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1 施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

＜留意点＞

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために
# 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

---

## ● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

---

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03（5253）8111（内線 24813 ／ 24816）

# 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

**石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)**されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で**飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症**するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。　※船舶は鋼製のものに限ります。以下、本資料において同様。

## 工事開始前の石綿の有無の調査

■工事対象となる全ての部材について、**石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を３年間保存することが義務**です

■建築物及び船舶の事前調査は、**厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務**になります（令和５年10月～）

## 工事開始前の労働基準監督署への届出

■石綿が含まれている**保温材等の除去等工事の計画は１４日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務**です

■**一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム**（スマホも可）**で報告することが義務**になります（令和４年４月～）

## 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

■除去工事が終わって作業場の**隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務**です

## 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

■石綿が含まれている**仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務**です

■石綿が含まれている**けい酸カルシウム板第１種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務**です

■石綿が含まれている**成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務**です

## 写真等による作業の実施状況の記録

■石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、**作業の実施状況を写真等で記録し、３年間保存することが義務**です

# 石綿対策の規制が強化されています

## 改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

＊下線部が令和２年７月公布の
改正省令による改正事項

石綿飛散の危険性

高 ⟵ 低

| レベル１建材 | レベル２建材 | けい酸カルシウム板第１種(破砕時)<br>仕上塗材(電動工具での除去時) | レベル３建材 |
|---|---|---|---|
|  |  |   |  |

**計画届の提出**＊14日前まで
(レベル２まで拡大)

**事前調査結果等の報告**（一定規模以上の工事が対象）

■**事前調査の実施**
＊調査方法を明確化　＊資格者による調査
調査結果の３年保存、現場への備え付け
■**作業計画の作成**
作業計画に基づく作業状況などの写真などによる記録・３年保存
■**掲示**
■**作業時に建材を湿潤な状態にする**
■**マスク等の使用**
■**作業主任者の選任**
■**作業者に対する特別教育の実施**
■**健康診断の実施**

■作業場所を隔離し、
負圧を維持
■集じん・排気装置の初回時・
変更時の点検
■作業前・作業中断時の
負圧点検
■隔離解除前の取り残し確認

**作業場所の隔離**

### [参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

（レベル１建材のみ）計画届の提出

（レベル２建材のみ）作業届の提出

（全てのレベルで実施）
事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、
マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

（レベル１・２建材）
作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

# 工事・作業別の規制内容の早見表

## ■工事開始前まで■

| 規制内容 ＼ 工事の種類 | 全ての解体・改修工事 | | |
|---|---|---|---|
| | 建築物 | 工作物 | 船舶 |
| 事前調査の実施、記録の３年保存 | ● | ● | ● |
| 事前調査に関する資格者要件 | ● | | ● |
| 事前調査結果等の報告（工事開始前まで） | ●※1 | ●※2 | ●※3 |
| 作業計画の作成（石綿含有建材がある場合） | ● | ● | ● |
| 計画の届出（工事開始の14日前まで） | ●※4 | ●※4 | ●※4 |

※１ 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る
※２ 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る
※３ 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る
※４ 吹付石綿等（レベル１建材）または石綿含有保温材等（レベル２建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にあっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

## ■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）■

| 主な規制内容 ＼ 作業の種類 | 吹付石綿、保温材等の除去等 | けい酸カルシウム板第１種の破砕等 | 仕上塗材の電動工具による除去 | スレート板等の成形品の除去 |
|---|---|---|---|---|
| 事前調査結果の作業場への備え付け、掲示 | ● | ● | ● | ● |
| 石綿作業主任者の選任・職務実施 | ● | ● | ● | ● |
| 作業者に対する特別教育の実施 | ● | ● | ● | ● |
| 作業場所の隔離 | ● | ● | ● | |
| 隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認 | ● | | | |
| 作業時に建材を湿潤な状態にする | ● | ● | ● | ● |
| マスク、保護衣等の使用 | ● | ● | ● | ● |
| 関係者以外の立入禁止・表示 | ● | ● | ● | ● |
| 石綿作業場であることの掲示 | ● | ● | ● | ● |
| 作業者ごとの作業の記録・40年保存 | ● | ● | ● | ● |
| 作業実施状況の写真等による記録・３年保存 | ● | ● | ● | ● |
| 作業者に対する石綿健康診断の実施 | ● | ● | ● | ● |

# 規制内容の詳細・解説

## 工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和３年４月１日施行

**■工事対象となる全ての部材について事前調査が必要**

**■事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要**

**■事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務**

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

**◆「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう**

**◆目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査**

**◆石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない**

・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
・その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法

**◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい**

・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認

**◆以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要**

・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
・工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

# 工事開始前の石綿の有無の調査　令和５年10月１日施行

## ■事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

### ◆建築物の事前調査を実施することができる者

・特定建築物石綿含有建材調査者
・一般建築物石綿含有建材調査者
・一戸建て等石綿含有建材調査者
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
・令和５年９月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

### ◆船舶の事前調査を実施することができる者

・小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了考査に合格した者（別途告示で定める予定）

### ◆分析調査を実施することができる者

・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

# 令和３年４月１日施行

## ■調査結果の記録は、３年間保存する必要

## ■調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

### ◆調査結果の記録項目

・事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
・事前調査の終了年月日
・工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
・事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

# 工事開始前の労働基準監督署への報告　令和４年４月１日施行

## 報告対象工事・報告内容

### ◆報告が必要な工事

**① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事**

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

**② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事**

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

**③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事**

- 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- 焼却設備
- 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- 遮音壁、軽量盛土保護パネル

**④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事**

### ◆電子システムで報告が必要な内容

- 事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- 事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- 工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- 床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- 石綿作業主任者の氏名
- 事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- 作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

### ◆報告の方法

- 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- 平成18年９月１日以降に着工した工作物、船舶について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

## 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

**令和３年４月１日施行**

**■隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要**

**■作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要**

**■除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要**

**◆負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要**

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

**◆取り残しがないことの確認ができる資格者**

・除去作業の石綿作業主任者

・事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

**◆取り残しがないことの確認は、分析等は不要**

## 石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制　令和３年４月１日施行

**石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要**

**◆作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない**

**◆高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要**

## 成形板等の除去工事に対する規制 令和２年10月１日施行

■石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く ）

■けい酸カルシウム板第１種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

## 建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和３年４月１日施行

・石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

## 写真等による作業の実施状況の記録　令和３年４月１日施行

### ■３年間保存すべき記録の内容・記録方法

**◆以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、３年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）**

①事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況

②隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況

③集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況

④作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）

※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要

⑤除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況

⑥作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

**◆記録は、写真のほか、動画による記録も可能**

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

## 労働者ごとの作業の記録項目の追加　令和３年４月１日施行

### 40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

**◆事前調査結果の概要**

６ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

**◆作業の実施状況の記録の概要**

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録



厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

労働者数50人未満の事業者も

# ストレスチェック が義務になります！

令和10年 4月1日 スタート



ストレスは見えません。
チェックしましょう。

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

## ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケアを促す**とともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

# ストレスチェック制度に取り組む意義

**労働者のメンタルヘルス不調の未然防止**が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。

また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場においてメリットも大きいと思います。



こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。

## 小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の**「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」**は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの概要版（スタートガイド）**もあります



厚労省HP
（ストレスチェック）

## 専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。

都道府県
さんぽセンター




## サポートダイヤル

**ストレスチェック制度サポートダイヤル**では、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：（全国統一ナビダイヤル）
**0570－031050**
**受付時間：平日10：00～17：00**
（土日祝日、年末年始は除く）

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

## 「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト**「こころの耳」**では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。

ポータルサイト
「こころの耳」



（令和8年6月）

## ストレスチェックをこれから導入する事業者の方へ

# ストレスチェックの導入には
# 産保センター（※）をご利用ください

※ 産業保健総合支援センター（産保センター）は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構が各都道府県に設置、運営しています。事業場のメンタルヘルス対策等の取組に対して、各種支援サービスを無料で提供します。

### ストレスチェックの「取り組み方が分からない」とき

- ストレスチェックはどこに頼めばいい？（健康診断の委託先？専門業者？）
- 事業者の方針表明や、実務責任者、担当者の設定はどうする？
- プライバシーの保護はどうする？
- 安全衛生委員会における審議は？
- 高ストレス者に対する医師の面接指導の実施体制はどうする？
- メンタルヘルスの相談体制の整備はどうする？
- ストレスチェック結果の集団分析・職場環境改善のやり方は？等



### 産保センターが提供する 無料の
### メンタルヘルス対策の個別訪問支援が有効です



メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が貴事業場を訪問し、事業場の状況に応じたストレスチェックの導入について、具体的なアドバイスを行うほか、メンタルヘルス対策の構築をトータルで支援します。

**申込先：山梨産保センター　電話：055-220-7020**

お申込の際、監督署からの利用勧奨があった場合は、その旨お伝えください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

**山梨労働局・労働基準監督署**

※産保センターにおいてストレスチェックを行うものではありません。

【申込先】独立行政法人労働者健康安全機構　山梨産業保健総合支援センター

**ＦＡＸ：055－220－7021**

# メンタルヘルス対策支援申込書

年　　月　　日

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業場名 | | | | | |
| 業　　種 | | 事業内容 | | 労働者数 | 人 |
| 所在地 | 〒 | | | | |
| | ＴＥＬ | | ＦＡＸ | | |
| 担当者 | 部署名 | | 氏　名 | | |
| | E-mail | | | | |
| | 職　種 | □ 産業医　□ 保健師・看護師　□ 衛生管理者<br>□ 事業主　□ 労務管理担当者　□ その他（　　） | | | |

希望する支援内容　□にチェックを入れ、希望する番号に○印を付けてください。

□個別訪問支援（相談）

1 衛生委員会に関する支援
2 事業場の実態把握に関する支援
3 事業場内の体制の整備に関する支援
4 職場環境の把握と改善に関する支援
5 メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応
6 職場復帰支援
7 教育研修の実施に関する支援

□ 「心の健康づくり計画」の策定に関する支援

□ ストレスチェック制度の導入に関する支援

□ 職場復帰支援プログラムの作成支援

□ 管理監督者向け教育研修

□ 若年労働者向け教育研修

具体的に支援を希望する内容がありましたら、記入してください。
(例：何から始めたら良いのかアドバイスが欲しい)

※申込書受領後、当センターからご連絡いたします。
※この用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

労働者1人から49人・産業医選任義務のない事業場の皆様へ

# 事業者の義務
# 「医師の意見聴取」は実施していますか？

事業者は、健康診断等の結果、異常の所見があると診断された労働者に対して健康診断実施日から3か月以内に、医師等から以下の意見を聴く必要があります。
（労働安全衛生法第66条の4）

＜意見の内容＞ 就業区分及び就業上必要な措置（下表）
作業環境管理及び作業管理についての意見

| 就業区分 | | 就業上の措置の内容 |
|---|---|---|
| 区分 | 内容 | |
| 通常勤務 | 通常の勤務でよいもの | |
| 要就業制限 | 勤務に制限を加える必要のあるもの | 勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。 |
| 要休業 | 勤務を休む必要のあるもの | 療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。 |



注意 以下のことは「医師等からの意見聴取」ではありません。

- ●健診の際に病院で、健診結果の説明と指導を受けさせている
- ●それぞれ、労働者個人で通院して、主治医に相談している
- ●健康保険組合から通知が来て、保健指導を受けさせている

## 地域産業保健センターを利用すれば
## 無料で「医師からの意見聴取」が受けられます！

県内4か所の地域産業保健センター（通称：ちさんぽ）では、労働安全衛生法で定められた、「医師の意見聴取」等の産業医サービスをはじめ、保健師や労働衛生工学専門員による支援が、無料で利用できます。詳しくは裏面をご覧ください。

| | | |
|---|---|---|
| 中北センター | 甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市<br>北杜市、中巨摩郡 | 055−220−7020 |
| 峡東センター | 山梨市、甲州市、笛吹市 | 0553−88−9120 |
| 峡南センター | 南巨摩郡、西八代郡 | 0556−22−7330 |
| 郡内センター | 都留市、富士吉田市、大月市、上野原市<br>南都留郡、北都留郡 | 0554−45−0810 |

独立行政法人労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター
お急ぎの場合はこちらまで Tel.055-220-7020 (平日 8:30～17:15)

# 申込方法

## １．「山梨産業保健総合支援センター」ホームページを検索




## ２．「地域産業保健センター」➡「申し込み方法・様式」のページから、①②いずれかの方法でお申し込みください。

①「Webフォーム」

②「地域産業保健センター利用申込書［EXCELファイル］」を印刷しFAX送信

## ３．申込受領後、数日中に地域担当のコーディネーター　(事務局)から、事業場ご担当者さまに、日程や必要書類の準備について連絡いたします。

### 《ご利用いただけるサービスの内容》

•労働者の健康管理の相談
　健康診断で異常所見があるなど健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師または保健師が相談対応します。

•健康診断結果に基づく医師からの意見聴取（安衛法第66条の4）
　健康診断の結果異常の所見があった労働者（有所見者）に対し、健康診断実施日より３か月以内に健康を保持・安全に従事するために必要な措置について、医師が事業者に意見陳述を実施します。

•長時間労働者に対する面接指導（第66条の８及び第66条の９）
　時間外・休日労働時間が一月あたり80時間超の労働者、または、会社又は事業場の基準を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者を対象として医師による面接指導を実施し、事業者に意見陳述を実施します。

•高ストレス者に対する面接指導
　ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判断した者を対象として医師による面接指導を実施し、事業者に意見陳述を実施します。

•労働衛生工学専門員による専門指導
　職場の作業管理、環境管理について、現地を確認し改善点等のアドバイスや相談に応じます。

•副業、兼業労働者からの健康相談

### ご利用時の注意

※本事業は、国からの補助金により、中小企業の小規模事業場の産業保健活動に対する支援の充実を図ることを目的に実施しております。つきましては、大企業の営業所・支店等のうち、企業内の産業保健活動について統括的に指導を行う産業医がいる事業場につきましては、地域産業保健センターの対象外となります。

※年度内に利用できる回数は原則１事業場あたり2回です。

※サービスは、原則、地域センターが指定する窓口での対応となりますが、産業医または保健師が事業場を訪問し、総合的な助言指導・労働者の健康相談を行うことも可能です。

※医師からの意見聴取は、窓口面談での対応を原則としておりますが、一部郵送での対応も行っております。サービスの内容・地域により郵送での対応ができない場合もございます。ご了承ください。